

大 治 町 障 害 者 計 画

2024（令和6）年度～2029（令和11）年度

第7期大治町障害福祉計画

第3期大治町障害児福祉計画

2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

2024（令和6）年3月

大 治 町

はじめに

大治町では、少子高齢化や家族形態の変化、ライフスタイルの多様化が進む中で、障がいのある方のニーズも多様化しており、全ての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。

そこで、これまでの本町の障害福祉施策の実績の評価と課題を整理し、本施策を総合的・計画的に推進するため令和6年度を初年度とする新たな「大治町障害者計画・第7期大治町障害福祉計画・第3期大治町障害児福祉計画」を策定いたしました。今後は、この計画を生かしながら、本人の自己選択を尊重し、また全ての町民がお互いを尊重し、支え合い、自立して暮らせるまちを目指し、「第5次大治町総合計画」の将来像である「つなげよう、広げよう 心かようまち おおはる」の実現及び国連サミットで採択されたSDGsの理念である「誰一人取り残さない」まちの実現に向け、各施策の推進に努めてまいります。

障がいのある方はもとより、ボランティア、地域及び関係者の皆様、行政が一体となって、計画を推進してまいりたいと考えております。引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様、関係機関及び障がい者団体の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

大治町長 村上昌生



目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨と背景	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象者	6
5 計画の策定体制	7
第2章 障がいのある方を取り巻く状況	8
1 人口の推移	8
2 障害者手帳所持者等の状況	9
(1) 身体障害者手帳所持者の状況	9
(2) 療育手帳所持者の状況	11
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	12
(4) 難病等の方の状況	13
3 療育・就学等の状況	14
(1) 健診の状況	14
(2) 早期療育	15
(3) 特別支援学校	16
(4) 町内の小学校・中学校の特別支援学級	18
4 雇用・就業の状況	19
第3章 計画の推進に向けて	22
1 計画の推進体制	22
2 計画の進行管理	23
第2部 障害者計画	25
第1章 基本理念と基本目標	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
第2章 各論	29
1 施策の体系	29
2 基本目標1 「共生のまち」	30
(1) 啓発・広報	30
(2) 地域福祉活動	35
3 基本目標2 「安心・安全なまち」	37
(1) 生活支援	37
(2) 生活環境	42
(3) 情報・コミュニケーション	46
4 基本目標3 「健やかで生きがいのあるまち」	48
(1) 保健・医療	48
(2) 療育・教育	50
(3) 雇用・就業	54
(4) スポーツ・文化活動	56

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画	59
第1章 計画の考え方	61
1 基本的理念	61
2 サービスの体系図	63
第2章 成果目標	64
1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標と実績	64
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	64
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	65
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	66
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	67
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	68
(6) 発達障がい者等に対する支援	69
(7) 相談支援体制の充実・強化等	70
(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	71
2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標	72
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	72
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	73
(3) 地域生活支援の充実	74
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	76
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	78
(6) 相談支援体制の充実・強化等	80
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	82
第3章 障害福祉サービス等の見込量	83
1 障害福祉サービスの見込量	83
(1) 訪問系サービス	83
(2) 日中活動系サービス	86
(3) 居住支援・施設系サービス	90
(4) 相談支援	92
2 地域生活支援事業の見込量	94
(1) 必須事業	94
(2) 任意事業	99
第4章 障がい児支援の見込量	101
1 障害児通所支援等	101
2 障がい児の子ども・子育て支援	104
資料編	107
1 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会設置要綱	109
2 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会委員名簿	110
3 策定経過	111
4 アンケートでみる障がいのある方の状況	112
5 調査結果（団体・事業所調査）	160
6 用語解説	165

第 1 部



総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

大治町（以下「本町」という。）では、2019（平成31）年3月に障がい者施策の方向性を明らかにするため、「障害者基本法*（*印の用語は資料編に用語解説を掲載しています。以下同様。）」第11条第3項に基づく「大治町障害者計画」（計画期間：2019（令和元）年度から2023（令和5）年度）を策定し、障がい福祉施策を推進してまいりました。また、2021（令和3）年3月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「第6期大治町障害福祉計画」、「児童福祉法*」第33条の20第1項に基づく「第2期大治町障害児福祉計画」（ともに計画期間：2021（令和3）年度から2023（令和5）年度）を策定し、障がいのある方が安心した地域生活を送るために、主に障害福祉サービスや障害児通所支援の提供と確保にかかる総合的かつ計画的な施策を進めてきました。

国においては、2014（平成26）年に批准した「障害者の権利に関する条約*」（障害者権利条約）のための国内法が整備されました。2016（平成28）年から、障がいのある方への差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*」（障害者差別解消法）が施行されていますが、2021（令和3）年5月に法改正が行われ、2024（令和6）年4月には施行予定です。改正法では、国及び地方公共団体の連携協力の責務が追加されると同時に、事業者に対して社会的障壁*の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されています。

その他にも、2020オリンピック・パラリンピック東京大会の開催や、障がい者のアクセシビリティ*などの問題に合わせた法整備が進められました。2019（令和元）年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律*」（読書バリアフリー*法）、2020（令和2）年に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律*」（電話リレー法）、2021（令和3）年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*（バリアフリー法）の一部を改正する法律」、2022（令和4）年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法*」が施行されています。

また、国は2022（令和4）年12月に障害者総合支援法等の一部を改正しました。この改正では、障がいのある方の地域生活や就労の支援の強化等により、障がいのある方の希望する生活を実現するため、①地域生活の支援体制の充実、②多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病*患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることとされました。

本町ではこうした制度改革による新たな視点を踏まえ、障がい者福祉施策の変遷を受け、障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施するため、2024（令和6）年度を初年度とする新たな「大治町障害者計画」、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までを計画期間とする「第7期大治町障害福祉計画・第3期大治町障害児福祉計画」を策定いたします。

2 計画の位置づけ

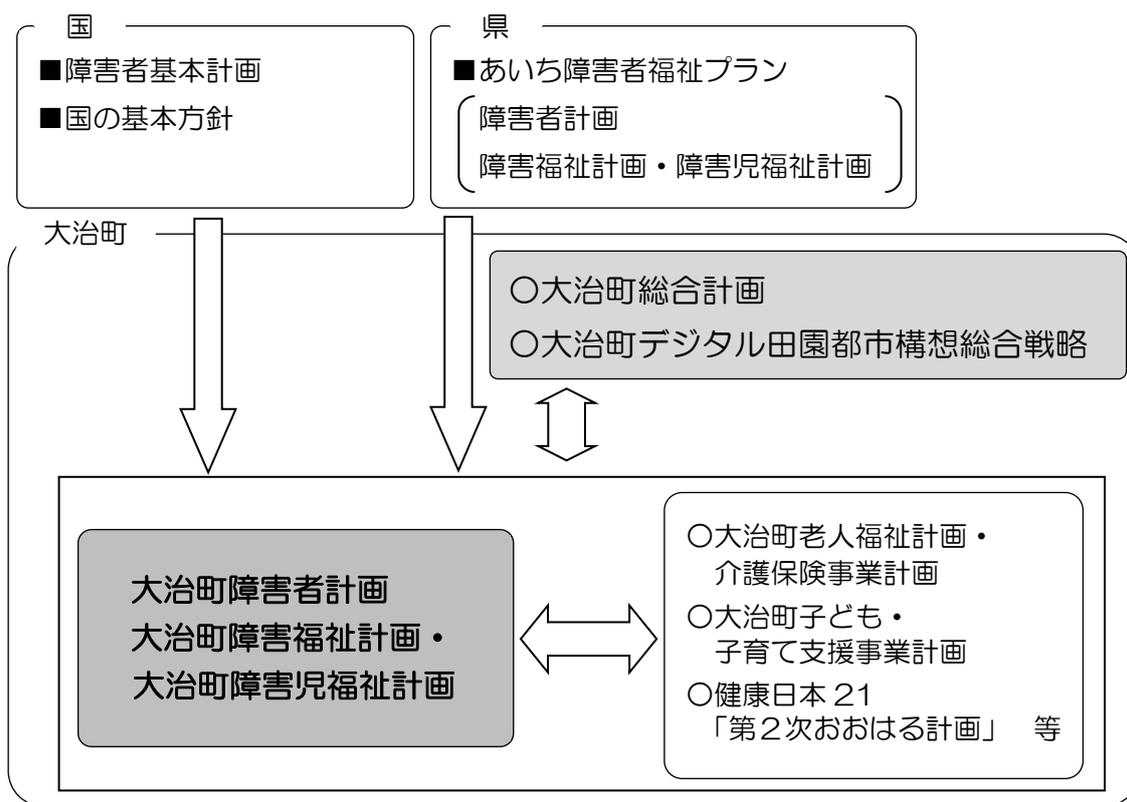
「大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画」は、国の「障害者基本計画*」、愛知県の「あいち障害者福祉プラン（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」を上位計画とし、また、本町のまちづくりの指針である「大治町総合計画」を始め、他の関連計画との整合性を踏まえ策定しています。

「大治町障害者計画」は「障害者基本法」に基づいた障がい者のための施策に関する基本的な計画であり、「大治町障害福祉計画」は「障害者総合支援法」に基づいた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画、「大治町障害児福祉計画」は「児童福祉法」に基づいた障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画です。

図表 1-1 障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	<p>障害者基本法 第 11 条第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。</p>	<p>障害者総合支援法 第 88 条第 1 項 市町村は、基本指針*に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。</p>	<p>児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。</p>
性 格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障害児通所支援等の量と提供体制を確保するための計画

図表 1-2 上位・関連計画



3 計画の期間

障害者計画の期間は 2024（令和 6）年度から 2029（令和 11）年度までの 6 年間とします。

第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の期間は 2024（令和 6）年度から 2026（令和 8）年度までの 3 年間とします。

なお、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障がいのある方のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 1-3 計画の期間

2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度	2027 (令和 9) 年度	2028 (令和 10) 年度	2029 (令和 11) 年度
第 4 次大治町 総合計画			第 5 次大治町総合計画 2023(令和 5)年度～2032(令和 14)年度								
(前回) 障害者計画 2019(令和元)年度～2023(令和 5)年度						大治町障害者計画 2024(令和 6)年度～2029(令和 11)年度					
第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画			第 6 期障害福祉計画 第 2 期障害児福祉計画			第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画					

4 計画の対象者

障害者計画の主な対象者は、障害者基本法に定める障がいのある方を原則としていますが、施策の展開には、あらゆる分野からの参画と協働を必要とすることから対象者は、全町民であるといえます。

障害者基本法（抜粋）

第二条

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の対象者は、身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、発達障がい*のある方、難病等の方です。

2013（平成 25）年4月から、障がいのある方の定義に新たに追加された難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方）については、2023（令和 5）年3月時点で 366 疾病が対象となっています。

障害者総合支援法（抜粋）

- 第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。
- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

児童福祉法（抜粋）

- 第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。
 - 一 乳児 満一歳に満たない者
 - 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
 - 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者
- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

5 計画の策定体制

(1) 「大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会」の開催

この計画は、障がい者当事者の会、親の会の代表、識見を有する者、保健医療・福祉関係者及び福祉教育関係職員から構成される「大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会」において、内容を協議・検討しその意見を踏まえた上で策定しました。

(2) 各種調査の実施

この計画の策定にあたり、次の3つの調査を実施しました。

① 住民調査

障がいのある方のニーズや生活状況等を把握・分析するために、障害者手帳所持者及び一般住民を対象に郵送によるアンケート調査を実施しました。

② 団体・事業所調査

現状・課題の把握や今後の意向を伺うために、町内の障がい者団体及びサービス提供事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

③ 庁内調査

現行の計画の進捗状況及び今後の事業展開を把握するために、担当各課に対し、調査を実施しました。

(3) パブリックコメント*の実施

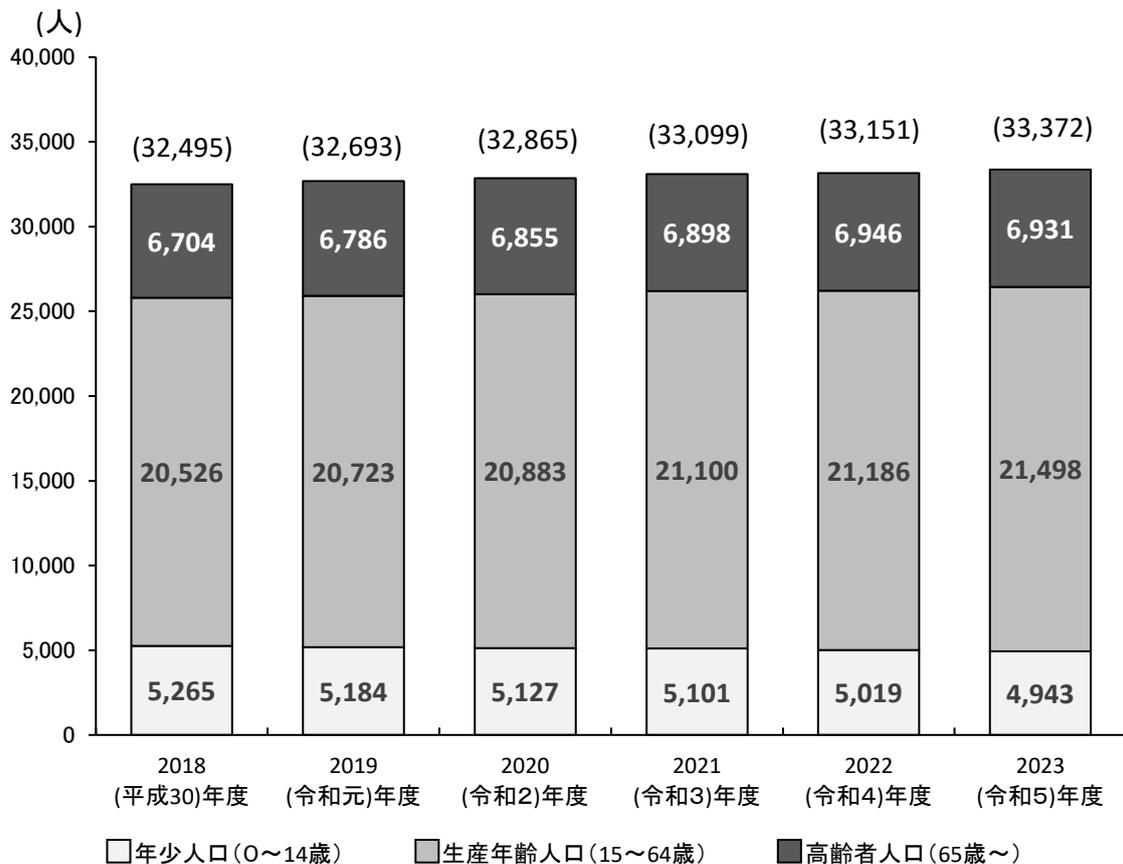
2024（令和6）年1月5日～2月5日まで、計画案を公開し、広く町民の方々から意見を募りました。

第2章 障がいのある方を取り巻く状況

1 人口の推移

本町の人口は年々増加傾向にあり、2023（令和5）年4月1日現在では、33,372人となっています。年齢3区分別でみると、0～14歳（年少人口）は年々減少していますが、15～64歳（生産年齢人口）は年々増加しています。65歳以上（高齢者人口）は年々増加していましたが、2023（令和5）年度に微減しています。

図表 1-4 年齢3区分別人口の推移



資料：住民課（各年度4月1日現在）

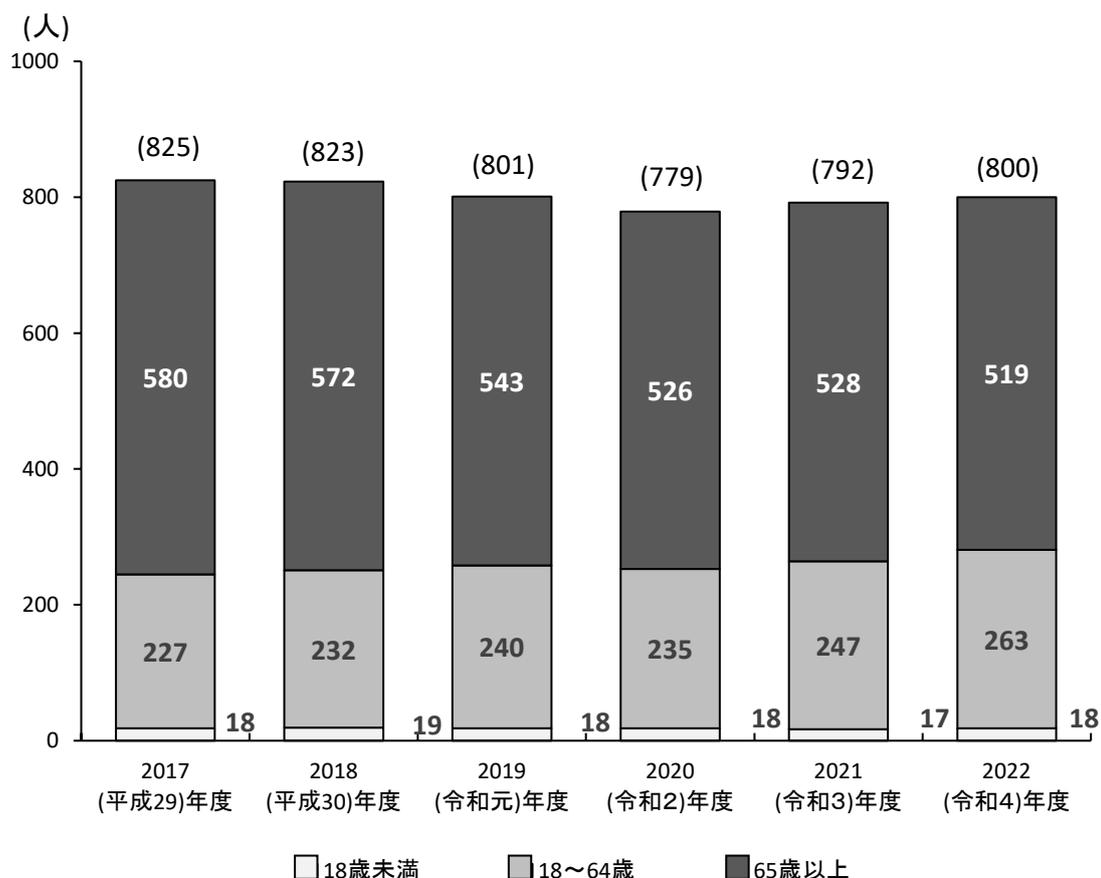
2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 身体障害者手帳*所持者の状況

2022（令和4）年度末現在、町内で身体障害者手帳を所持している方は800人となっています。2017（平成29）年度からの推移をみると、年々減少傾向にありましたが、2021（令和3）年度末以降は増加しています。

2022（令和4）年度末の障がいの等級別手帳所持者数は、「1級」が252人と最も多く、次いで「3級」が193人、「4級」が165人、「2級」が122人となっており、「1級」と「2級」を合わせた重度の方が374人となり、全体の約5割（46.8%）を占めています。

図表 1-5 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：民生課（各年度末現在）

図表 1-6 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度
1 級	259	259	253	256	247	252
2 級	131	130	129	117	120	122
3 級	186	184	177	174	193	193
4 級	173	173	166	162	162	165
5 級	45	47	47	41	38	39
6 級	31	30	29	29	32	29
合計	825	823	801	779	792	800

資料：民生課（各年度末現在）

2022（令和4）年度末の障がいの種類別手帳所持者数は、「肢体不自由」が404人と最も多く、身体障がい者全体の約5割（50.5%）を占めており、次いで「内部障がい」が305人、「聴覚・平衡機能障がい」が44人、「視覚障がい」が38人、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が9人の順となっています。

図表 1-7 種類別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度
視覚障がい	31	29	33	32	31	38
聴覚・平衡 機能障がい	40	41	43	44	44	44
音声・言語・ そしゃく機能 障がい	9	8	9	8	8	9
肢体不自由	466	459	435	404	417	404
内部障がい	279	286	281	291	292	305
合計	825	823	801	779	792	800

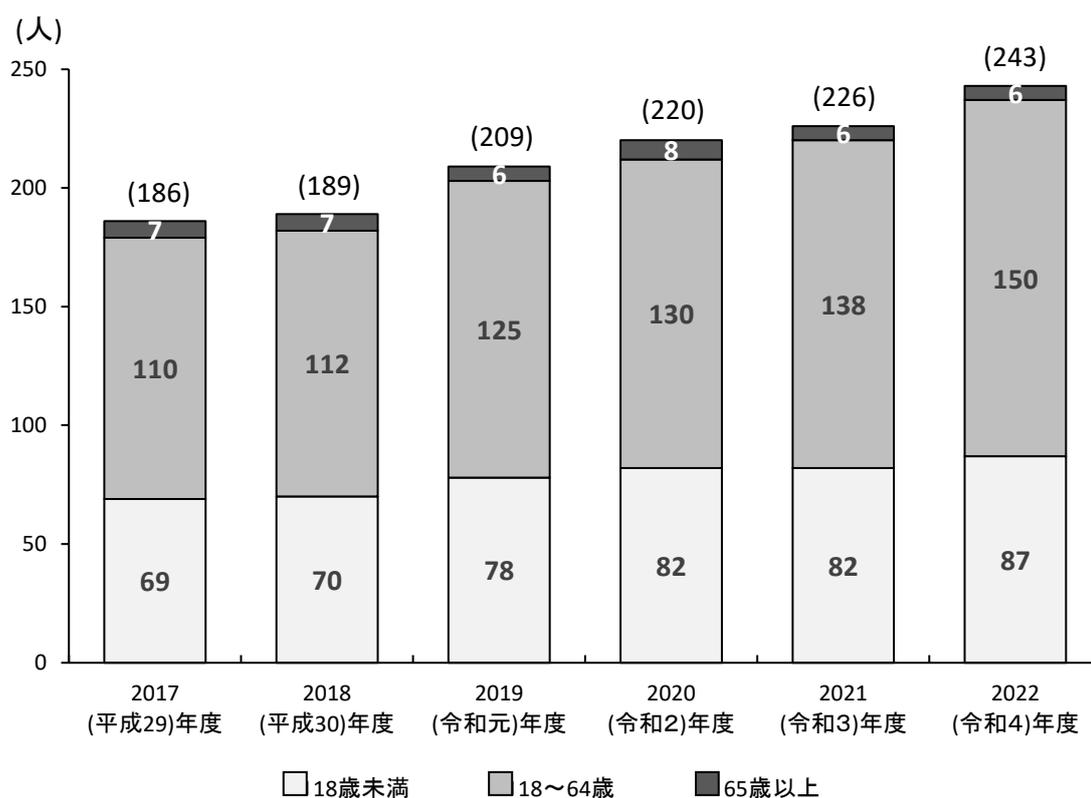
資料：民生課（各年度末現在）

(2) 療育手帳*所持者の状況

2022（令和4）年度末現在、町内で療育手帳を所持している方は243人となっています。2017（平成29）年度からの推移をみると、年々増加傾向にあります。

2022（令和4）年度末の障がいの判定別手帳所持者数は、「A判定」が76人、「B判定」が68人、「C判定」が99人となっています。2017（平成29）年度に比べると、2022（令和4）年度の「C判定」は約1.6倍となっています。

図表 1-8 年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：民生課（各年度末現在）

図表 1-9 判定別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度
A判定	70	67	67	70	74	76
B判定	55	56	63	64	63	68
C判定	61	66	79	86	89	99
合計	186	189	209	220	226	243

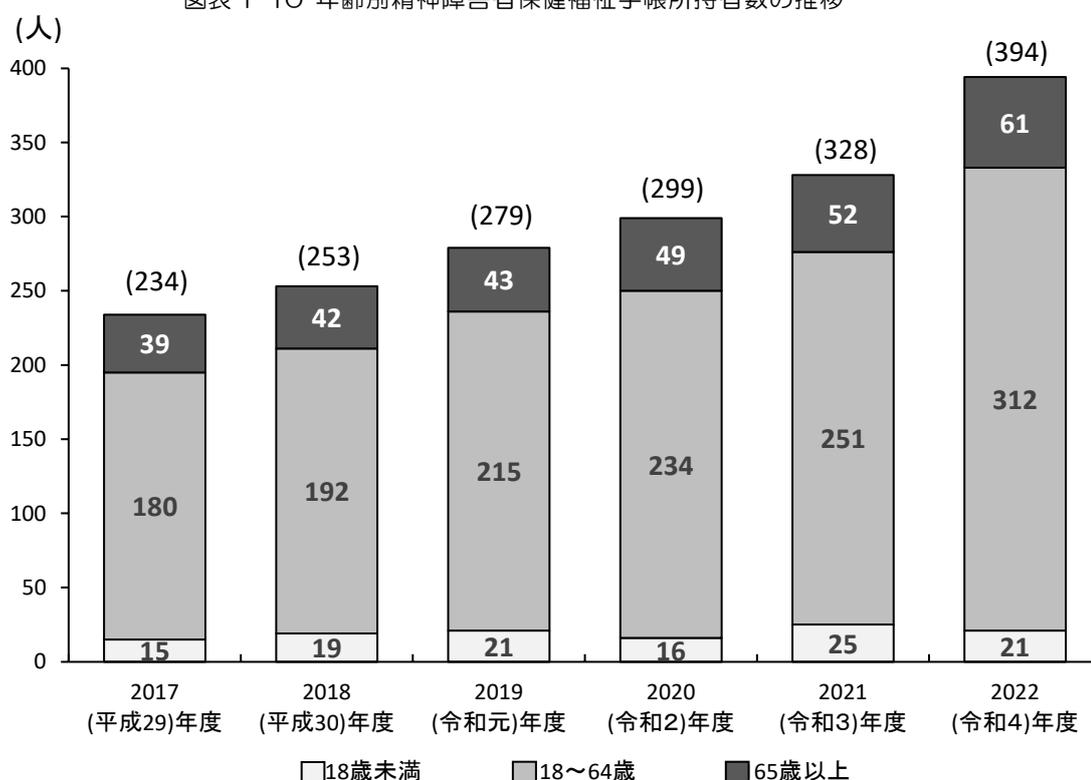
資料：民生課（各年度末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳*所持者の状況

2022（令和4）年度末現在、町内で精神障害者保健福祉手帳を所持している方は394人となっています。2017（平成29）年度からの推移をみると、年々増加しており、2022（令和4）年度は2017（平成29）年度の約1.7倍となっています。

2022（令和4）年度末の障がいの等級別手帳所持者数は、「1級」が43人、「2級」が257人、「3級」が94人となっており、「2級」が最も多くなっています。2017（平成29）年度に比べると、2022（令和4）年度の「1級」は約1.9倍、「2級」は約1.6倍、「3級」は約2.0倍となっています。

図表 1-10 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：民生課（各年度末現在）

図表 1-11 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）

区分	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度
1級	23	21	28	33	35	43
2級	163	177	187	198	219	257
3級	48	55	64	68	74	94
合計	234	253	279	299	328	394

資料：民生課（各年度末現在）

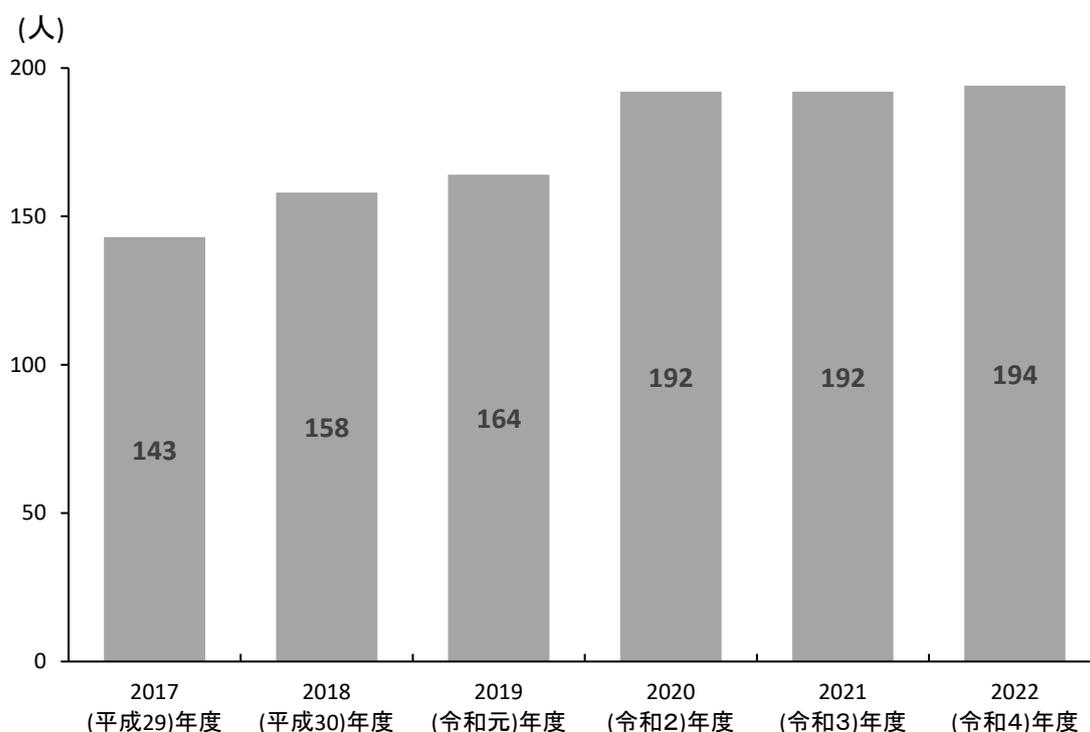
(4) 難病等の方の状況

2013（平成 25）年度から、難病の方（特定医療費助成制度対象外の疾病を含む）が障害福祉サービス等の受給対象となりました。その後、順次対象疾病が見直され、2023（令和 5）年 3 月現在、対象疾病は 366 となっています。

2022（令和 4）年度末現在、町内で「難病の患者に対する医療等に関する法律*」に基づく特定医療費助成制度の受給者数は 194 人となっています。

2017（平成 29）年度からの推移をみると年々増加しており、2022（令和 4）年度の受給者数は 2017（平成 29）年度の約 1.4 倍となっています。

図表 1-12 特定医療費助成制度の受給者数の推移



資料：津島保健所（各年度末現在）

3 療育*・就学等の状況

(1) 健診の状況

健診の受診状況をみると、2022（令和4）年度の受診者数は、1歳6か月児健診で298人、3歳児健診で286人となっています。

健診の結果、保健指導・支援が必要で保健機関継続支援・状況確認となった方のうち、子の要因が発達の遅れに該当する方は、2022（令和4）年度においては、1歳6か月児で202人（67.8%）、3歳児で82人（28.7%）となっています。

図表 1-13 1歳6か月児健診の受診状況の推移

（単位：人）

区分	2017 （平成29） 年度	2018 （平成30） 年度	2019 （令和元） 年度	2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度
対象者数	354	357	315	287	299	304
受診者数	338	339	295	285	283	298
受診率	95.5%	95.0%	93.7%	99.3%	94.6%	98.0%

資料：愛知県母子健康診査マニュアル

図表 1-14 3歳児健診の受診状況の推移

（単位：人）

区分	2017 （平成29） 年度	2018 （平成30） 年度	2019 （令和元） 年度	2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度
対象者数	347	382	321	344	293	294
受診者数	325	357	307	323	283	286
受診率	93.7%	93.5%	95.6%	93.9%	96.6%	97.3%

資料：愛知県母子健康診査マニュアル

図表 1-15 1歳6か月児健診の結果、保健指導・支援が必要で保健機関継続支援・状況確認となった方の推移

区分		2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度
子の要因 (発達)	該当者数(人)	174	203	200	179	190	202
	割合	51.5%	59.9%	67.8%	62.8%	67.1%	67.8%

資料：愛知県母子健康診査マニュアル

図表 1-16 3歳児健診の結果、保健指導・支援が必要で保健機関継続支援・状況確認となった方の推移

区分		2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度
子の要因 (発達)	該当者数(人)	53	72	61	80	53	82
	割合	16.3%	20.2%	19.9%	24.8%	18.7%	28.7%

資料：愛知県母子健康診査マニュアル

(2) 早期療育

心身の発達に心配がある満1歳から、小学校就学前までのお子さんに対して集団療育を行うことを目的とした親子通園療育事業「かがやき園」の通園児数は、2022（令和4）年度は13人となっています。

図表 1-17 早期療育施設の通園児数の推移

(単位：人)

区分	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度
かがやき園	10	11	10	10	11	13

資料：児童センター（各年度末現在）

(3) 特別支援学校

2023（令和5）年5月1日現在、特別支援学校の大治町の在学者数は全体で16人となっています。

図表 1-18 特別支援学校の就学状況

（単位：人）

区分	所在地	大治町の在学者数				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
愛知県立佐織特別支援学校	愛西市		8	1	4	13
愛知県立春日台特別支援学校	春日井市	0	0	0	1	1
愛知県立春日井高等特別支援学校					1	1
愛知県立豊橋特別支援学校	豊橋市		1	0	0	1
合計		0	9	1	6	16

資料：学校教育課・各学校（2023（令和5）年5月1日現在）

図表 1-19 特別支援学校の在学者数の推移

(単位：人)

学校名		大治町の在学者数					
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
愛知県立 名古屋盲学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	1	0	0	0	0	0
	高等部	0	1	1	1	0	0
	計	1	1	1	1	0	0
愛知県立 佐織特別支援 学校	幼稚部						
	小学部	3	3	4	5	7	8
	中学部	3	2	2	1	2	1
	高等部	14	11	8	6	6	4
	計	20	16	14	12	15	13
愛知県立 名古屋特別支援 学校	幼稚部						
	小学部	1	0	0	0	0	0
	中学部	2	1	0	0	0	0
	高等部	0	1	2	1	1	0
	計	3	2	2	1	1	0
愛知県立 三好特別支援 学校	幼稚部						
	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	1	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0
愛知県立 春日台特別支援 学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	2	0	0	0	0	0
	高等部	0	2	2	2	1	1
	計	2	2	2	2	1	1
愛知県立 春日井高等特別 支援学校	幼稚部						
	小学部						
	中学部						
	高等部	0	0	0	1	1	1
	計	0	0	0	1	1	1
愛知県立 港特別支援学校	幼稚部						
	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	1	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0
愛知県立 豊橋特別支援 学校	幼稚部						
	小学部	0	0	0	0	0	1
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	1
愛知県立 瀬戸つばき特別 支援学校	幼稚部						
	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	1	1	0
	計	0	0	0	1	1	0
幼稚部計		0	0	0	0	0	0
小学部計		4	3	4	5	7	9
中学部計		9	3	2	1	2	1
高等部計		15	15	13	12	10	6
合計		28	21	19	18	19	16

資料：学校教育課・各学校（各年度5月1日現在）

(4) 町内の小学校・中学校の特別支援学級

大治町の児童生徒が通う町立小学校・中学校の特別支援学級の在学者数は、合わせて104人となっています。

町立小学校・中学校の特別支援学級の在学者数の推移をみると、2018（平成30）年度の58人から2023（令和5）年度は46人増の104人（約1.8倍）となっています。

図表1-20 小学校・中学校の特別支援学級の状況

（単位：校、人）

区分	小学校		中学校	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数
町立	3	88	1	16

資料：学校教育課（2023（令和5）年5月1日現在）

図表1-21 小学校・中学校の特別支援学級の学年別在学状況

（単位：組、人）

区分	学級数	在学者数									合計
		小学校						中学校			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい	6	2	8	6	3	4	5	3	0	2	33
自閉情緒	10	9	12	7	10	8	7	5	3	2	63
肢体不自由	3	0	1	1	0	0	0	0	1	0	3
言語	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
難聴	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
病弱・身体虚弱	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	23	13	23	14	13	12	13	8	4	4	104

資料：学校教育課（2023（令和5）年5月1日現在）

図表1-22 小学校・中学校の特別支援学級在学者数の推移

（単位：人）

区分	2018 （平成30） 年度	2019 （令和元） 年度	2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （平成4） 年度	2023 （令和5） 年度
小学校	47	54	70	75	82	88
中学校	11	10	9	7	9	16
合計	58	64	79	82	91	104

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

4 雇用・就業の状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律*」では、事業主に対してその雇用する労働者に占める障がい者の割合が一定率（法定雇用率*）以上になるよう義務づけています。法定雇用率は2021（令和3）年3月1日から、民間企業（従業員43.5人以上）では2.3%、国、地方公共団体等では2.6%となっています。2024（令和6）年4月1日からは民間企業（従業員40.0人以上）では2.5%、国、地方公共団体は2.8%と段階的に引き上げられます。

津島公共職業安定所管内における障がいのある方の雇用の状況は、2022（令和4）年6月1日現在2.18%の実雇用率となっており、雇用率未達成企業の割合は、45.6%となっています。全国や愛知県と比較すると、津島公共職業安定所管内での実雇用率は、全国・愛知県より低くなっています。

従業員数の規模別にみると、規模が大きくなるにつれ、実雇用率が高くなる傾向にあります。

図表 1-23 一般企業における障がいのある方の雇用の状況

（単位：％）

従業員数	津島公共職業安定所管内		愛知県		全国	
	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合
43.5～99人	1.67	44.7	1.63	53.8	1.84	54.2
100～299人	1.88	51.5	1.91	48.9	2.08	48.3
300～499人	2.12	41.7	2.14	53.8	2.11	56.1
500～999人	2.59	30.0	2.19	53.4	2.26	52.8
1,000人以上	4.41	0.0	2.50	33.0	2.48	37.9
合計	2.18	45.6	2.19	51.4	2.25	51.7

資料：津島公共職業安定所（2022（令和4）年6月1日現在）

2022（令和4）年度の津島公共職業安定所管内の新規求職申込者数は585人、就職件数は285件で、就職率は48.7%となっています。

図表 1-24 津島公共職業安定所に登録している障がいのある方の状況の推移

（単位：人）

区分	2017(平成29)年度				2018(平成30)年度			
	身体	知的	精神	計	身体	知的	精神	計
有効求職数	204	106	403	713	240	95	440	775
新規求職申込者	112	60	267	439	145	60	291	496
就職件数	61	40	137	238	50	48	139	237
就職率				54.2%				47.8%

区分	2019(令和元)年度				2020(令和2)年度			
	身体	知的	精神	計	身体	知的	精神	計
有効求職数	230	96	507	833	215	98	498	811
新規求職申込者	122	63	362	547	139	70	269	478
就職件数	52	39	194	285	59	48	155	262
就職率				52.1%				54.8%

区分	2021(令和3)年度				2022(令和4)年度			
	身体	知的	精神	計	身体	知的	精神	計
有効求職数	149	71	346	566	173	63	339	575
新規求職申込者	145	67	290	502	156	73	356	585
就職件数	44	48	158	250	55	42	188	285
就職率				49.8%				48.7%

資料：津島公共職業安定所（各年度末現在）

※有効求職数：公共職業安定所に登録されている求職者数

※就職率：就職件数÷新規求職申込者

2023（令和5）年5月31日現在の津島公共職業安定所管内の障がいのある方の登録者数は、身体障がい者が173人、知的障がい者が55人、精神障がい者が351人となっており、発達障がい者等を合わせた人数は617人となっています。

図表 1-25 障がい部位別の津島公共職業安定所に登録している障がいのある方の状況

区分	身体障がい者									知的障がい者	精神障がい者	発達障がい者	難病	高次脳機能	その他	合計
	視覚	聴覚・言語	上肢	下肢	体幹	脳病変	内部疾患	小計								
登録者数	人	12	23	25	40	13	1	59	173	55	351	3	17	1	17	617
	%	1.9	3.7	4.1	6.5	2.1	0.2	9.6	28.0	8.9	56.9	0.5	2.8	0.2	2.8	100.0

資料：津島公共職業安定所（2023（令和5）年5月31日現在）

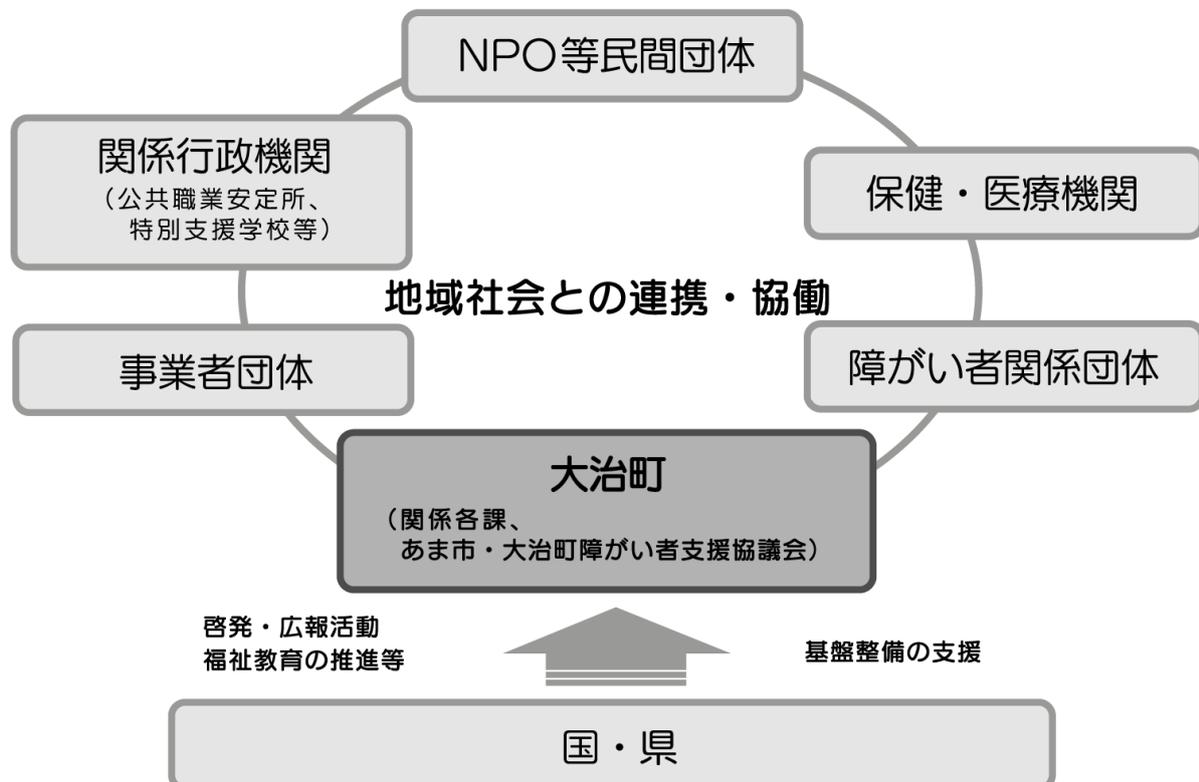
第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

障害者計画は障がい者福祉の基本計画であり、計画に含まれる分野は、啓発・広報、地域福祉活動、生活支援、生活環境、情報・コミュニケーション、保健・医療、療育・教育、雇用・就業、スポーツ・文化活動などのさまざまな分野にわたっています。このため、庁内の関連する個別計画の担当課との連絡調整や関係機関、当事者団体、ボランティア団体等との連携をより一層強化し、あま市・大治町障がい者支援協議会*の中での協議を通じて、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画においても、障がいのある方の地域移行や就労支援など、計画を実効性あるものとするため、行政、当事者団体、事業者、NPO*法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体等の民間団体などの関係機関との連携をより一層図り、施策を展開していきます。

図表 1-26 地域社会との連携・協働による自立支援ネットワーク



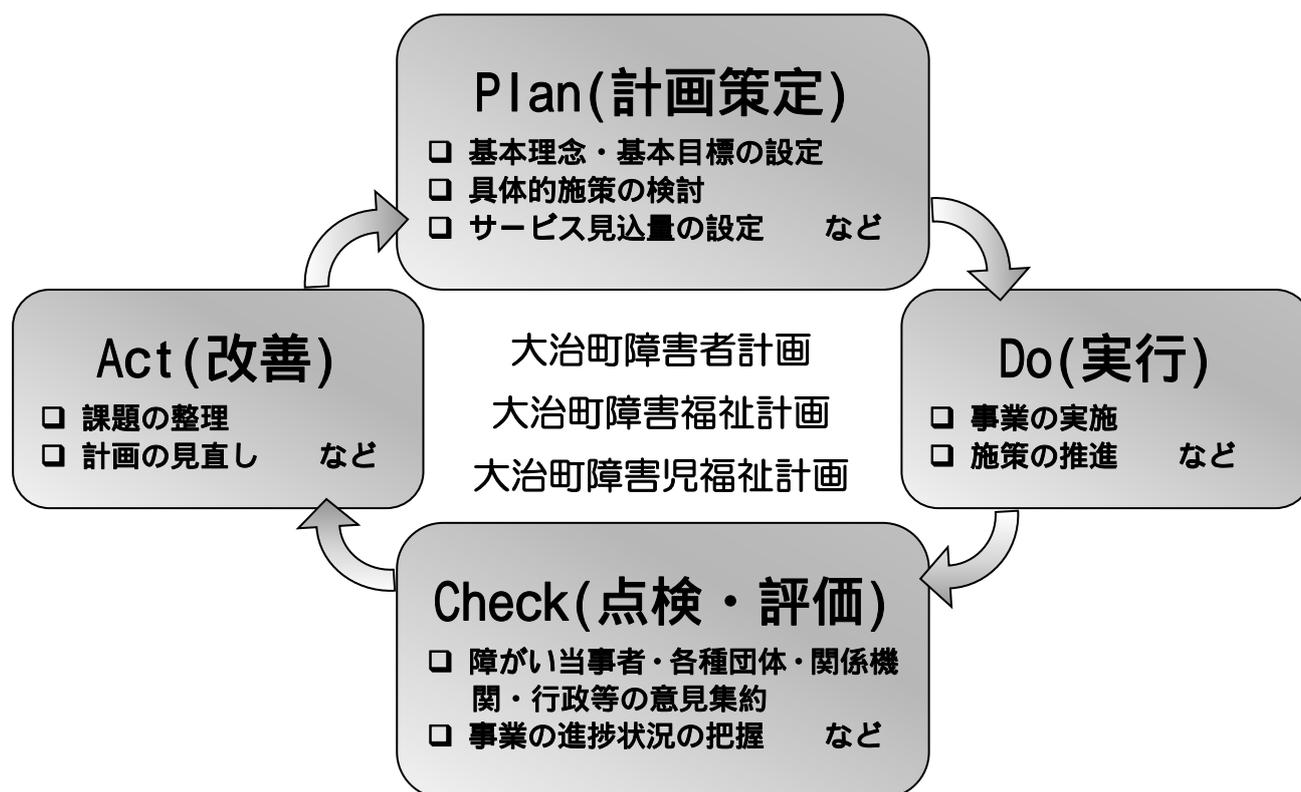
2 計画の進行管理

障害者計画においては、福祉部民生課が中心となって実施結果のとりまとめを行い、あま市・大治町障がい者支援協議会への報告及び意見聴取を通じて計画の進捗状況を把握していきます。

障害福祉計画・障害児福祉計画においては、成果目標及び活動指標について、年1回、実績を把握し、中間評価として分析及び評価を行います。

また、計画の進行管理にあたっては、計画の進捗状況の定期的な点検・評価とともに、国の制度改革による福祉施策環境の動向を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果の高い取り組みへとつなげます。

図表 1-27 計画の進行管理（PDCA サイクル*）



第 2 部



障害者計画

第1章 基本理念と基本目標

1 基本理念

第5次大治町総合計画では、居住満足度をより一層高め、魅力あふれるまちづくりを進めています。また、住民自身による活動がまちの活性化につながっていくようなまちづくりを進めています。

【大治町が目指すまちの将来像】

つなげよう、広げよう 心かようまち おおはる

また、第5次大治町総合計画では5つの基本目標のうち「共助 支え合いながら元気に暮らせるまち」を目指し、主な取組を以下に掲げ、障がい者福祉を推進しています。

① 相談支援体制の充実

情報の提供を行うとともに、多様化する相談に対応するため関係機関との連携に努めます。また、医療的ケア*児とその家族への支援として、関連分野の支援を調整するコーディネーター*として養成された相談支援専門員などの配置を行います。

② 障がい者（児）の自立と社会参加の促進

障がいのある方への理解を深める活動を充実させます。また、障害福祉サービスなどの支援の充実を図るとともに、特別支援学校や就労を支援する事業所と協力し、社会参加を促進します。

③ 地域生活への移行支援

入所施設やグループホームなどと連携を図りながら、サービス提供体制の整備を進め、地域生活への移行を図っていきます。

④ 情報バリアフリー化の推進

従来のバリアフリーの考え方に加え、ICT*の進展により生じるバリア（障壁）をなくし、全ての人が必要な時に必要な情報を適切に取得できるような環境づくりに努めます。

障害者計画では、総合計画の将来像の実現と、誰もが地域社会の中で共に暮らしていくことができる社会の実現に向け、誰もが地域の中で当たり前の生活が送れる社会を目指す「ノーマライゼーション*」と一人の人間としての人間性の回復を目指す「リハビリテーション*」の理念に基づき、以下の基本理念を掲げて計画を推進します。

【基本理念】

共に生きよう 共に歩もう 笑顔あふれるまち おおはる

2 基本目標

大治町の将来像及び基本理念を実現するため、本計画では、3つの基本目標を設定します。なお、その具体的施策については「第2章 各論」の中で体系的に示します。

基本目標1「共生のまち」を目指して

～ 障がいへの理解と助け合いの心を育むために ～

障がいのある方にとっての「社会的障壁」を取り除くために、小・中学校での福祉教育をはじめ、地域住民に対し、障がいへの正しい知識の普及・啓発を積極的に行うとともに、ボランティア活動などの活発な展開の中から、障がいを理由とする差別のない共に生き共に支え合う地域社会を構築します。また、行政職員等に対して、障害者差別解消法もつ理念等について正しく理解するため、研修及び啓発を行います。このような取組を通じて、助け合いの心があふれるまちづくりを目指します。

基本目標2「安心・安全なまち」を目指して

～ 住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを続けるために ～

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていきたいという想いは全市民の共通の願いです。「親亡き後」を見据えた地域生活への支援を含め、自分らしい生活を自らの意思で選択・決定できるよう、障がいに応じた各種のサービスを確保し、必要な支援の提供を通じて身近な地域で暮らすことができる環境づくりを進めます。また、障がいのある方の自立した生活や積極的な社会参加を促進するため、安心して利用できる交通機関の確保や外出しやすい環境の整備など、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。さらに、地域住民を含めた防犯・防災等における対策を日頃から進め、緊急時に対応できるように取り組む必要があります。

基本目標3「健やかで生きがいのあるまち」を目指して

～ あふれる意欲と生きがいのある毎日を送るために ～

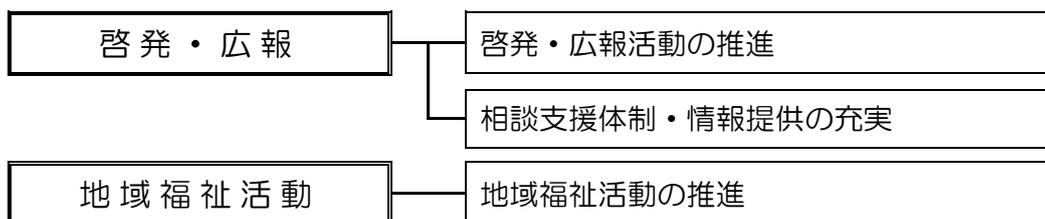
各種健診の実施により障がいの早期発見・早期療育に努めます。障がいのある子どもには適切な療育指導や個々の能力を伸ばす教育を提供します。障がいのある大人には経済的自立の基本となる就労や、充実した毎日を送るためのスポーツ、生涯学習など社会参加に向けた支援を提供します。このような取組を通じて、誰もがライフステージ*に応じた、健やかであふれる意欲と生きがいをもって毎日を送れるまちづくりを目指します。

第2章 各論

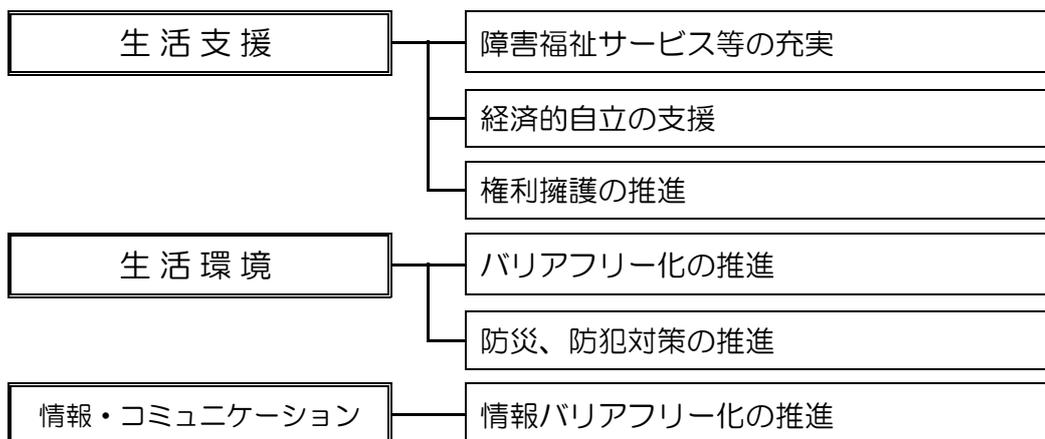
1 施策の体系

本計画では、基本理念と基本目標を踏まえるとともに、国の障害者基本計画や県の障害者計画（あいち障害者福祉プラン）等との整合性を図りながら、「啓発・広報」を始めとする9つの分野にわたる14施策を設定します。

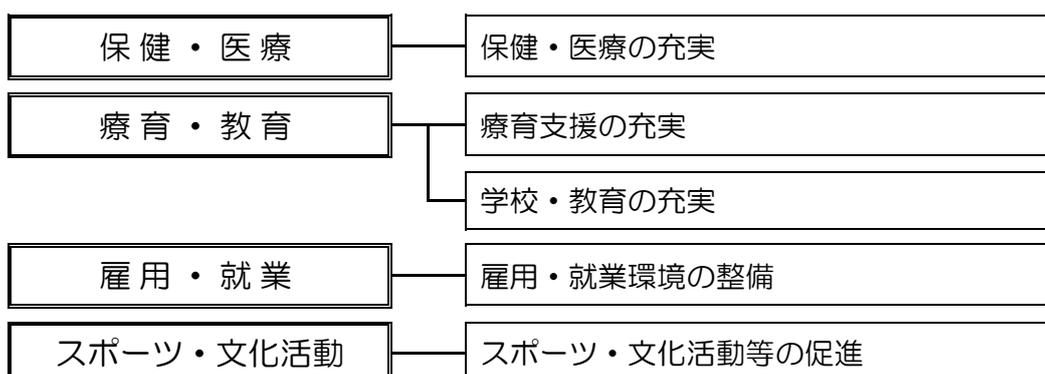
● 基本目標1「共生のまち」を目指して



● 基本目標2「安心・安全なまち」を目指して



● 基本目標3「健やかで生きがいのあるまち」を目指して



2 基本目標1 「共生のまち」

(1) 啓発・広報

① 啓発・広報活動の推進

現状と課題

国においては、「障害者基本法」により、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。また、2016（平成28）年4月に施行された「障害者差別解消法」により、障がいのある方への差別的取り扱いを禁止し、公的機関に合理的配慮*が義務づけられました。2021（令和3）年5月には「障害者差別解消法」が改正され、2024（令和6）年4月から事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました。

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、周囲の方に対し障がいへの理解を広げ、障がいのある方への配慮が広く地域で実践されることが求められます。

「障害者週間（12月3日～9日）」や「人権週間（12月4日～10日）」については、「広報おおはる」に掲載し周知しています。「人権週間」においては、町内スーパーで街頭啓発活動を実施しています。また、町内の全小中学校において、福祉実践教室を実施し、福祉の心の育成を図っています。

障がいへの理解不足や誤解のために障がいのある方が偏見・差別等を受けることがないよう、普及啓発を行う必要があります。

> アンケート結果 <<<

※回答の比率は、各障害者手帳所持者がそれぞれの選択肢に回答した割合を表します。
(以下同様です。)

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「障がいのある方への差別解消の促進」

身体 20.0%、知的 41.9%、精神 31.8%（158 頁参照）

Q. <町民が考える> 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「障がいのある方への差別解消の促進」 35.7%（159 頁参照）

Q. <町民が考える> 障がいのある方に対する理解を深めるために必要なことは？

A. 「小・中学校における障がいのある方との交流教育」 42.3%（143 頁参照）

Q. 日常生活の中で、偏見の目で見られたり、差別を受けたと感じることは？

A. 「経験がある」

身体 16.9%、知的 39.5%、精神 40.3%（139 頁参照）

Q. <町民が考える>地域社会の中で、障がいのある方への偏見・差別があると思うか？

A. 「ある」 35.7%（139 頁参照）

Q. 障害者差別解消法を知っているか？

A. 「名前も内容も知らない」

身体 56.5%、知的 58.1%、精神 61.2%（138 頁参照）

Q. <町民が考える>障害者差別解消法を知っているか？

A. 「名前も内容も知らない」 64.8%（138 頁参照）

事業内容

- お互いの個性を認め、区別なく共に生きる社会を目指すため、障がいのある方への理解を深める活動を充実させるよう、周知啓発に取り組みます。
- 障がいへの理解促進や差別の解消を図るため、「障害者週間（12月3日～9日）」や「人権週間（12月4日～10日）」等各種強調週間などの機会を通じて、「広報おおはる」などにより、啓発・広報活動に努めます。
- 町民の福祉の心を育むため、国・県などが作成した啓発ポスターを庁内に掲示及び啓発パンフレットを窓口に設置します。
- 障がいについてのシンボルマークの理解を深め、これを必要とする方に適切な配慮が得られるよう、町の「暮らしの福祉ガイド」に掲載し、町ホームページにより周知・啓発を図ります。
- 援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークを役場、保健センター、総合福祉センターでの窓口配布及び町ホームページでの周知に努めます。
- 児童・生徒たちが障がいのある方たちへの理解を深め、思いやりの大切さを学ぶため、町内の全小中学校において福祉実践教室を実施します。
- 町職員が障害者差別解消法の趣旨を理解し、合理的配慮が推進できるよう、町職員を対象に研修を実施します。
- 障害者手帳の新規取得者に、障害福祉制度について周知するため障害福祉ガイドブックを作成し、配布します。

図表 2-1 主な障がい者に関するシンボルマーク

<p>障害者のための国際 シンボルマーク</p> 	<p>身体障害者標識</p> 	<p>盲人のための国際 シンボルマーク</p> 
<p>耳マーク</p> 	<p>聴覚障害者標識</p> 	<p>ほじょ犬マーク</p> 
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>ヘルプマーク</p> 

② 相談支援体制・情報提供の充実

現状と課題

障がいのある方が地域で充実した生活を営むためには、各ライフステージに合わせ、居住する地域での一貫した相談支援体制が重要となります。

本町では、障害福祉計画の障害者相談支援事業として、障がいのある方、障がいのある児童及びその保護者のニーズや困りごとに対する相談支援を実施しています。心の悩み・問題の相談等については、心の健康相談を始め各種相談事業を保健センターで対応しており、町ホームページにて周知しています。

また、障害福祉計画では、地域で暮らす障がいのある方の生活を支援するため、既存の地域支援機能を活用しながら、地域生活支援拠点*等を整備しており、町と障害相談支援事業所が連携を図っています。

あま市・大治町障がい者支援協議会にて作成した、本町及び近隣市町村の障害福祉サービス事業所が一覧となった「障がい福祉マップ」が活用されるよう、町ホームページへの掲載や、町役場窓口や総合福祉センター「希望の家」での配布など情報提供を図っています。

情報提供を行う上で、配慮の必要な障がいのある方に対し、適切な配慮を行うよう留意することが求められます。

> アンケート結果 <<<

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「障がいのある方やその家族への情報提供の充実」
身体 36.6%、知的 61.6%、精神 42.6%（158 頁参照）

Q. <町民が考える> 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「障がいのある方やその家族への情報提供の充実」 48.0%（159 頁参照）

Q. 福祉サービスの相談先は？

A. 「相談支援事業所の職員」
身体 10.3%、知的 38.4%、精神 20.2%（136 頁参照）

A. 「役場・保健センターなど行政の職員」
身体 28.4%、知的 26.7%、精神 24.8%（136 頁参照）

Q. 現在、どのような方法で福祉などの情報を得ているか？

A. 「相談支援事業所の職員」
身体 8.8%、知的 22.1%、精神 16.3%（137 頁参照）

A. 「役場・保健センターなど行政の職員」
身体 19.7%、知的 20.9%、精神 18.6%（137 頁参照）

事業内容

- 障害のある方が安心して地域での社会生活を送ることができるよう、情報の提供を行うとともに、多様化する相談に対応するため関係機関との連携に努めます。
- 心の健康相談始め各種相談について、町ホームページに掲載し、周知を図ります。
- 「障がい福祉マップ」を作成し、町ホームページでの周知・啓発に努めるとともに、町役場窓口や総合福祉センター「希望の家」で配布するなど、障害福祉サービス事業所の情報提供を行います。また、「障がい福祉マップ」の改訂を定期的に行います。
- 障がいに対する専門性を身に付けるため、相談支援事業所の相談員に対し、県の相談支援従事者研修（現任研修、初任者研修）の案内や受講の促進を実施します。
- あま市・大治町障がい者支援協議会の活動として相談支援事業所をはじめ、障がいに関連する事業所や医療・教育の関係者と連携を強化し、地域課題の解決を図ります。
- あま市・大治町障がい者支援協議会の相談支援部会では、各相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実・強化を図ります。また、各種困難事例等について定期的に勉強会を開催し、相談対応能力を高めます。
- 役場等の窓口対応については、本町で作成した対応要領に基づき、障がいに応じた配慮を徹底するよう努めます。

(2) 地域福祉活動

① 地域福祉活動の推進

現状と課題

障がいのある方の自立と社会参加を進めるためには、ボランティアやNPO活動のほか、地域で支える仕組みづくりが求められています。そのため、福祉関係者だけではなく、地域住民の方もボランティア活動等を通して、障がいについての理解を深め、地域で日頃から支え合うことが大切となります。

社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動を行いたい方や団体と、ボランティアの手助けがほしい方や施設・団体等の橋渡しをしています。また、地域住民がボランティア活動に取り組めるよう、活動の啓発や広報、ボランティア登録や紹介、斡旋をしています。

また、本町では、あま市・大治町障がい者支援協議会を中心に、関係機関の連携を行い、地域福祉のネットワークの構築を推進しています。今後も、町民によるボランティア活動を推進するとともに、関係機関の連携による地域での支え合いなどの福祉を推進し、広く助け合いの意識づくりを行っていく必要があります。

> アンケート結果 <<<

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「地域の人との交流の場の充実」

身体 10.6%、知的 19.8%、精神 12.4%（158 頁参照）

Q. <町民が考える> 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「地域の人との交流の場の充実」 24.5%（159 頁参照）

Q. <町民が考える> 障がいのある方に対する理解を深めるために必要なことは？

A. 「障がいのある方の各種イベントへの参加・協力」 33.2%（143 頁参照）

Q. 地域の方やボランティアなどに手助けしてほしいと思うか？

A. 「手助けしてほしいと思う」

身体 23.1%、知的 30.2%、精神 19.4%（122 頁参照）

Q. <町民が考える> これまでに地域活動やボランティア活動をしたことがあるか？

A. 「現在、活動している」 11.7%（123 頁参照）

A. 「以前、活動していたことがあるが、現在はしていない」 24.0%（123 頁参照）

事業内容

- 広くボランティアへの興味を深めるために、「広報おおはる」や社会福祉協議会発行の「タウン大治」、ホームページなどを活用して、ボランティア団体の活動内容などについて情報提供を行います。
- 町民のボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア養成講座の実施を検討します。また、中学生を対象としたボランティア体験を実施します。
- 社会福祉協議会と連携し、登録ボランティア数の拡充及びボランティアのネットワークづくりを推進します。
- あま市・大治町障がい者支援協議会を中心に、関係機関が連携し、地域福祉の推進に努めます。
- 聴覚障がいのある方とのコミュニケーション支援として手話奉仕員養成講座を充実させます。講座終了後、受講者にはボランティア参加につながるよう手話サークル等を紹介します。

3 基本目標2 「安心・安全なまち」

(1) 生活支援

① 障害福祉サービス等の充実

現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすためには、障がいのある方が主体的に福祉サービスを選択できるよう、在宅支援の中心となる訪問系サービス、昼間の活動や働く場となる日中活動系サービス、住む場所となる居住支援・施設系サービス等の障害福祉サービスを中心に、移動のための支援や福祉用具の利用支援等の地域生活支援事業等による総合的なサポート体制の整備が必要です。

「障害者総合支援法」に基づく居宅介護をはじめとした障害福祉サービスの提供や補装具*の給付等を行うとともに、必要な情報の提供・助言やその他障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用について相談支援の充実等が重要となります。障害福祉サービスの充実を図るとともに、あま市・大治町障がい者支援協議会を中心とした社会資源の活用促進や拡充を図っています。

入所施設や病院からの地域生活への移行は「大治町障害福祉計画」の中で計画的に事業展開をしていますが、グループホーム等、受け入れ先の確保が課題となっています。

また、移動手段として利用される、町内の公共施設を中心としたルートを巡る福祉巡回バスについては、利便性向上のため、令和5年度からバスルートを変更しました。

福祉制度におけるサービスだけに頼らず、地域住民の理解と協力のもとに自立した生活が送れるよう、環境づくり・意識づくりも重要な課題と考えられます。

> アンケート結果 <<<

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「在宅サービス（ホームヘルプ、ショートステイ等）の充実」

身体 19.4%、知的 19.8%、精神 7.8%（158 頁参照）

A. 「自宅以外で日中を過ごすことのできる場（サロンなどの憩いの場、デイサービス等）の確保」

身体 16.9%、知的 32.6%、精神 19.4%（158 頁参照）

Q. <町民が考える> 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「在宅サービス（ホームヘルプ、ショートステイ等）の充実」 26.0%

（159 頁参照）

A. 「自宅以外で日中を過ごすことのできる場（サロンなどの憩いの場、デイサービス等）の確保」 39.3%（159 頁参照）

Q. 主な介助者の方が、介助をする上で困っていることは？

A. 「自分が倒れたときのことが心配」

身体 62.6%、知的 72.2%、精神 66.7%（120 頁参照）

事業内容

- 障害福祉サービスの提供及び確保のための方策については「大治町障害福祉計画」の中で計画的に事業展開をします。
- 障がいのある方が自立した日常生活を送れるよう、障害福祉サービスなどの支援の充実を図るとともに、特別支援学校や就労を支援する事業所と協力し、社会参加を促進します。
- 65 歳以上の障がいのある方への訪問系サービスの提供に関しては原則、介護保険制度の中で事業展開をします。サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給します。
- 入所施設から地域生活への移行促進については「大治町障害福祉計画」の中で計画的に事業展開をします。なお、入所施設から地域生活への移行にあたっては、安心して生活できるよう、相談支援体制の充実に努め、障がいのある方が日常生活上の共同生活を行うグループホームの整備や在宅福祉サービスの適切な利用を促進します。
- 障がいの特性を十分理解し、適切に対応できるサービス従事者の養成・確保が重要であることから、サービス提供事業者に対して、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保や質的向上を目指します。
- 町内の公共施設を中心としたルートを巡る福祉巡回バスの運行を通じ、日常生活に必要な移動手段の確保を図ります。
- 公共交通機関等を利用することが困難な障がいのある方等の移動手段として、福祉有償運送の活用を推進します。
- 地域生活支援事業の円滑な実施に努め、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。

② 経済的自立の支援

現状と課題

障がいのある方が地域で安心して生活していくために、各種所得保障制度による経済的安定が重要な役割を果たしています。そのため、引き続き障がいのある方への手当等の適正な支給や諸制度の周知を推進していく必要があります。

また、町県民税の控除、自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免等のほか、有料道路通行料金、NHK受信料等の各種割引・減免制度等や医療費の自己負担金額の助成など、地域生活の安定につながる制度についても周知を徹底することが重要です。

2018（平成30）年4月から「障害者総合支援法」の改正により、65歳に至るまでの5年間にわたり障害福祉サービスを利用してきた方など、低所得の高齢障がい者が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが設けられています。

> アンケート結果 <<<

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「各種手当や助成制度などの充実」

身体 35.9%、知的 47.7%、精神 48.1%（158 頁参照）

Q. <町民が考える> 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「各種手当や助成制度などの充実」 37.8%（159 頁参照）

事業内容

- 新規の手帳取得者に障がい福祉制度や各種サービス等、障がいのある方にとって必要な情報が適切に行き届くように、障害福祉ガイドブックを配布します。また町ホームページで、「暮らしの福祉ガイド」による周知を行います。
- 障がいのある方の生活の安定を図るため、大治町心身障害者扶助料をはじめとする各種手当を支給するとともに、より適切に活用されるよう、町ホームページや「広報おおはる」を通じて周知を図ります。
- 障がいのある方の地域生活の安定につながるように、町県民税の控除、自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免等のほか、有料道路通行料金、NHK受信料等の各種割引・減免制度の周知等や医療費の自己負担金額の助成など経済的支援を進めます。

③ 権利擁護の推進

現状と課題

「障害者総合支援法」による地域生活支援事業の「成年後見制度*利用支援事業」は、病院や施設からの地域生活への移行、障がいのある方を支える家族の高齢化による親なき後の支援制度です。今後権利擁護*を必要とする障がいのある方は増加すると見込まれることから、制度の普及啓発や費用助成による利用支援、法人後見体制の整備、市民後見人の育成などの推進が重要です。社会福祉協議会内に成年後見支援センターを開設しました。申し立て準備から支援開始までの事務を委託しています。2022（令和4）年度は成年後見制度の広報・啓発・相談や成年後見制度の講演を実施しました。2023（令和5）年度においても、講演会を行うとともに、ケアマネジャー、相談支援員に対し、研修会を行います。

「障害者虐待防止法*」では、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務が課されており、引き続き虐待の防止、早期発見・早期対応、再発防止等の体制を整備していく必要があります。あま市・大治町障がい者支援協議会で就労系事業所に対し、虐待防止研修を開催しました。2023（令和5）年度はすべての障がい福祉事業所を対象に虐待防止研修を行います。

また、大切な権利の一つとして選挙権がありますが、投票所へ行くことが困難な方や、視覚障がいなどで自ら投票の記載が困難な方たちへのより一層の環境整備が求められています。各投票所で、段差がある箇所にはスロープを設置し、バリアフリー化の実施、コミュニケーションボードの設置、点字器の設置などの整備を実施しています。チラシを配布し、郵便などによる不在者投票制度の周知をするとともに、各投票所に従事する職務代理者に障がいのある方への配慮事項を説明し、投票しやすい環境の整備に努めています。

> アンケート結果 <<<

Q. 成年後見制度について知っているか？

A. 「名前も内容も知らない」

身体 31.6%、知的 39.6%、精神 35.7%（141 頁参照）

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「障がいのある方への差別解消の促進」

身体 20.0%、知的 41.9%、精神 31.8%（158 頁参照）

Q. <町民が考える>今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「障がいのある方への差別解消の促進」 35.7%（159 頁参照）

事業内容

- 成年後見制度の広報・啓発・相談や成年後見制度の講演会を行うとともにケアマネジャー、相談支援員に対し、研修会を実施します。
- 成年後見制度の利用にあたって必要となる費用を負担することが困難な方に対し、町が費用を助成することにより、判断能力が十分でない方の自立した生活の援助を行います。
- 社会福祉協議会で福祉サービスの利用の援助及び日常的な金銭管理を行うなど、障がい者が自立した地域生活を送れるよう、日常生活自立支援事業*を実施します。
- 「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある方に対する虐待の防止、早期発見と迅速・的確な対応に努めます。困難事案があれば迅速に県と連携し対応を行います。
- 選挙時において、障がいのある方に配慮した投票所のバリアフリーを目指し、スロープの設置や事務従事者による介助等により投票しやすい環境の整備に努めます。また、ある一定の障がいのある方が行える、郵便などによる不在者投票制度の周知に努めます。

(2) 生活環境

① バリアフリー化の推進

現状と課題

障がいのある方が自らの意思で希望した場所へ安全かつ自由に行動でき、安心して生きがいのある充実した生活を送るためには、日常生活や社会生活における自由な活動を制約しているさまざまなバリア（障壁）を取り除くことが重要です。そのために福祉・交通・建築等の関係機関が更なる連携を図り、都市基盤や公共施設、道路環境や住環境等のバリアフリー化を促進し、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン*に配慮した生活空間の創出が必要です。

町内の公共施設については、補助便座や非常用呼び出しボタンを設置したバリアフリートイレを設置するとともに、一般トイレにサンタリーボックスを設置しました。人工肛門（ストーマ）利用者に対する設備の設置をするか、検討が必要となっています。また、障がい者用駐車スペースも設置し、適正利用の啓発を実施しています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、全ての人々が安心して暮らし、分け隔てなく社会活動に参加できるまちづくりを目指しています。そのためには、民間企業等にバリアフリー化の周知が課題となっています。

道路については、「第5次大治町総合計画」や「大治町都市計画マスタープラン」により、生活道路の補修・修繕をはじめ、都市計画道路の整備においてはバリアフリー化を行うことなど、整備を図っています。

障がいのある方が今後も住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、行政及び町民の理解・協力の下、暮らしやすく安全に配慮した住環境の整備を推進していくことが求められます。

> アンケート結果 <<<

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「公共施設などのバリアフリー化の推進」

身体 18.8%、知的 17.4%、精神 14.7%（158 頁参照）

Q. <町民が考える> 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「公共施設などのバリアフリー化の推進」 34.7%（159 頁参照）

Q. 外出する上で、困ることは何か？

A. 「歩道が狭く、車の通行に危険を感じる」

身体 14.1%、知的 10.0%、精神 17.4%（126 頁参照）

Q. <町民が考える>障がいのある方が外出する上で、困ると思われることは何か？

A. 「歩道が狭く、車の通行に危険を感じる」 61.2%（127 頁参照）

事業内容

- 公共施設については、利用形態や利用者の特性等を把握し、利用者の立場に立った上で、必要に応じてバリアフリー環境を整備し、バリアフリースイッチや障がい者用駐車スペースの適正利用の啓発を実施します。
- 生活道路の補修・修繕をはじめ、都市計画道路の整備においてはバリアフリー化を行うことなどにより、整備を図ります。
- 放置自転車の撤去等に取り組み、通行の妨げの除去に努めます。
- 障がいのある方が自宅で安心して快適に暮らすため、居室等を増改築しようとする方に、県の障害者住宅整備資金の貸付制度や、住宅改修費給付事業等を周知し、住まいのバリアフリー化の促進を図ります。

② 防災、防犯対策の推進

現状と課題

東日本大震災、熊本地震及び北海道胆振東部地震や、全国各地で発生している台風等による被害など、近年さまざまな災害が発生しています。高齢者や障がいのある方等のいわゆる要配慮者は、自力で避難することが難しく、安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、避難所での配慮等、行政だけでは解決が困難な課題への対策が必要であり、普段から地域とのつながりを持つことが重要になります。防災対策はまちづくりにおいて大きな課題となっています。

本町においては、各種災害の発生を想定し、要配慮者利用施設へ避難訓練の実施とその報告を促しています。2023（令和5）年度には医療的ケア児が小学校の避難訓練に参加できるよう支援しました。避難が必要となった場合には、避難所における障がいの特性に配慮した支援や福祉避難所*の開設等の支援体制の整備が必要となりますが、福祉避難所の不足等が課題です。

障がいのある方の避難等について、あま市・大治町障がい者支援協議会にて「障がいがある方たちの災害 24 時～いのちを守る自助・共助マニュアル～」を作成し、町ホームページで周知するとともに、町役場窓口や総合福祉センター「希望の家」で配布しています。避難行動要支援者*への避難情報等の防災に関する情報伝達としては、2021（令和3）年度から「町防災情報等電話・FAX 配信サービス」を実施しています。

また、近年では社会構造の変化に伴い、地域における相互扶助の精神や連帯意識が希薄化し、地域社会の犯罪抑止機能が低下し、子どもや女性、高齢者等を狙った犯罪も増加傾向にあります。防犯講習会等の啓発活動を通して地域の治安の向上や、警察等関係機関との連携を強化し、障がいのある方が安心・安全な地域生活を送れるように、犯罪を未然に防ぐ取組が求められています。2023（令和5）年度には防犯対策として、特殊詐欺対策電話機器等購入設置費補助金やセンサーライト補助金を交付しました。

その他、「大治町メールサービス」により、地震や台風などの災害時における防災情報や避難所開設情報、犯罪や不審者出没などの防犯情報、注意報・警報などの気象情報などを発信しています。

> アンケート結果 <<<

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「災害など緊急時の支援体制の充実」

身体 25.0%、知的 45.3%、精神 27.9%（158 頁参照）

Q. <町民が考える> 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「災害など緊急時の支援体制の充実」 35.2%（159 頁参照）

Q. 火事や地震などの災害時にひとりで避難できるか？

A. 「できない」

身体 38.4%、知的 52.3%、精神 24.0%（141 頁参照）

Q. 地震などの災害時にどのようなことに困ると思うか？

A. 「避難場所での共同生活に適應できるか不安」

身体 37.8%、知的 50.0%、精神 49.6%（142 頁参照）

A. 「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境のこと」

身体 47.2%、知的 38.4%、精神 31.8%（142 頁参照）

Q. 町が行っている避難行動要支援者支援制度を知っているか？

A. 「知らない」

身体 76.5%、知的 75.6%、精神 86.0%（143 頁参照）

Q. 地域の方やボランティアなどに手助けしてほしいと思うことは？

A. 「急病等の緊急時の手助け」

身体 50.0%、知的 53.8%、精神 44.0%（124 頁参照）

Q. <町民が考える>日常生活の中で、障がいのある方の手助けとしてできることは？

A. 「急病等の緊急時の手助け」 14.8%（125 頁参照）

事業内容

- 本町の防災施策等については「大治町地域防災計画—風水害等災害対策計画」「大治町地域防災計画—地震・津波災害対策計画」の中で計画的に事業展開をします。その中で、耐震改修、除却費補助金及び無料耐震診断等の随時申請受付を実施します。
- 防災に関する知識向上と災害時に的確な対応ができるように、障がいのある方の防災訓練の参加促進を図ります。
- 災害対策基本法に基づき作成した「大治町避難行動要支援者避難支援計画」にて、避難行動要支援者名簿の整備に取り組みます。また、名簿に掲載された方から、情報提供の同意をいただき、避難支援等関係者との情報共有を行います。
- 災害発生時において、町が発令する高齢者等避難、避難勧告、避難指示等の緊急情報が避難行動要支援者に確実に伝達されるよう、「町防災情報等電話・FAX 配信サービス」の実施及び活用促進を図ります。
- 障がいのある方が災害時に避難場所で困らないように、避難所のバリアフリー化を進めるとともに、障がい特性に応じた福祉避難所の確保に向けて検討を行います。
- 災害時の避難所においては、防災備品の整備に努めるとともに、障がいのある方が避難生活に必要な医療・介護体制の確保に努めます。
- 地震や台風などの災害時における防災情報や避難所開設情報、犯罪や不審者出没などの防犯情報などを発信する「大治町メールサービス」の普及に努めます。

(3) 情報・コミュニケーション

① 情報バリアフリー化の推進

現状と課題

障がいのある方が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるバリアフリー化が望まれます。

県の「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」（通称「手話言語・障害者コミュニケーション条例」）では、手話、要約筆記*、点字などの障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性が認知されることなどが求められています。

本町では、地域生活支援事業により、愛知県聴覚障害者協会に委託し、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施しています。また、手話奉仕員の養成研修については、社会福祉協議会に委託して実施しています。2023（令和5）年度には、民生委員を対象に手話講座を行いました。

暮らしや支援の情報等、必要な情報を得ることが困難な方もいるため、行政と教育機関、医療機関、障がい者団体等との連携を図り、積極的な情報提供を行うとともに、アクセシビリティに配慮した誰もが使いやすいホームページの作成や、障がいの特性に配慮した媒体での情報提供を行う必要があります。また、ICTの進展により生じるバリア（障壁）をなくし、全ての人が必要な時に必要な情報を適切に取得できるような環境づくりが大切です。本町のホームページは視覚に障がいのある方に配慮し、背景色や文字の大きさの変更ができるようにするとともに、音声読み上げソフトで読み上げが可能になるよう作成しています。2021（令和3）年度にアクセシビリティチェック機能が導入されたホームページリニューアルを実施しました。

障がいのある方への情報提供方法や伝達手段の確保は、社会参加の促進や災害時の避難情報の提供など、地域で安心した生活を送るために重要な課題となります。今後も、あらゆる場面でコミュニケーション支援の充実は必要不可欠です。

> アンケート結果 <<<

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「手話通訳者・要約筆記者などの派遣制度の充実」

身体 6.3%、知的 9.3%、精神 7.0%（158 頁参照）

Q. <町民が考える> 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「手話通訳者・要約筆記者などの派遣制度の充実」 9.7%（159 頁参照）

Q. 現在、どのような方法で福祉などの情報を得ているか？

A. 「町の広報や回覧」

身体 27.2%、知的 16.3%、精神 16.3%（137 頁参照）

A. 「パソコンや携帯電話によるインターネット」

身体 14.4%、知的 20.9%、精神 16.3%（137 頁参照）

事業内容

- 障がいのある方のニーズに合った適切な補装具や日常生活用具の活用を促進します。
- 軽度、中等度難聴児の補聴器購入等に係る費用の助成をします。
- 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方を対象に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業を実施します。
- 講演会等において、手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。
- アクセシビリティに配慮した、誰もが使いやすい町ホームページの作成に努めます。
- 聴覚障がい者及び視覚障がい者の方々のコミュニケーション手段の1つとして、役場窓口において、聴覚障がい者用筆談機と、視覚障がい者用の拡大読書器（携帯型）を設置します。

4 基本目標3 「健やかで生きがいのあるまち」

(1) 保健・医療

① 保健・医療の充実

現状と課題

生活習慣病等の増加が問題となっている現代では、成年期以降の疾病による障がいの発生も多くなっており、それらの予防が重要となっています。また、障がいや疾病は早めに対応することで、その後の経過が良くなり、社会適応性が向上することが知られています。健康診査等の保健事業を実施することにより、障がいや疾病を早期に発見し、適切な治療に結び付けていくとともに、医療的なケアを欠かせない方たちに対する支援を充実する必要があります。

また、乳児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとってとても大切な時期であり、早期に状況を把握し、適切な療育につなげていくことが重要です。本町では、乳児健康診査（個別・集団）、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と、そのフォローアップを継続して実施しています。

医療的ケア児とその家族への支援としては、保健センターや相談支援専門員が退院カンファレンスに参加しています。

障害者福祉作業所（さつきの家）では、年1回、保健センターが障がい者歯科健診、歯科指導を実施しています。

精神保健福祉の分野においては、心の健康相談を週1回、保健センターの保健師が対応しており、町ホームページなどで周知しています。相談者に対して、必要な医療機関等の情報を提供し、早期発見・早期治療に努めています。

また、精神障がいのある方の「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換に対応していくよう、地域生活への移行や地域で暮らしていくための体制整備を進めることが求められます。

医療費にかかる経済的負担を軽減するため、障害者医療費支給制度・精神障害者医療費支給制度にて、心身に障がいのある方や精神に障がいのある方が必要な医療を容易に受けられるよう、医療保険による自己負担額（全額または一部）を公費で支給して、障がいのある方の健康の保持増進を図っています。

本町では、「健康日本21 第2次おおはる計画」で町民一人ひとりの健康づくり、さらに家族・地域の健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指しています。

＞アンケート結果 ‹‹‹

Q. 障害者手帳の交付を受けた年齢は？

- A. 身体「40～64歳」37.2%（115頁参照）
知的「0～3歳」33.6%（115頁参照）
精神「18～39歳」48.0%（115頁参照）

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

- A. 「専門的機能回復訓練などのリハビリテーションの充実」
身体 14.4%、知的 15.1%、精神 14.0%（158頁参照）

Q. <町民が考える>今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

- A. 「専門的機能回復訓練などのリハビリテーションの充実」 27.6%（159頁参照）

事業内容

- 身体障がいの原因となる生活習慣病の予防や疾病の早期発見につなげるため、各種健康診査や保健指導・健康教育を「健康日本21 第2次おおはる計画」に基づいて実施していきます。
- 保健センターにて乳児健康診査（個別・集団）、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査とそのフォローアップを実施します。
- 医療的ケア児とその家族への支援として、総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員などの配置を行います。
- 障害者福祉作業所（さつきの家）で保健センターが年1回、歯科健診、歯科指導を実施します。
- 心の健康相談、成人健康相談等を通して、必要な情報を提供するとともに、町ホームページなどで健康相談の周知を図ります。
- 「第7期大治町障害福祉計画・第3期大治町障害児福祉計画」の中で、あま市・大治町障がい者支援協議会を中心に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、関係機関との連携を図ることにより、入院患者等の地域移行を進めます。
- 障がいのある方が必要な医療を容易に受けられるよう、障害者医療の助成を行います。

(2) 療育・教育

① 療育支援の充実

現状と課題

各種の健診等を通して、障がいのある子どもの早期発見に努め、必要な療育を行うことにより、子どもが持っている力を最大限に伸ばし、また発達を促す専門的な治療や教育を受けることが重要です。

本町においては、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を目指し、「子育て世代包括支援センター（母子保健型）」を大治町保健センター内で、「子ども家庭総合支援拠点」を子育て支援課で実施しており、継続した相談支援に努めています。今後は、子どもの包括的な相談支援などを行う「こども家庭センター」の開設を目指していきます。

また、専門的、継続的な相談支援体制の充実を図るとともに、医療機関・保育所・幼稚園・学校等の関係機関と連携を強化し、切れ目のない支援を行う必要があります。

就園・就学先で周りの支援者が、その子どもに合わせた対応の方法を理解できるように、あま市・大治町障がい者支援協議会で作成した「ライフステージ・サポートブック」の活用を促進しています。2022（令和4）年度にあま市・大治町障がい者支援協議会でサポートブック内のライフステージマップの見直しを行いました。見直しを行ったサポートブックは記入例とともに町ホームページに掲載しました。町ホームページにて周知するとともに、町役場窓口や総合福祉センター「希望の家」で配布しています。

障がいのある子どもを対象としたサービスについては、「大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画」により、障がいのある子どもの支援体制の強化を図っています。

> アンケート結果 <<<

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「障がいのある子どもの療育の充実」

身体 15.0%、知的 40.7%、精神 22.5%（158 頁参照）

Q. <町民が考える> 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「障がいのある子どもの療育の充実」 34.2%（159 頁参照）

Q. 障がいのある子どもの保育や教育の充実を図るために、必要なことは？

A. 「就学前の子どもに対する日常生活訓練や集団への適応訓練の充実」

身体 28.8%、知的 45.3%、精神 34.1%（132 頁参照）

Q. <町民が考える>障がいのある子どもの保育や教育の充実を図るために、必要なことは？

A. 「就学前の子どもに対する日常生活訓練や集団への適応訓練の充実」 43.9%
(133 頁参照)

事業内容

- 町内にお住まいで、心身の発達に心配がある満 1 歳から小学校就学前までの子どもを対象に、大治町親子通園施設「かがやき園」にて、発達に関わるさまざまな相談や個別療育を行います。また、保育所等巡回相談を通して障がいの早期発見に努めるとともに、発達障がいを含む障がいのある子どもやその家族等を対象とした相談・援助体制の整備に取り組みます。
- あま市・大治町障がい者支援協議会を中心に、地域における発達障がいを含む障がいのある子どもに対する支援のあり方を検討し、療育支援体制の整備を進めます。
- あま市・大治町障がい者支援協議会で作成した「ライフステージ・サポートブック」の周知を図り、活用促進に努めます。
- 保護者が安心して働けるよう、障がい児保育・学童保育などへの保育サービスの受け入れ体制の充実に努めます。
- 県の障害児等療育支援事業を有効活用するなど、地域の在宅障がい児（者）や保護者の方への相談及び指導の体制の充実に努めます。
- 支援関係者に県や関係機関などが実施する療育支援者研修などの参加を促し、療育知識や技術の向上を図ります。
- 障がい児支援の整備にあたっては、「子ども・子育て支援法*」や本町が策定した「子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図ります。

② 学校・教育の充実

現状と課題

障がいの有無に関わらず、一人ひとりの教育的ニーズに合った支援が受けられるインクルーシブ*な教育の場をつくる必要があります。ノーマライゼーションの理念に基づき、児童・生徒が自分を取り巻く人間関係を自ら豊かに構築していけるよう指導していくとともに、通級指導教室の設置及び特別支援学級への特別支援教育支援員の配置により、支援体制の充実を図っています。通級指導教室は全校に設置しています。特別支援教育支援員は各校に配置していますが、特別支援学級への入級児童生徒数が増加しているなど、人員の確保が課題となっています。

また、一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図るため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の整備・充実にも努めています。2023（令和5）年度には県のコンサルテーション事業推進後、大治中学校、大治南小学校で個別の教育支援計画・個別の指導計画のさらなる充実を図りました。

就学については、教育委員会・社会福祉協議会主催の就学説明会を行うとともに、随時、就学相談を受け付けています。就学前の児童の個性を知るために、就学連携シート「はるっ子シート」の配布及び回収をして、就学につなげています。「はるっ子シート」では、家庭や幼稚園、保育園での具体的な姿、保護者の心配や困っていること、特別支援学級への入級希望などを把握することができ、就学相談や、小学校での児童理解、個に応じた対応の準備に活用することができています。

また、児童・生徒の人権を尊重する教育を継続し、人権侵害防止に向けて、「いじめ認知力アップ」に取り組んでいます。いじめの芽を可能な限り早期に発見し、着実に対応することができるように、教師個人や教師集団の「いじめ認知力」を向上させる取組を行っています。2022（令和4）年度は教員研修を実施しました。

学校の環境設備については、可搬式スロープの設置を進めています。大治南小学校では校舎・体育館内の段差解消を行いました。バリアフリートイレ未設置校の解消が課題となっています。校舎のバリアフリー化を進めて、障がいのある児童・生徒が学習しやすい教育環境整備に努めています。

> アンケート結果 <<<

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「放課後・学校休日のケアの充実」

身体 6.6%、知的 30.2%、精神 8.5%（158 頁参照）

Q. < 町民が考える > 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「放課後・学校休日のケアの充実」 17.9%（159 頁参照）

Q. 障がいのある子どもの保育や教育の充実を図るために、必要なことは？

- A. 「教員など専門職の障がいへの理解の促進」
身体 29.4%、知的 46.5%、精神 32.6%（132 頁参照）
- A. 「障がいのない子どもとの交流機会の確保」
身体 22.5%、知的 30.2%、精神 22.5%（132 頁参照）

Q. <町民が考える>障がいのある子どもの保育や教育の充実を図るために、必要なことは？

- A. 「教員など専門職の障がいへの理解の促進」 43.9%（133 頁参照）
- A. 「障がいのない子どもとの交流機会の確保」 30.1%（133 頁参照）

事業内容

- 義務教育段階においては、通常学級・特別支援学級において児童・生徒の状況に応じた個々のニーズに対応できるよう、各校に特別支援教育支援員を配置します。
- 児童・生徒が自分を取り巻く人間関係を自ら豊かに構築していけるよう、全校に通級指導教室を設置します。
- 一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図るため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の整備・充実に努めます。
- 教育委員会・社会福祉協議会主催の就学説明会を開催するとともに、就学前の児童の個性を知るために、「はるっ子シート」を活用しながら就学相談を随時行います。
- 人権侵害防止に向けて、「いじめ認知力アップ」に取り組みます。
- 町内には、各種遊具を設けた遊び場「ちびっこ広場」が 22 箇所設置されており、遊びを通して、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを図ります。
- 障がい児支援の整備にあたっては、「子ども・子育て支援法」や本町が策定した「子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図ります。

(3) 雇用・就業

① 雇用・就業環境の整備

現状と課題

働くことは障がいの有無に関わらず、自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、生きがいとなります。障がいのある方が地域の中で生きがいを持ち、経済的に自立した生活を営み、社会参加するためには、障がい種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方を選択できる環境づくりが求められます。

一般就労*を目指す障がいのある方が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、ハローワークや海部障害者就業・生活支援センター*、就労移行支援事業所、特別支援学校等と連携を図り、一人ひとりの障がいの状況に応じた就労支援に努める必要があります。

また、障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために障がいのある方の就労を総合的に支援する取組が求められています。福祉的就労による工賃収入は低く、自立した生活を送るためにも、工賃向上が課題となっています。町内の就労支援事業所が製造販売する商品等の販売拡大に向けた広報活動等の積極的な取組が必要です。

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律*（障害者優先調達推進法）」に基づいた「大治町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年定め、町ホームページで公表し、優先調達の推進を図っています。また、本町では、随時障がいのある方を対象に職員募集をし、町ホームページや「広報おおはる」を利用した周知を実施しています。

> アンケート結果 <<<

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「障がいのある方の雇用促進」

身体 23.4%、知的 43.0%、精神 45.0%（158 頁参照）

A. 「就労継続支援事業所などの福祉的な仕事の場の整備・充実」

身体 20.0%、知的 50.0%、精神 34.9%（158 頁参照）

Q. <町民が考える> 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「障がいのある方の雇用促進」 49.0%（159 頁参照）

A. 「就労継続支援事業所などの福祉的な仕事の場の整備・充実」 45.4%
(159 頁参照)

Q. 仕事をするために必要なことは？

A. 「障がい者の就労について、積極的に進める職場や地域がひろがること」

身体 32.2%、知的 53.5%、精神 41.1%（135 頁参照）

事業内容

- ハローワークや海部障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等からの情報を周知し、障がいのある方の雇用機会の推進に努めます。
- 法定雇用率など障がい者雇用に関する情報を大治町商工会への提供に努めます。
- 「広報おおはる」やパンフレット等を通じて、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）などの周知に取り組みます。
- あま市・大治町障がい者支援協議会で、「障がいのある方へのはたらく情報発信フェア」を開催し、就労継続支援事業所等の情報提供に努めます。
- 「大治町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労支援事業所等から調達可能な物品等の情報収集を行い、庁内で情報を共有するとともに、調達の推進に努めます。
- 正規・非正規問わず、本町における障がいのある方対象の職員募集を引き続き行うとともに、町ホームページや「広報おおはる」を利用した周知に努めます。

(4) スポーツ・文化活動

① スポーツ・文化活動等の促進

現状と課題

障がいのある方が、スポーツ・文化など、さまざまな分野の生涯学習活動へ参加することは、充実した日常生活を送ることにつながります。障がいのある方が円滑にスポーツや文化芸術活動、交流活動等を行えるよう、環境を整備していくことは、社会参加という視点だけでなく、健康づくりや交流の輪を広げるなど生活を豊かにする上でも重要です。

障がいの有無に関わらず地域でスポーツを行うことのできる環境づくりを進める必要があります。本町では、スポーツセンターのトレーニング室を利用して、さまざまなスポーツの機会を提供しています。障がいのある方がトレーニング室を利用する際には確認済証を発行し、無料で利用できるようにしています。社会福祉協議会を通して、障がいのある方々にトレーニング室を利用していただいています。スポーツセンターを始め、町営野球場、多目的広場等の貸し出し業務を実施し、スポーツ活動の場の提供をしています。また、大治町総合型地域スポーツクラブ「スポーツプラスおおはる」において、エクササイズやヨガなど、地域の住民が身近に参加できる催しを実施しています。地域住民の健康・体力づくりだけではなく、交流を深める場・豊かなコミュニティ形成の場にもなっています。

文化活動においては、公民館にて各種講座を実施しており、障がいのある方が参加しやすい場にすることが望まれます。障がいのある方の芸術文化活動の発表の機会や場を確保するとともに、活動を支援するボランティアを育成するなど、活動の基盤を整備することが求められます。

今後も、多くの地域住民とともに、障がいのある方にスポーツ・文化活動に参加していただくため、町ホームページや「広報おおはる」等を通じて、広く周知していく必要があります。

> アンケート結果 <<<

Q. 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「スポーツ・文化・レクリエーション活動の支援」

身体 9.1%、知的 17.4%、精神 12.4%（158 頁参照）

Q. <町民が考える> 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は？

A. 「スポーツ・文化・レクリエーション活動の支援」 16.8%（159 頁参照）

Q. <町民が考える> 障がいのある方が社会参加するために大切なことは？

A. 「障がいのある方が参加しやすい機会をつくる」 56.6%（144 頁参照）

事業内容

- 障がいのある方にはトレーニング室を無料で利用できる運営体制にしています。また、社会福祉協議会を通してのトレーニング室の利用を支援します。
- スポーツ活動の場の提供として、スポーツセンターを始め、町営野球場、多目的広場等の貸し出し業務を実施します。
- 地域住民とともに、誰もが参加しやすい各種教室・講座の開催に努めます。
- 自主的なスポーツ・文化活動に対する活動支援及び作品の発表機会や練習の成果を発揮する場の充実を図ります。
- 障がいのある方のスポーツ・文化活動などに関する情報については、町ホームページや「広報おおはる」等さまざまな媒体を活用して周知に努めます。

第 3 部



障害福祉計画

障害児福祉計画

第1章 計画の考え方

1 基本的理念

障がいのある方及び障がいのある児童（以下「障がいのある方等」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指します。

そのため、以下の基本的理念に基づいて、本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

（１）障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいのある方等が地域で障害福祉サービス等を受けることができるよう、本町を実施主体の基本とし、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい種別によらない一元的な障害福祉サービス等を実施します。また、発達障がいのある方、高次脳機能障がいのある方及び難病等の方についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を通して、障害福祉サービス等の活用を促進します。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応した、サービス提供体制の整備を進めます。また、地域生活支援拠点を整備するとともに、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、その機能を強化していきます。さらに、精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる市民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に係る取組、包括的な支援体制の構築といった取組を計画的に推進します。

（５）障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の健やかな育成のため、障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について本町を実施主体の基本とし、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（６）障害福祉人材の確保・定着

障がいのある方等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の受講の促進、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組むよう図ります。

（７）障がいのある方等の社会参加を支える取組定着

障がいのある方等の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある方等の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。障がいのある方等が文化芸術や健康づくり、スポーツ等を楽しむなど多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある方等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

2 サービスの体系図

図表 3-1 サービスの体系図

給付の種類	サービス区分		サービスの種類	
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護	
			重度訪問介護	
			同行援護	
			行動援護	
			重度障害者等包括支援	
			療養介護	
			生活介護	
			短期入所	
			施設入所支援	
			訓練等給付	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）			
	就労移行支援			
	就労継続支援（A型・B型）			
	就労定着支援			
	就労選択支援			
	自立生活援助			
	相談支援	共同生活援助（グループホーム）		
計画相談支援				
地域移行支援				
自立支援医療費 補装具費		地域定着支援		
		自立支援医療		
地域生活支援事業	必須事業		補装具の給付	
			理解促進研修・啓発事業	
			自発的活動支援事業	
			相談支援事業	
			成年後見制度利用支援事業	
			成年後見制度法人後見支援事業	
			意思疎通支援事業	
			日常生活用具給付等事業	
			手話奉仕員養成研修事業	
			移動支援事業	
	任意事業		地域活動支援センター事業	
			訪問入浴サービス事業	
			日中一時支援事業	
			自動車改造費助成事業	
			自動車運転免許取得費助成事業	
		児童福祉法に基づく給付 (障がい児支援)		児童発達支援
				居宅訪問型児童発達支援
	放課後等デイサービス			
	保育所等訪問支援			
	障害児相談支援			

第2章 成果目標

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標と実績

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画では国の基本指針に基づき、成果目標及び活動指標を設定しました。それらの到達状況については以下の通りです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

↳ 国の基本指針

地域生活移行者の増加

令和5年度末までに、令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

福祉施設入所者の削減

令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

第6期障害福祉計画の到達状況

2022（令和4）年度末までの施設入所者数の地域生活への移行者数は目標の1人に対し、実績は0人となりました。また、2022（令和4）年度末の施設入所者数は11人で、削減者数は目標の1人に対し、2人の増加となりました。

<第6期障害福祉計画の到達状況>

項目	目標値	実績	備考
施設入所者数	—	9人	2019（令和元）年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (11.1%)	0人	2019（令和元）年度末の施設入所者数9人のうち、2022（令和4）年度末までに地域生活へ移行した人数
施設入所者削減者数	1人 (11.1%)	+2人	2022（令和4）年度末時点の施設入所者削減者数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

📌 国の基本指針

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助
現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

第6期障害福祉計画の到達状況

保健、医療及び福祉関係者による協議の場は各年度開催しており、関係者の参加者数は計画を上回りました。協議の場における目標設定及び評価は、各年度1回実施しています。

精神障がい者の共同生活援助の利用者数は各年度、計画を上回りました。

< 第6期障害福祉計画の到達状況 >

項目	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込み)
協議の場の開催回数	1回	5回	1回	3回	1回	1回
協議の場への関係者の参加者数	7人	10人	7人	10人	7人	16人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	0人	0人	1人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人	0人	1人	0人
精神障がい者の共同生活援助	9人	13人	10人	13人	11人	16人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人	0人	1人	0人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

📌 国の基本指針

地域生活支援拠点等が有する機能の充実
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

第6期障害福祉計画の到達状況

地域生活支援拠点は町内で1か所設置済みであり、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討しています。

<第6期障害福祉計画の到達状況>

項目	目標	実績	備考
2023（令和5）年度末の地域生活支援拠点等の確保	1か所	1か所（町内）	海部東部地域で地域生活支援拠点等を確保
年1回以上運用状況の検証及び検討	有	有	地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

📌 国の基本指針

一般就労への移行者の増加

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

就労定着支援事業の利用者の増加

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業所の就労定着率*の増加

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

第6期障害福祉計画の到達状況

一般就労移行者数については、2022（令和4）年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した数は13人となり、目標の9人を上回りました。内訳は就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行した数は目標の7人に対し9人、就労継続支援（A型）を通じて一般就労へ移行した数は目標の2人に対し3人、就労継続支援（B型）を通じて一般就労へ移行した数は目標の0人に対し1人で、いずれも目標を上回りました。

2022（令和4）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した方のうち、就労定着支援事業を利用している方は1人（7.7%）でした。

また、町内に就労定着支援事業所はありません。

<第6期障害福祉計画の到達状況>

項目	2023 (令和5) 年度目標値	2022 (令和4) 年度実績	備考
一般就労移行者数	9人	13人	福祉施設を通じて一般就労へ移行した人数
就労移行支援事業の一般就労移行者数	7人	9人	就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した人数
就労継続支援（A型）事業の一般就労移行者数	2人	3人	就労継続支援（A型）事業を利用して一般就労へ移行した人数
就労継続支援（B型）事業の一般就労移行者数	0人	1人	就労継続支援（B型）事業を利用して一般就労へ移行した人数

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

↳ 国の基本指針

児童発達支援センター*の設置

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

保育所等訪問支援の充実

令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

主に重症心身障害児を支援する事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

第2期障害児福祉計画の到達状況

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターについては、町内で2021（令和3）年5月から開所し、センターで保育所等訪問支援を行っています。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域で各2カ所（町内に1カ所、愛西市に1カ所）確保しています。

また、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの配置についても実施しています。

<第2期障害児福祉計画の到達状況>

項目	目標	実績	備考
児童発達支援センターの設置	1カ所	1カ所	2023（令和5）年度末までに、児童発達支援センターを設置
保育所等訪問支援の充実	1カ所	1カ所	2023（令和5）年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	各1カ所	各2カ所	2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域での確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	有	有	2023（令和5）年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

(6) 発達障がい者等に対する支援

📌 国の基本指針

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。

ペアレントメンターの人数

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。

ピアサポートの活動への参加人数

現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

項目	実施内容
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラム	保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムを開催し、家族支援を行います。
ペアレントメンターの養成等	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験した保護者が同じような発達障がいのある子どもを持つ保護者に対して、共感的なサポートを行うペアレントメンターの養成を行います。
ピアサポートの活動の推進	同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の集まる場の提供や集まる場を提供する際の子どもの一時預かりなどを行います。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の到達状況

2023(令和5)年度にペアレントトレーニングを開催し、3人受講しています。

<第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の到達状況>

項目	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込み)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	0人	2人	3人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人	0人	2人	0人

(7) 相談支援体制の充実・強化等

📌 国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表1の9の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

(別表1の9 相談支援体制の充実・強化のための取組)

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の到達状況

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援については、2023（令和5）年度に実施しています。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数については、各年度、計画を上回りました。

<第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の到達状況>

項目	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込み)
総合的・専門的な相談支援の実施	無	無	無	無	有	有
専門的な指導・助言	3件	3件	3件	3件	3件	6件
人材育成の支援	1件	3件	1件	5件	1件	5件
連携強化の取組	3回	4回	3回	5回	3回	12回

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

📌 国の基本指針

令和5年度末までに、別表1の10の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保する。

(別表1の10 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組)

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の到達状況

障害福祉サービス等に係る研修については、2021（令和3）年度、2022（令和4）年度は各1人、2023（令和5）年度には2人、町職員が参加しています。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有については、2023（令和5）年度に1回実施しています。

<第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の到達状況>

項目	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込み)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	1人	1人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	無	無	有 (1回)	有 (1回)

2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では国の基本指針に基づき、成果目標を設定します。それらの成果目標等については以下の通りです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

↳ 国の基本指針

地域生活移行者の増加

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

福祉施設入所者の削減

令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

第7期障害福祉計画の成果目標

2026（令和8）年度までに、2022（令和4）年度末の施設入所者数 11 人のうち、1 人（9.1%）が地域での生活に移行することを目標とします。

また、2026（令和8）年度末時点の施設入所者数は、2022（令和4）年度末の施設入所者数 11 人から 1 人（9.1%）削減することを目標とします。

<第7期障害福祉計画の成果目標>

項目	目標値	2022 (令和4) 年度実績	備考
施設入所者数	—	11 人	2022（令和4）年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1 人 (9.1%)	—	2022（令和4）年度末の施設入所者数 11 人のうち、2026（令和8）年度末までに地域生活へ移行する人数（6%以上）
施設入所者削減者数	1 人 (9.1%)	—	2026（令和8）年度末時点の施設入所者削減者数（5%以上）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

📌 国の基本指針

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。

精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）

現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

第7期障害福祉計画の活動指標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数は各年度4回とし、協議の場への関係者の参加者数は各年度10人を目標とします。協議の場における目標設定及び評価の実施回数は各年度1回を目標とします。協議の場において福祉の課題や今後の目標について議論、検討する中で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

精神障がい者の共同生活援助については、2026（令和8）年度に18人の利用を目標とし、自立訓練（生活訓練）については、1人の利用を目標とします。

2026（令和8）年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は県の調整のもと1人に設定しています。

<第7期障害福祉計画の活動指標>

項目	見込み		
	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
協議の場の開催回数	4回	4回	4回
協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助	16人	17人	18人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	0人	0人	1人

(3) 地域生活支援の充実

↳ 国の基本指針

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

第7期障害福祉計画の成果目標及び活動指標

地域生活支援拠点等については、町内で1か所整備済みです。2026（令和8）年度末までに、その機能の充実を図るため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標とします。

2026（令和8）年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を海部東部地域で進めます。

<第7期障害福祉計画の成果目標>

項目	2026 (令和8) 年度目標	備考
地域生活支援拠点等の整備	—	町内で地域生活支援拠点等は整備済み
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築
年1回以上運用状況の検証及び検討	有	年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討

項目	2026 (令和8) 年度目標	備考
強度行動障がい者の支援体制の整備	有	2026(令和8)年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を海部東部地域での整備

<第7期障害福祉計画の活動指標>

項目	見込み		
	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	0人	0人	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

📌 国の基本指針

一般就労への移行者の増加

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

就労移行支援事業所ごとの実績の確保・向上

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業の利用者の増加

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業所の就労定着率の増加

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

第7期障害福祉計画の成果目標

2026（令和8）年度中に6人が一般就労に移行することを目標とします。サービス種別ごとでは、就労移行支援事業からは2人、就労継続支援事業（A型）からは3人、就労継続支援事業（B型）からは1人と設定します。

就労定着支援事業の利用者数は9人を目標とします。

就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所については、町内に事業所がないため、数値目標は設定していません。

<第7期障害福祉計画の成果目標>

項目	2026 (令和8) 年度目標値	2021 (令和3) 年度実績	備考
一般就労移行者数	6人 (1.5倍)	4人	福祉施設を通じて一般就労へ移行する人数(1.28倍以上)
就労移行支援事業の一般就労移行者数	2人 (2.0倍)	1人	就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する人数(1.31倍以上)
就労継続支援(A型)事業の一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	2人	就労継続支援(A型)事業を利用して一般就労へ移行する人数(1.29倍以上)
就労継続支援(B型)事業の一般就労移行者数	1人 (-)	0人	就労継続支援(B型)事業を利用して一般就労へ移行する人数(1.28倍以上)
自立訓練(生活訓練)事業の一般就労移行者数	0人	1人	
就労定着支援事業の利用者数	9人 (1.5倍)	6人	就労定着支援事業の利用者数(1.41倍以上)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

📌 国の基本指針

児童発達支援センターの設置

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン*）の推進

令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

主に重症心身障害児を支援する事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

第3期障害児福祉計画の成果目標

児童発達支援センターは2021（令和3）年5月から町内に1カ所設置済みです。

2026（令和8）年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら、推進する体制を構築することを目標とします。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、町内で2023（令和5）年10月に開所しており、各1カ所の確保を継続していきます。

医療的ケア児支援のための、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場についても継続して設置します。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、2026（令和8）年度に7人配置することを目標とします。

<第3期障害児福祉計画の成果目標>

項目	2026 (令和8) 年度目標	備考
児童発達支援センターの設置	—	児童発達支援センターは設置済み
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	2026（令和8）年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	—	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は町内で確保済み
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	—	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場は設置済み
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置人数	7人	2026（令和8）年度末までに、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(6) 相談支援体制の充実・強化等

📌 国の基本指針

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが別表第1の9の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

協議会において、別表第1の9に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

(別表1の9 相談支援体制の充実・強化のための取組)

基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標及び活動指標

相談支援体制を充実・強化するため、2026（令和8）年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを目標とします。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを目標とします。

については、協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数の見込みを設定します。

<第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標>

項目	2026 (令和8) 年度目標	備考
基幹相談支援センターの設置	有	2026(令和8)年度末までに、基幹相談支援センターを設置
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有	地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	有	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保

<第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の活動指標>

項目	見込み		
	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回	12回	12回
協議会における事例検討の参加事業者・機関数	3	3	3
協議会の専門部会の設置数	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	2回	2回	2回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

令和8年度末までに、別表第1の10の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(別表1の10 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組)

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標及び活動指標

2026（令和8）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の体制を構築することを目標とします。

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ各年度参加することを目標とします。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、事業所や関係自治体との連携を各年度1回実施することを目標とします。

<第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標>

項目	2026 (令和8) 年度目標	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の体制の構築	有	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の体制を構築

<第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の活動指標>

項目	見込み		
	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	有 (1回)	有 (1回)	有 (1回)

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

● サービス概要 ●

サービス種別	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者、障がい児	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、四肢の麻痺のある身体障がい者 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方	常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴、排せつ、食事、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がい者	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	自閉症、てんかん等のある重度の知的障がい者・児、統合失調症*等のある重度の精神障がい者で常時介護を要する方	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	A L S *等の極めて重度の身体障がい者、強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者	常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的にを行います。

● サービス利用実績 ●

訪問系サービス合計で、利用者数はほぼ見込み通りでしたが、利用量は見込みを上回りました。新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、自宅で過ごす時間が増えた方が多くなり、一人当たりの利用時間数が増加しています。

サービス利用実績（1月当たり）

サービス種別	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		実績	第6期計画値	実績	第6期計画値	実績(見込み)	第6期計画値
訪問系サービス計	時間	756.5	740.0	815.8	780.0	1,030.3	820.0
（実利用人数）	人	35	37	38	39	39	41
居宅介護(ホームヘルプ)	時間	733.3	-	791.7	-	981.3	-
（実利用人数）	人	33	-	36	-	35	-
重度訪問介護	時間	0.0	-	0.4	-	6.2	-
（実利用人数）	人	0	-	0	-	1	-
同行援護	時間	5.2	-	7.8	-	14.0	-
（実利用人数）	人	1	-	1	-	2	-
行動援護	時間	18.0	-	15.8	-	28.8	-
（実利用人数）	人	1	-	1	-	1	-
重度障害者等包括支援	時間	0.0	-	0.0	-	0.0	-
（実利用人数）	人	0	-	0	-	0	-

2021（令和3）年度、2022（令和4）年度は各月の利用実績の月平均値です。

表中の時間とは、1月当たりの延べ利用時間数を表します。

● サービス見込量（活動指標） ●

サービス見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
訪問系サービス 計	時間	1,089	1,119	1,155
（実利用見込人数）	人	41	42	44
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	1,036	1,064	1,092
（実利用見込人数）	人	37	38	39
重度訪問介護	時間	10	12	20
（実利用見込人数）	人	1	1	2
同行援護	時間	14	14	14
（実利用見込人数）	人	2	2	2
行動援護	時間	29	29	29
（実利用見込人数）	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
（実利用見込人数）	人	0	0	0

表中の時間とは、1月当たりの延べ利用見込時間数を表します。

● 確保の方策 ●

- ❖ 今まで利用されていた方の利用だけでなく、新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスが利用できるよう努めます。
- ❖ 障がいのある方が地域で安心して生活できるようサービスの適切な利用を促進します。
- ❖ 事業者に対して、県で実施される研修等の情報提供を積極的に行い、専門的人材の確保や質的向上を働きかけます。
- ❖ サービスを必要とする障がいのある方が適切にサービスを利用できるよう、情報提供体制の充実を図るとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据えて、多様な事業者の参入促進に努めます。

(2) 日中活動系サービス

● サービス概要 ●

サービス種別	主な対象者	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分*が区分3以上の方(施設に入所する場合は、区分4以上)	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障がい者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障がい者(知的・精神)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方(利用開始時65歳未満の方)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 (B型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方	就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない)一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
就労選択支援	就労系サービスの利用意向がある障がい者	就労アセスメント*の手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
短期入所 (ショートステイ)	障がい者、障がい児	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がい者で、ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者など呼吸管理を行っている方で、障害支援区分が区分6の方。筋ジストロフィー*患者、重症心身障がい者で、障害支援区分が区分5以上の方	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

● サービス利用実績 ●

生活介護については、各年度において、利用者数、利用量ともに見込みを大きく上回りました。日中の居場所として希望する方が増えています。

就労移行支援については、2022(令和4)年度、2023(令和5)年度において、利用者数はほぼ見込み通りでしたが、利用量が見込みを下回りました。

就労継続支援(A型)については、各年度において、利用量が見込みを大きく下回りましたが、就労継続支援(B型)については、各年度において、利用者数、利用量ともに見込みを大きく上回りました。手帳を持つ高齢者が長く働くことを望む方が多くなっています。

短期入所(福祉型)については、各年度において、利用者数が見込みを下回りました。新型コロナウイルス感染症まん延により利用を控える方が多くなりました。

サービス利用実績（1月当たり）

サービス種別	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		実績	第6期 計画値	実績	第6期 計画値	実績 (見込み)	第6期 計画値
生活介護	人日	770	720	786	740	850	760
（実利用人数）	人	41	36	42	37	44	38
自立訓練（機能訓練）	人日	22	4	0	4	23	4
（実利用人数）	人	1	1	0	1	2	1
自立訓練（生活訓練）	人日	4	7	14	14	0	14
（実利用人数）	人	1	1	1	2	0	2
就労移行支援	人日	100	90	85	108	82	126
（実利用人数）	人	7	5	7	6	5	7
就労継続支援(A型)	人日	806	920	855	1,000	1,033	1,080
（実利用人数）	人	42	46	46	50	52	54
就労継続支援(B型)	人日	1,100	1,008	1,139	1,080	1,190	1,152
（実利用人数）	人	62	56	64	60	68	64
就労定着支援（実利用人数）	人	5	5	3	7	2	9
短期入所（福祉型）	人日	55	65	66	70	83	75
（実利用人数）	人	10	13	10	14	11	15
短期入所（医療型）	人日	1	1	1	1	1	1
（実利用人数）	人	1	1	1	1	1	1
療養介護（実利用人数）	人	3	3	3	3	3	3

2021（令和3）年度、2022（令和4）年度は各月の利用実績の月平均値です。

表中の人日とは、1月当たりの延べ利用日数を表します。

● サービス見込量（活動指標） ●

サービス見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
生活介護	人日	907	926	950
（実利用見込人数）	人	47	48	49
自立訓練（機能訓練）	人日	35	36	38
（実利用見込人数）	人	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日	4	7	10
（実利用見込人数）	人	1	1	2
就労移行支援	人日	90	99	112
（実利用見込人数）	人	5	6	7
就労継続支援（A型）	人日	1,053	1,112	1,170
（実利用見込人数）	人	55	58	61
就労継続支援（B型）	人日	1,225	1,278	1,330
（実利用見込人数）	人	70	73	76
就労定着支援	人	3	3	4
就労選択支援	人		1	3
短期入所（福祉型）	人日	85	91	91
（実利用見込人数）	人	12	13	13
短期入所（医療型）	人日	1	1	1
（実利用見込人数）	人	1	1	1
療養介護	人	4	4	4

表中の人日とは1月当たりの延べ利用見込日数を表します。

● 確保の方策 ●

- ❖ 日中活動系サービスの適切な利用を図り、施設入所者の地域生活への移行を促します。
- ❖ 障がい福祉マップなどを活用し、町内や近隣市町村事業所の情報提供に努めます。
- ❖ 障害者就業・生活支援センターや就労系事業所と連携し、障がいのある方の雇用機会の推進に努めます。
- ❖ ニーズに合わせた見込量の確保のため、町内に限らず近隣市町村のサービス提供事業所と連携し、サービス提供体制の整備に努めます。
- ❖ 短期入所（ショートステイ）については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業者への働きかけを行います。

(3) 居住支援・施設系サービス

● サービス概要 ●

サービス種別	主な対象者	実施内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用して障がい者で一人暮らしを希望する方	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除、通院状況等について課題はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分4以上の方(50歳以上の方は障害支援区分が区分3以上の方)	施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

● サービス利用実績 ●

自立生活援助については、利用がありませんでした。

共同生活援助(グループホーム)については、ほぼ見込み通りでした。グループホームの事業所数は増加しており、体験利用も増えています。

施設入所支援については、2023(令和5)年度において2人増加し、11人利用しています。

サービス利用実績(1月当たり)

サービス種別	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		実績	第6期計画値	実績	第6期計画値	実績(見込み)	第6期計画値
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	43	42	46	46	49	50
施設入所支援	人	10	10	9	10	11	9

2021(令和3)年度、2022(令和4)年度は各月の利用実績の月平均値です。

● サービス見込量（活動指標） ●

サービス見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
自立生活援助	人	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	56	58	60
施設入所支援	人	11	10	10

● 確保の方策 ●

- ❖ 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がいのある方が地域で自立して暮らしていける体制を目指します。
- ❖ ニーズに合った見込量の確保のため、町内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図ります。
- ❖ 障がいのある方が地域で生活しやすくなるよう、町の広報やホームページなどによる啓発活動を通じて、町民全体の障がいのある方に対する理解、啓発に努めます。
- ❖ 施設入所支援については、審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な方が利用できるよう努めます。

(4) 相談支援

● サービス概要 ●

サービス種別	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対して、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

● サービス利用実績 ●

計画相談支援については、増加傾向にあります。各年度ほぼ見込み通りでした。

地域移行支援、地域定着支援については、利用がありませんでした。

サービス利用実績（1月当たり）

サービス種別	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		実績	第6期計画値	実績	第6期計画値	実績(見込み)	第6期計画値
計画相談支援	人	48	50	51	56	64	62
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

2021(令和3)年度、2022(令和4)年度は各月の利用実績の月平均値です。

● サービス見込量（活動指標） ●

サービス見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
計画相談支援	人	66	68	71
地域移行支援	人	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	0

● 確保の方策 ●

- ❖ 地域生活へ速やかに移行できるよう、民間における指定相談支援事業者を活用します。
- ❖ 相談支援専門員の資質向上や増員に努めるとともに、制度の改正に伴う新たなニーズや困難事例に対応できる専門的な相談支援体制の整備を目指します。
- ❖ 相談支援事業所の確保及び従事者の養成について、利用者ニーズに対応できるよう関係機関と連携をとりながら推進します。

2 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することにより、障がいのある方等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(1) 必須事業

● サービス概要 ●

項目	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、町民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
障害者相談支援事業	障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援や、権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進のため、手話奉仕員等として活躍できる人材の育成のための養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

● サービス利用実績 ●

【理解促進研修・啓発事業】

各年度実施しました。

【自発的活動支援事業】

町単独では実施していませんが、あま市・大治町障がい者支援協議会において類似の事業を実施しています。

【障害者相談支援事業】

3か所の事業所で実施しています。

【成年後見制度利用支援事業】

2023（令和5）年度に1人利用しています。

【意思疎通支援事業】

各年度ともに2人の利用がありました。

【手話奉仕員養成研修事業】

修了者数については、2022（令和4）年度は実績が4人で見込みを上回り、2023（令和5）年度においても現在6人が受講中です。

【移動支援事業・地域活動支援センター事業】

2020（令和2）年度からの新型コロナウイルス感染症まん延防止のため利用が控えられたことにより、各年度において利用者数、利用量ともに見込みを大きく下回りました。

サービス利用実績（年間）

サービス種別	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		実績	第6期計画値	実績	第6期計画値	実績(見込み)	第6期計画値
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	3	2	3	2	3	2
自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	実利用者数(人)	2	1	2	1	2	2
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件	3	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	5	3	4	3	4	3
在宅療養等支援用具	件	2	2	3	2	3	2
情報・意思疎通支援用具	件	0	1	4	1	1	1
排泄管理支援用具	件	552	548	551	560	591	572
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	0	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	修了者数(人)	中止	2	4	2	6	2
移動支援事業	延時間	1,769	2,116	1,874	2,300	1,836	2,484
	人	15	23	17	25	16	27
地域活動支援センター事業	事業所数	7	7	10	8	8	9
	延日数	1,094	1,710	1,050	1,890	751	2,070
	人	13	19	16	21	12	23

● サービス見込量（活動指標） ●

サービス見込量（年間）

サービス種別	単位	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	未実施	未実施	未実施
相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
自立支援協議会	か所	1	1	1
基幹相談支援センター	実施	未実施	未実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	未実施	未実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	実利用者数(人)	1	2	2
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	1	2	2
自立生活支援用具	件	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	2
排泄管理支援用具	件	590	590	590
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	修了者数(人)	4	4	6
移動支援事業	延時間	1,910	1,940	1,960
	人	17	18	19
地域活動支援センター事業	事業所数	8	8	8
	延日数	800	800	820
	人	14	14	15

自発的活動支援事業については、町単独では実施していませんが、引き続きあま市・大治町障がい者支援協議会において類似の事業を実施していきます。

● 確保の方策 ●

【相談支援事業】

- ❖ 気軽に相談できる体制を目指します。
- ❖ ネットワーク体制の構築を図り、多面的な相談支援をするため、あま市・大治町障がい者支援協議会の機能を充実します。
- ❖ あま市・大治町障がい者支援協議会などを活用し、成年後見制度の利用促進や虐待防止などの取組を推進します。
- ❖ 障がいのある方の様々な相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行います。

【意思疎通支援事業】

- ❖ 障がいのある方に対し、意思疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ❖ 催し物やイベントにおいて、手話通訳者や手話奉仕員及び要約筆記者や要約筆記奉仕員の参加について働きかけます。

【日常生活用具給付等事業】

- ❖ 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

【移動支援事業】

- ❖ 移動支援のサービスを給付することにより、社会参加への支援をします。
- ❖ 個々の障がいの特性に合わせたグループ支援などの移動方法を提供し、より利用しやすいサービス提供を目指します。
- ❖ サービス提供事業者に対し、必要とされる移動手段や支援方法などの情報を提供し、サービスを提供する事業者の拡充に努めます。
- ❖ 利用者のニーズを把握し、地域の実情に応じた柔軟な運用を行います。

【地域活動支援センター事業】

- ❖ 地域活動支援センターの活動が活発に行われるよう、必要な情報提供や助言を行います。
- ❖ 障がい者の自立と社会参加を支援するため、地域活動支援センターの利用促進を図ります。

(2) 任意事業

● サービス概要 ●

項目	実施内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある方などの日中における活動の場を提供する事業です。
自動車改造費助成事業	身体障がいのある方が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう、自動車改造に要した経費の一部を助成します。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がいのある方が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう、自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。

● サービス利用実績 ●

訪問入浴サービス事業については、2021（令和3）年度から利用できる回数を増加したため、2022（令和4）年度から利用量が増加しました。

日中一時支援事業については、2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症まん延のため、利用を控える方が多くいましたが、2022（令和4）年度、2023（令和5）年度においては利用量が見込みを上回りました。

サービス利用実績（年間）

サービス種別	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		実績	第6期計画値	実績	第6期計画値	実績(見込み)	第6期計画値
訪問入浴サービス事業	延日数	134	200	202	200	196	300
	人	2	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	延日数	1,312	1,456	1,670	1,568	1,855	1,680
	人	29	26	29	28	27	30
自動車改造費助成事業	件	3	1	0	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	人	0	1	0	1	0	1

● サービス見込量（活動指標） ●

サービス見込量（年間）

サービス種別	単位	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
訪問入浴サービス事業	延時間	200	200	220
	人	2	2	2
日中一時支援事業	延日数	1,900	1,940	1,980
	人	28	29	30
自動車改造費助成事業	件	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	人	1	1	1

● 確保の方策 ●

【訪問入浴サービス事業】

- ❖ 利用者増加に合わせてサービス事業者の確保に努めます。
- ❖ 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。

【日中一時支援事業】

- ❖ 介護者の負担を軽減するため、日中一時支援の利用を促進します。
- ❖ 障がいのある子どもたちに放課後や夏休みなどに活動する場を提供し、障がいのある子どもを持つ親の就労支援や介助負担の軽減に努めます。

【自動車改造費助成事業】

- ❖ 自動車改造費の補助制度の周知を図ります。

【自動車運転免許取得費助成事業】

- ❖ 自動車運転免許取得費の補助制度の周知を図ります。

第4章 障がい児支援の見込量

障害児福祉計画においては、障がい児の健やかな育成のための発達を支援するため、障がい児支援の提供体制の整備を目指し、さらに、障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・インクルージョンを計画作成に関する基本的事項として、子育て支援の利用ニーズを把握し、提供体制の整備に努めます。

また、障がい児支援の整備にあたっては、子ども・子育て支援法や本町が策定した子ども・子育て支援事業計画との整合性を図ります。

1 障害児通所支援等

サービス概要

サービス種別	主な対象者	実施内容
児童発達支援	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。 令和6年4月から児童発達支援に一元化されます。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児	居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対して、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障がい児	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング*を行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

サービス利用実績

障がい児支援については、発達障がいを含む障がい児が増加しているため、ニーズが高くなっています。

2021（令和3）年度に児童発達支援センターが町内で開所したため、児童発達支援、保育所等訪問支援については、各年度において、利用者数、利用量はともに見込みを大きく上回りました。

放課後等デイサービスについては、各年度において、利用者数、利用量ともに見込みを大きく上回りました。

障害児相談支援については、2021（令和3）年度、2022（令和4）年度はほぼ見込み通りでしたが、2023（令和5）年度は見込みを上回っています。

サービス利用実績（1月当たり）

サービス種別	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		実績	第2期計画値	実績	第2期計画値	実績(見込み)	第2期計画値
児童発達支援	人日	478	220	611	242	718	264
（実利用人数）	人	40	20	62	22	70	24
医療型児童発達支援	人日	8	18	7	18	7	18
（実利用人数）	人	3	3	2	3	2	3
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	1
（実利用人数）	人	0	0	0	0	0	1
放課後等デイサービス	人日	1,050	910	1,294	952	1,439	994
（実利用人数）	人	71	65	83	68	91	71
保育所等訪問支援	人日	17	2	51	2	61	2
（実利用人数）	人	12	1	30	1	34	1
障害児相談支援	人	19	21	26	24	36	27
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	5	6	5	7	7	8

2021（令和3）年度、2022（令和4）年度は各月の利用実績の月平均値です。

表中の人日とは、1月当たりの延べ利用日数を表します。

● サービス見込量（活動指標） ●

サービス見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
児童発達支援	人日	764	808	852
（実利用見込人数）	人	72	76	80
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
（実利用見込人数）	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	1,501	1,552	1,616
（実利用見込人数）	人	95	97	101
保育所等訪問支援	人日	60	60	61
（実利用見込人数）	人	35	35	36
障害児相談支援	人	38	40	42
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	7	7	7

● 確保の方策 ●

- ❖ 障がい児支援のニーズは高く、今後も児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供体制の確保に努めます。
- ❖ 関係機関との連携を図り、サービス提供体制の整備、資質向上に努めます。
- ❖ 障害児通所支援等を利用するために必要な障害児相談支援を速やかに利用できるよう、相談支援事業所に対して、相談支援専門員の人員確保について働きかけます。

2 障がい児の子ども・子育て支援

国の基本指針では、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、障がいのある子どもの保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）などの子ども・子育て支援の利用ニーズを把握するとともに、それを満たす定量的な目標を設定し、その受入れ体制の整備に努めることとされています。

確保にあたっては、関係機関と連携を図り、受入れ体制の整備に努めます。

● 利用実績 ●

種別	単位	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		実績	第2期計画値	実績	第2期計画値	実績	第2期計画値
保育所	人	7	11	9	11	12	11
認定こども園	人	6	7	5	7	3	7
放課後児童健全育成事業	人	7	3	2	3	3	3

● 見込量 ●

種別	必要な見込量 (人)	各年度の目標値(人)		
		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
保育所	12	12	12	12
認定こども園	3	3	3	3
放課後児童健全育成事業	3	3	3	3

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

『SDGs（Sustainable Development Goals）』とは

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない

（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものです。

SDGsの「誰一人残さない」という考えは、「共に生きよう 共に歩もう 笑顔あふれるまち おおはる」を基本理念とする大治町障害者計画を始め、大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。そのため、本町の障がい者施策を推進するにあたっては、地域や企業、関係団体など、社会におけるさまざまな担い手と連携しながら、SDGsを意識して取り組んでいきます。



資料編



1 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第1項の規定に基づく障害児福祉計画を策定するため、大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

(1) 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定に関する事項

(2) その他障害者福祉に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会には、次に掲げる者をもって組織し、委員は町長が委嘱する。

(1) 医療関係者

(2) 福祉関係者

(3) 学識経験者

(4) 福祉教育関係職員

(5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画の策定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長、副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要に応じ、関係者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部民生課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

2 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会委員名簿

	区 分	職 名 等	氏 名	備 考
1	医療関係者	医師	奥村 猛	副委員長
2		歯科医師	白瀧 一弥	
3	福祉関係者	民生委員児童委員協議会会長	安井 宏	
4		知的障害者相談員	寺西 かおり	
5		障害児(者)を持つ親の会会長	浅野 美幸	
6		社会福祉協議会事務局長	堀田 泰秋	
7		児童厚生員 (発達障害支援指導者)	中村 澄美子	
8	学識経験者	障害者福祉協会会長 (身体障害者相談員)	西尾 正治	委員長
9	福祉教育関係職員	福祉部長	安井 慎一	
10		子育て支援課	坂井 英子	
11		保健センター	塚本 康代	
12		学校教育課	原野 恭幸	
13		障害者相談支援事業所	粟生 陽子	

3 策定経過

日 付	内 容
【2023（令和5）年】 7月4日(火)	第1回 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会 【議題】 (1) 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定について (2) アンケート調査について
7月26日(水)～8月9日(水)	住民調査 【目的】 障がい者施策に関するニーズ等を把握し、「大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画」作成のための基礎資料を得るために実施
8月23日(水)～9月15日(金)	団体・事業所調査 【目的】 障がい者施策に関するニーズ等を把握するために実施
10月20日(金)	第2回 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会 【議題】 (1) アンケート調査結果報告について (2) 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画 骨子(案)について (3) 第1部総論について
12月26日(火)	第3回 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会 【議題】 (1) 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画(素案)について
【2024（令和6）年】 1月5日(金)～2月5日(月)	パブリックコメント実施
2月19日(月)	第4回 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会 【議題】 (1) パブリックコメントの結果について (2) 大治町障害者計画・大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画(案)について

4 アンケートでみる障がいのある方の状況

障がいのある方の生活状況やご要望、町民の障がいのある方に関する意識などを把握するため、「暮らし」「介護・手助け」「外出」「健康・医療」などについて実態調査を実施しました。

○調査対象

本町在住で障害者手帳を所持されている方と、本町在住の20歳以上の方の中から無作為に抽出した方

○調査項目

- ・基本属性
- ・暮らしについて
- ・介護・手助けについて
- ・外出について
- ・健康・医療について
- ・日頃の過ごし方について
- ・教育について
- ・就労について
- ・相談について
- ・偏見や差別について
- ・災害などの緊急事態について
- ・障害福祉サービス等の利用について
- ・障がい児支援について
- ・障がい者福祉施策等について など

○調査方法

質問紙調査法

郵送による送返信

○調査期間

2023（令和5）年7月26日から8月9日まで

（単位：人）

	障がいのある方	20歳以上の方	全体
配布数	1,237	500	1,737
回収数	530	196	726
回収率	42.8%	39.2%	41.8%

○ 調査結果の概要

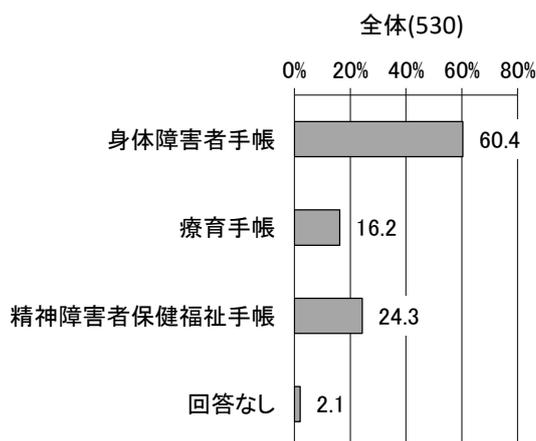
- 1 障がいのある方の回答は、主に3障がいのグラフを掲載しています。20歳以上の町民の方の回答はタイトルに「町民が考える」と表記しています。
- 2 障がいのある方についてはグラフ内を含め、身体障がいのある方を「身体」、知的障がいのある方を「知的」、精神障がいのある方を「精神」と表記しています。
- 3 グラフ中のnは、質問に対する回答なしを含む集計対象総数で、割合算出の基準です。

□ 手帳の種類 □□□

Q. あなたは次のどの障害者手帳を所持していますか。(複数回答)

「身体障害者手帳」(60.4%)が最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」(24.3%)、「療育手帳」(16.2%)となっています。

資料-図表 1 手帳の種類



□ 重複障がいの状況 □□□

身体障害者手帳のみの所持者が57.4%と最も多くなっています。2つ以上の手帳を持っている16人のうち最も多いのは、身体障害者手帳と療育手帳を合わせ持つ方です。

資料-図表 2 重複障がいの状況

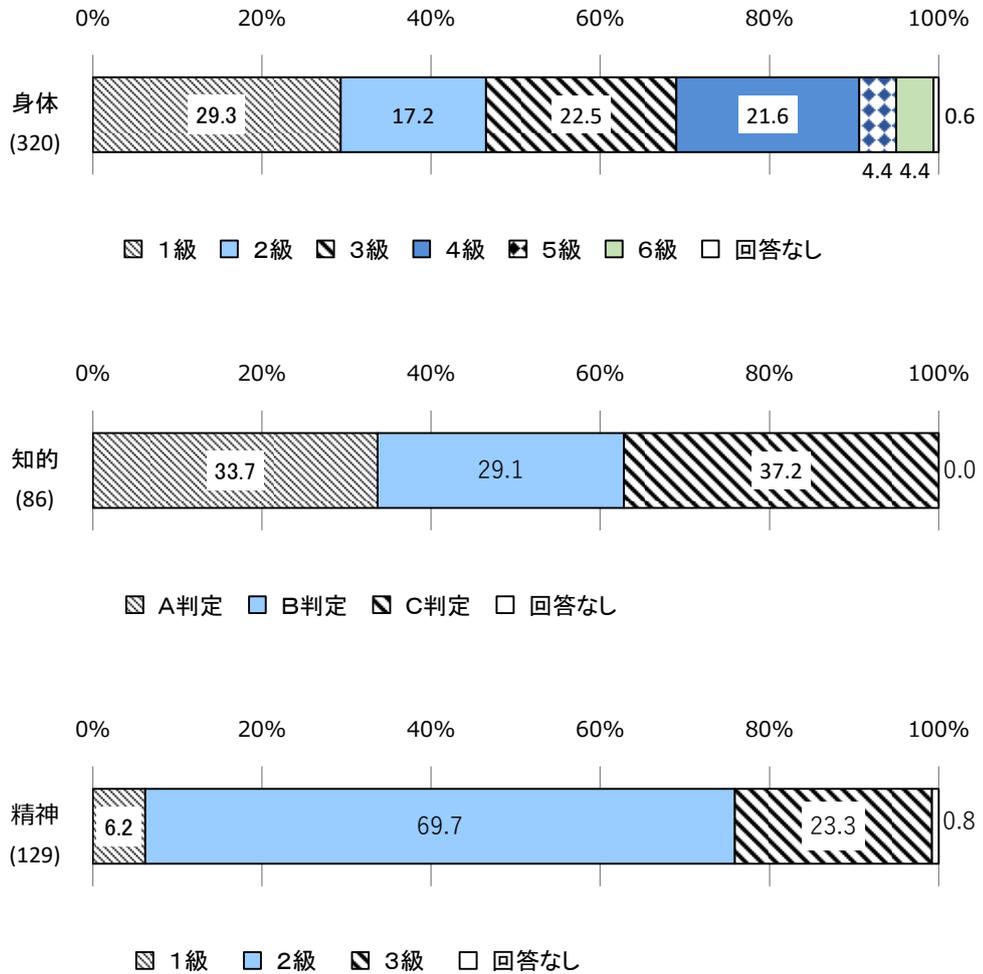
身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳+療育手帳	身体障害者手帳+精神障害者保健福祉手帳	療育手帳+精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳+療育手帳+精神障害者保健福祉手帳	回答なし	合計
305人 (57.4%)	74人 (14.0%)	124人 (23.4%)	11人 (2.1%)	4人 (0.8%)	1人 (0.2%)	0人 (0.0%)	11人 (2.1%)	530人 (100.0%)

□ 手帳の等級 □□□

Q . 障害者手帳をお持ちの場合、障がい等級は何級ですか。

身体では「1級」、知的では「C判定」、精神では「2級」が最も多くなっています。

資料-図表3 手帳の等級

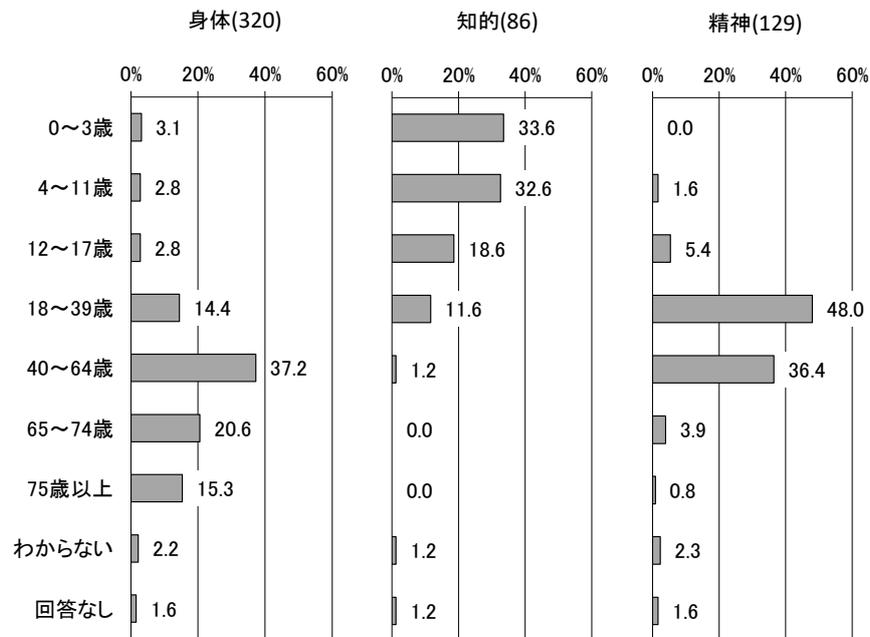


□ 障害者手帳交付の年齢 □□□

Q. 障害者手帳の交付を受けた年齢はいつですか。

身体では「40～64歳」、知的では「0～3歳」、精神では「18～39歳」が最も多くなっています。

資料-図表 4 障害者手帳交付の年齢

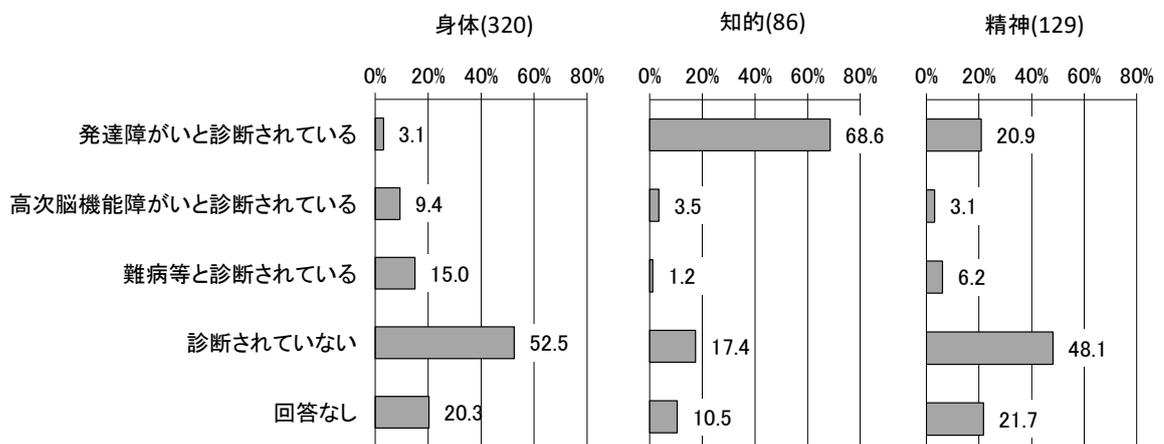


□ 障がいや疾病の診断 □□□

Q. 以下の障がいや疾病と診断されていますか。(複数回答)

身体、精神では「診断されていない」、知的では「発達障がいと診断されている」が最も多くなっています。

資料-図表 5 障がいや疾病の診断

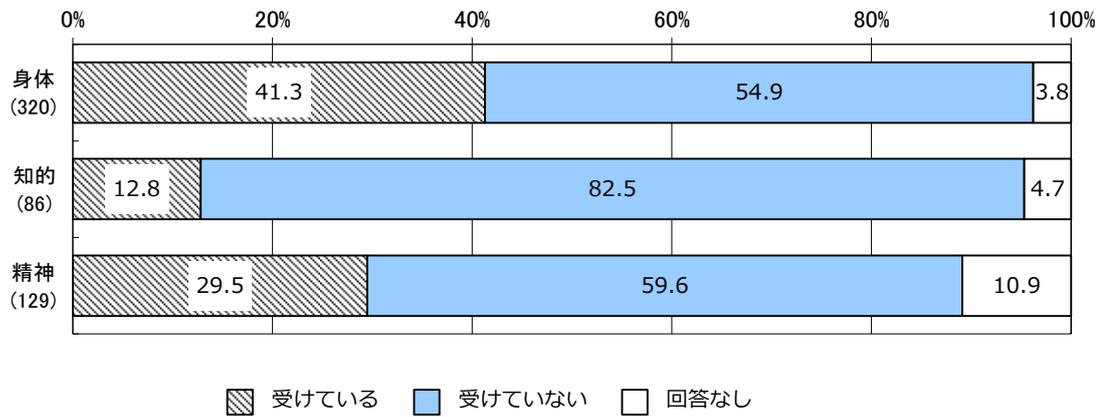


□ 医療的ケアの有無 □□□

Q. 現在、医療的ケアを受けていますか。

どの障がい種別でも「受けていない」が多くなっています。

資料-図表 6 医療的ケアの有無

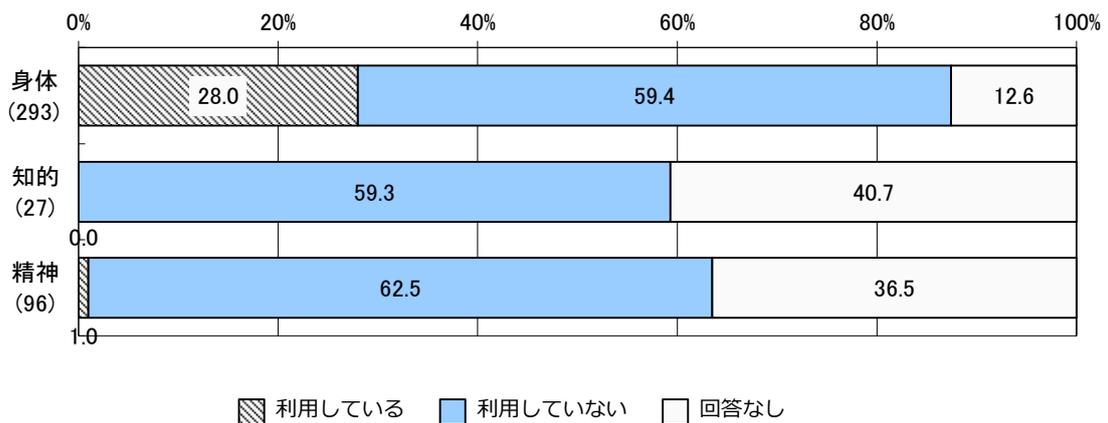


□ 介護保険サービスの利用の有無 □□□

Q. [40歳以上の方] 介護保険のサービスを利用していますか。

介護保険サービスを「利用している」と回答した方が、身体では 28.0%、知的では 0.0%、精神では 1.0%となっています。

資料-図表 7 介護保険サービスの利用の有無

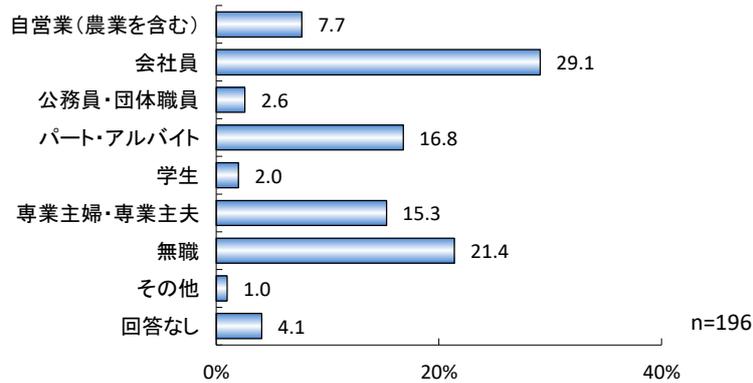


□ <町民の>職業 □□□

Q.あなたのご職業は主にどれにあたりますか。

「会社員」が最も多く、次いで「無職」となっています。

資料-図表8 <町民の>職業

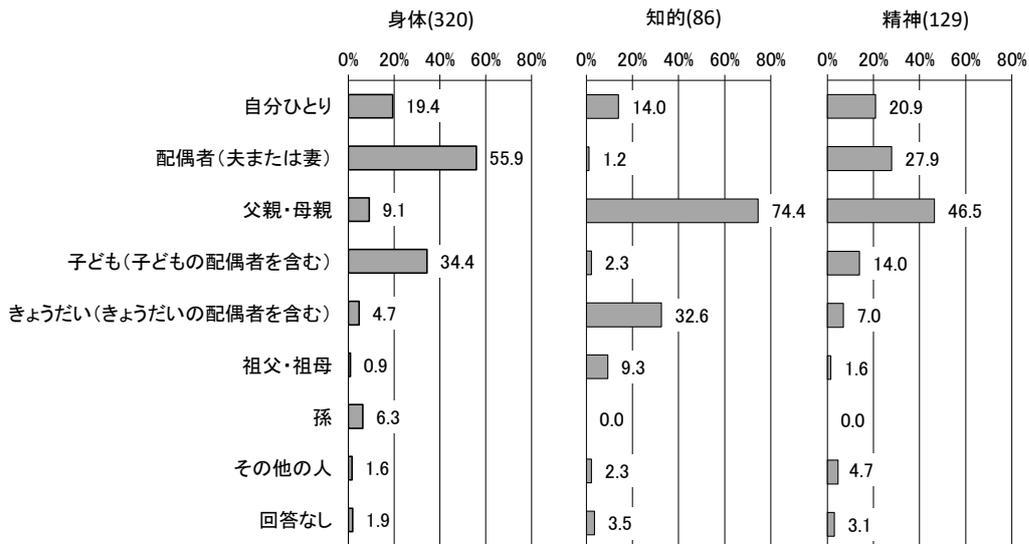


□ 同居人 □□□

Q.あなたはひとりで住んでいますか、それとも誰かと住んでいますか。(複数回答)

身体では「配偶者(夫または妻)」、知的、精神では「父親・母親」が最も多くなっています。

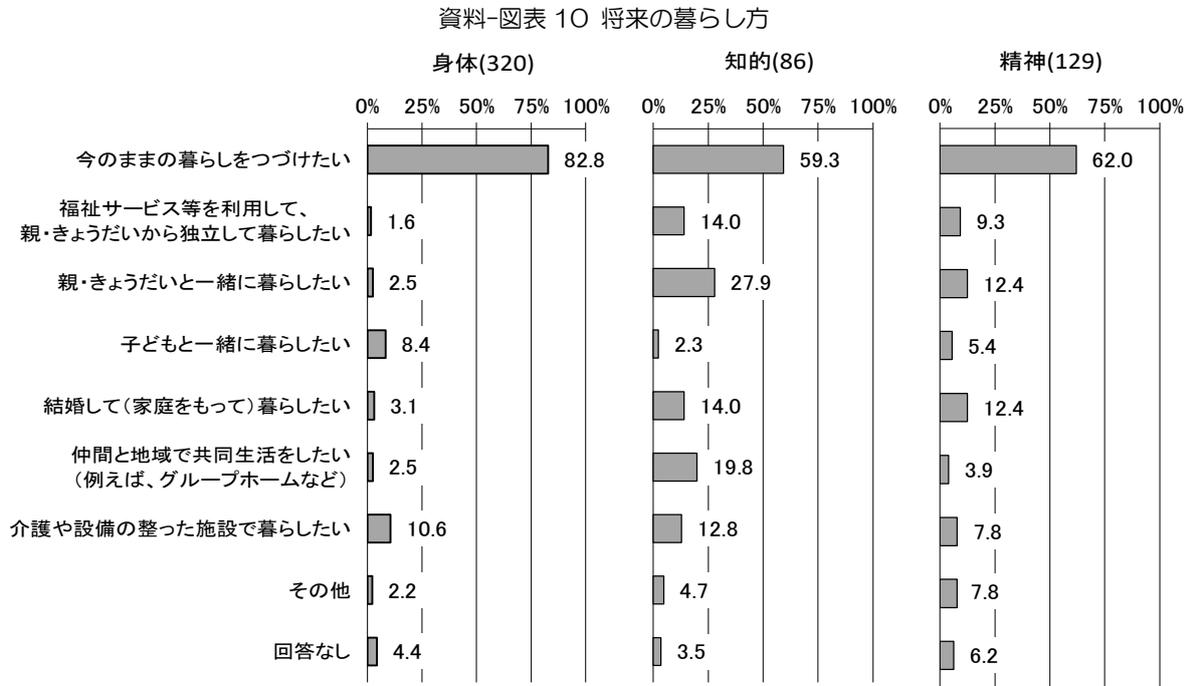
資料-図表9 同居人



□ 将来の暮らし方 □□□

Q. 将来、どのように暮らしたいですか。(複数回答)

どの障がい種別でも「今のままの暮らしをつづけたい」が最も多くなっています。

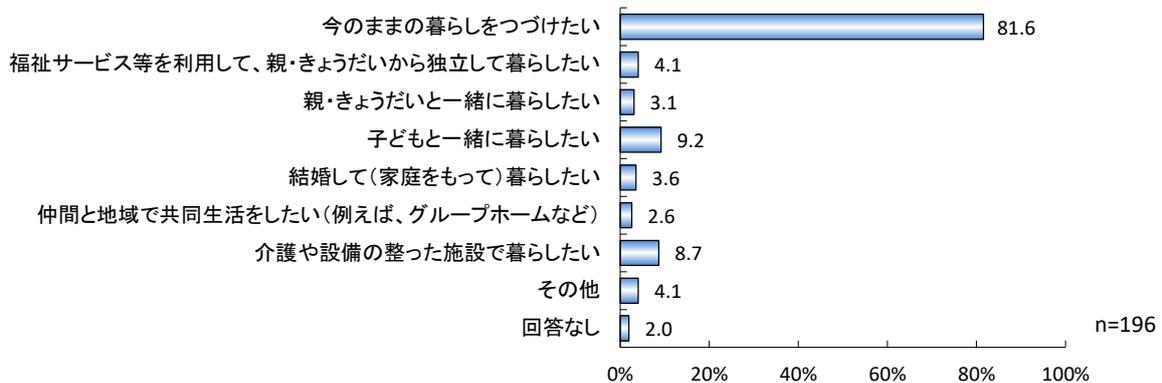


□ < 町民が考える > 将来の暮らし方 □□□

Q. 将来、どのように暮らしたいですか。(複数回答)

「今のままの暮らしをつづけたい」が最も多く、次いで「子どもと一緒に暮らしたい」となっています。

資料-図表 11 < 町民が考える > 将来の暮らし方

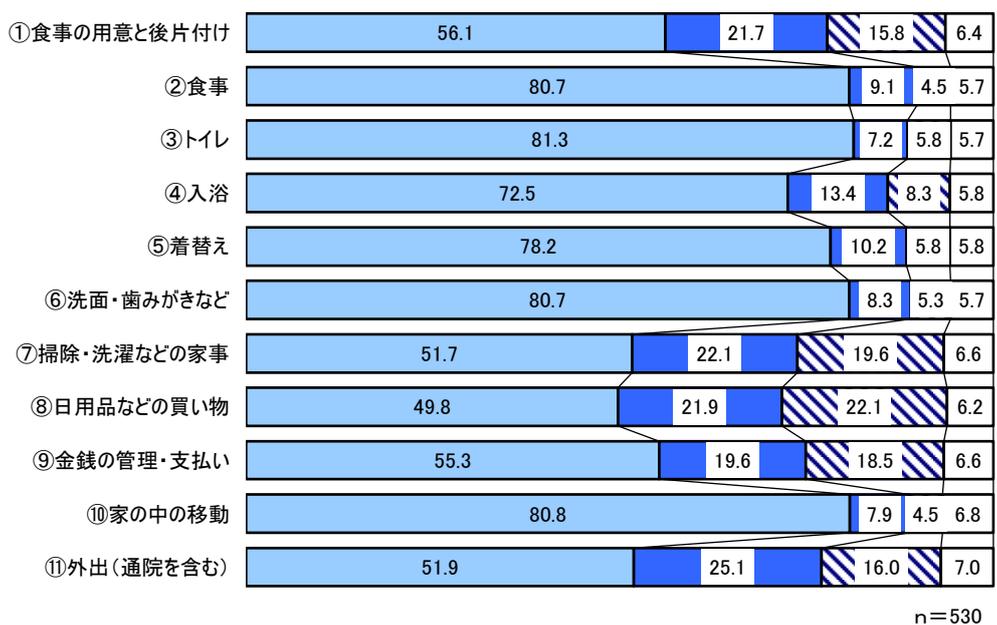


□ 生活状況 □□□

Q .毎日の生活の中で、次のことをどのようにしていますか。 から のそれぞれにお答えください。
 (から のそれぞれ1つに)

「全部介助が必要」「一部介助が必要」とした方は「⑧日用品などの買い物」(44.0%)
 が最も多く、次いで「⑦掃除・洗濯などの家事」(41.7%)、「⑪外出(通院を含む)」
 (41.1%) となっています。

資料-図表 12 生活状況



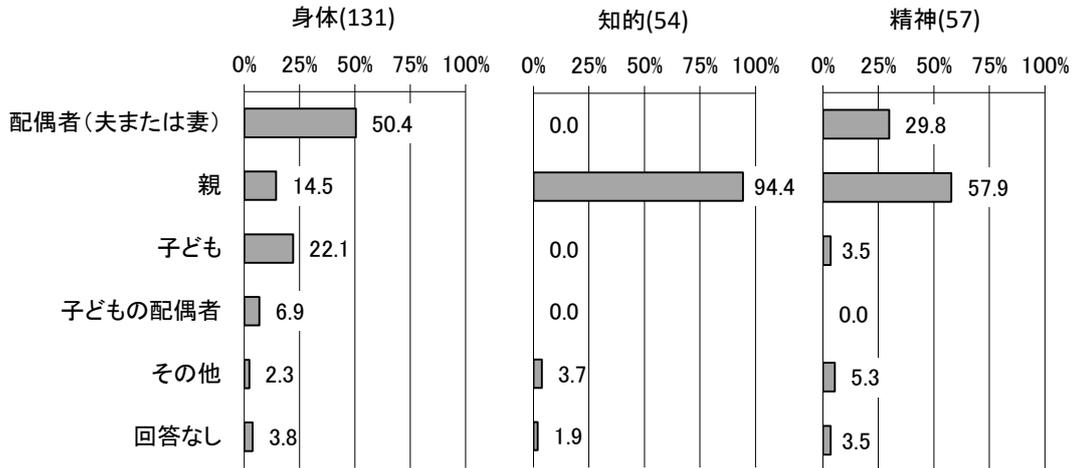
□ ひとりできる □ 一部介助が必要 □ 全部介助が必要 □ 回答なし

□ 主な介助者 □□□

Q .[家族・親族が介助者の方] 主に介助する家族の続柄は何ですか。

身体では「配偶者（夫または妻）」、知的、精神では「親」が最も多くなっています。

資料-図表 13 主な介助者

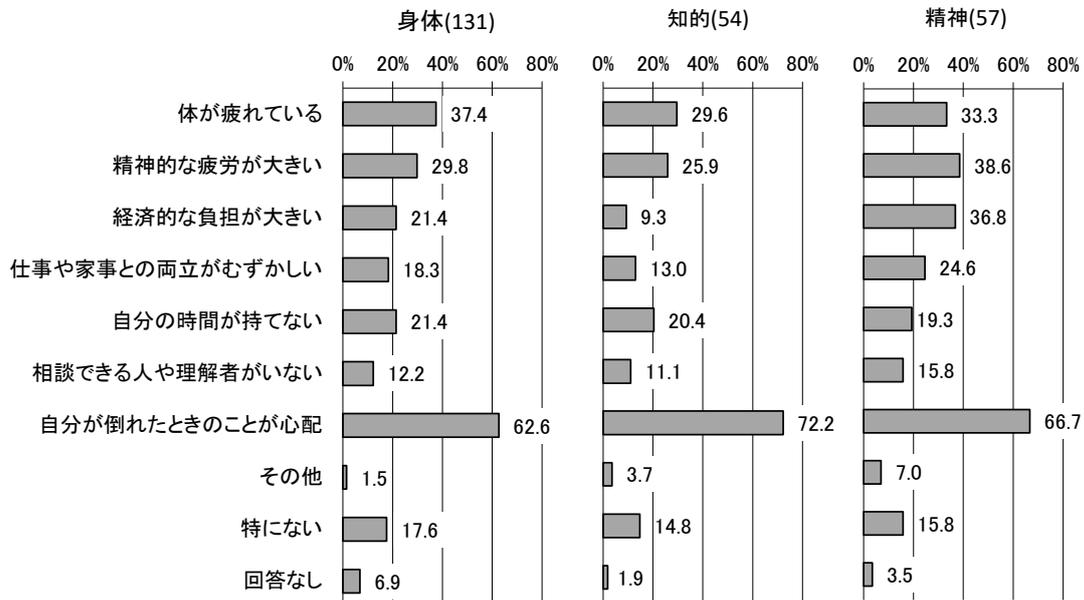


□ 介助での困りごと □□□

Q .[家族・親族が介助者の方] 主な介助者の方が、介助をする上で困っているようなことはありますか。(複数回答)

どの障がい種別でも「自分が倒れたときのことが心配」が最も多くなっています。

資料-図表 14 介助での困りごと

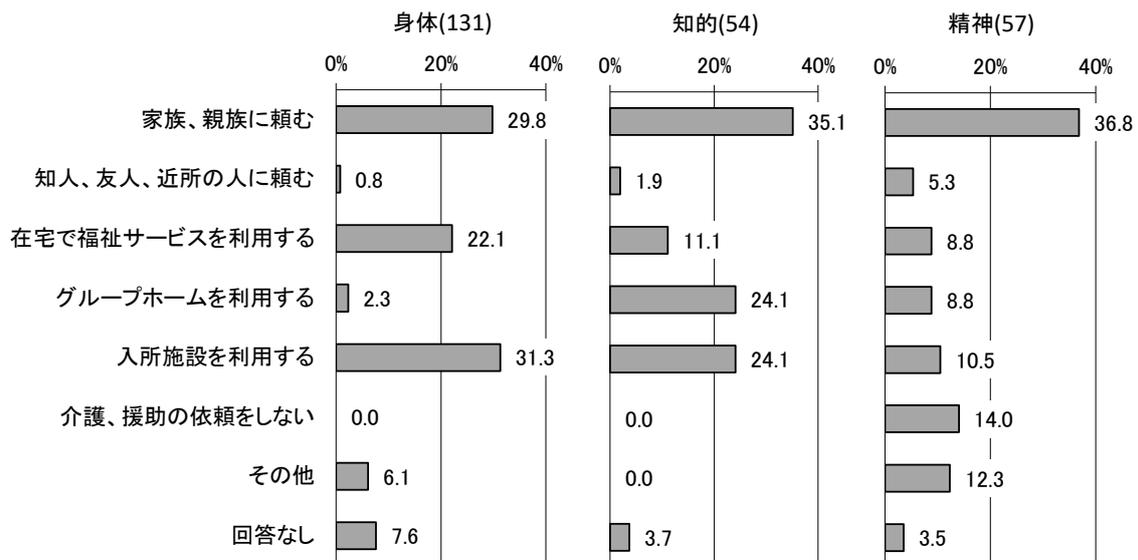


□ 介護してもらえなくなった場合の意向 □□□

Q .[家族・親族が介助者の方] 主な介助者に介護、援助してもらえなくなった場合、どのようにしたいと思いますか。

身体では「入所施設を利用する」、知的、精神では「家族、親族に頼む」が最も多くなっています。

資料-図表 15 介護してもらえなくなった場合の意向

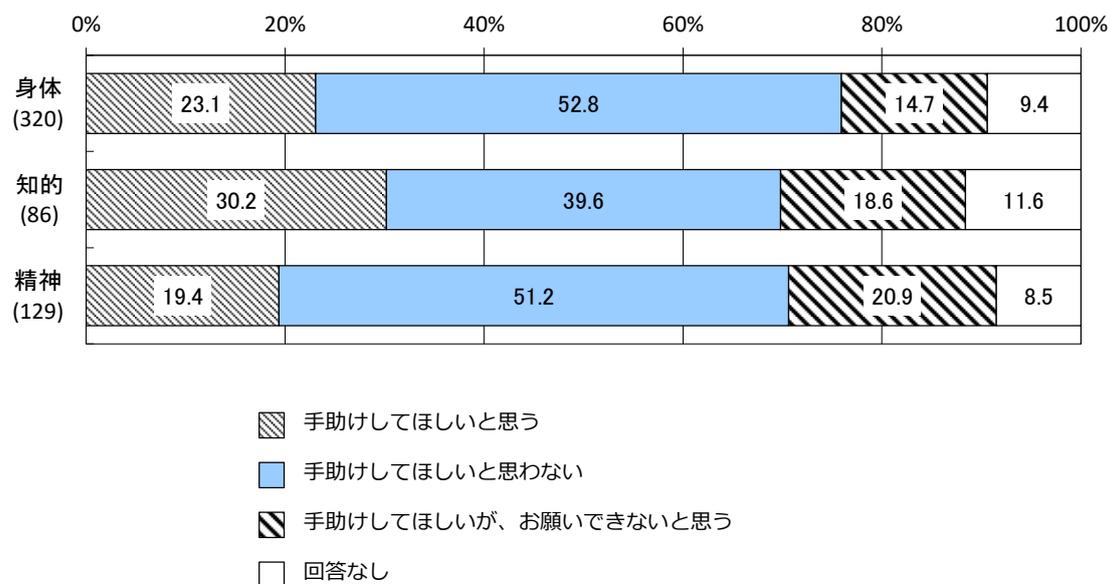


□ ボランティア等の手助けの希望 □□□

Q. あなたは地域の方やボランティアなどに手助けしてほしいと思いますか。

ボランティアなどに「手助けしてほしいと思う」と回答した方が、身体では 23.1%、知的では 30.2%、精神では 19.4%となっています。

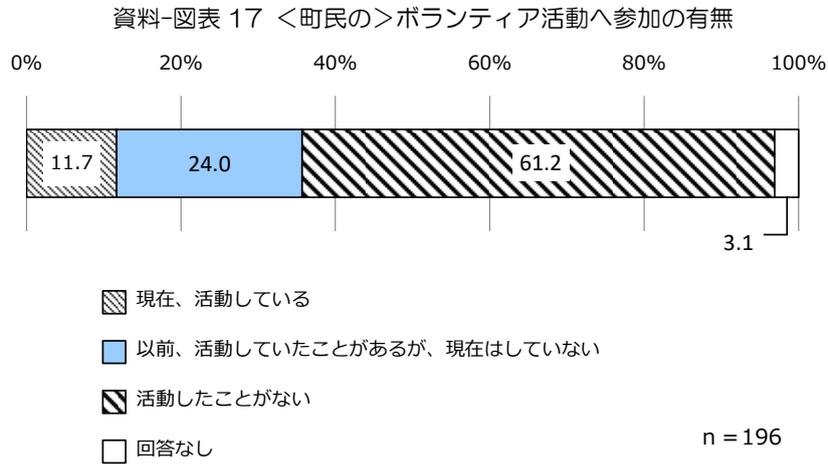
資料-図表 16 ボランティア等の手助けの希望



□ < 町民の > ボランティア活動へ参加の有無 □□□

Q . あなたは、これまでに地域活動やボランティア活動をしたことがありますか。

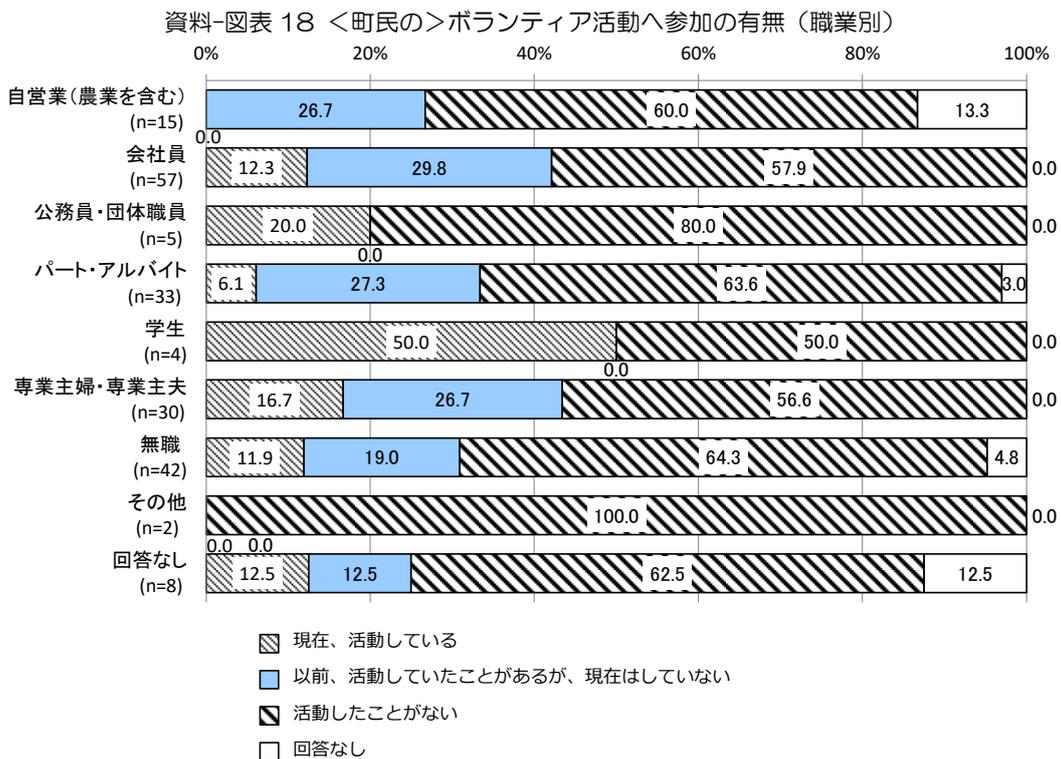
「現在、活動している」が 11.7%、「以前、活動していたことがあるが、現在はしていない」が 24.0%となっています。



□ < 町民の > ボランティア活動へ参加の有無（職業別） □□□

Q . あなたは、これまでに地域活動やボランティア活動をしたことがありますか。

全般に「活動したことがない」が多い中、「学生」では「現在、活動している」が他と比べ多くなっています。

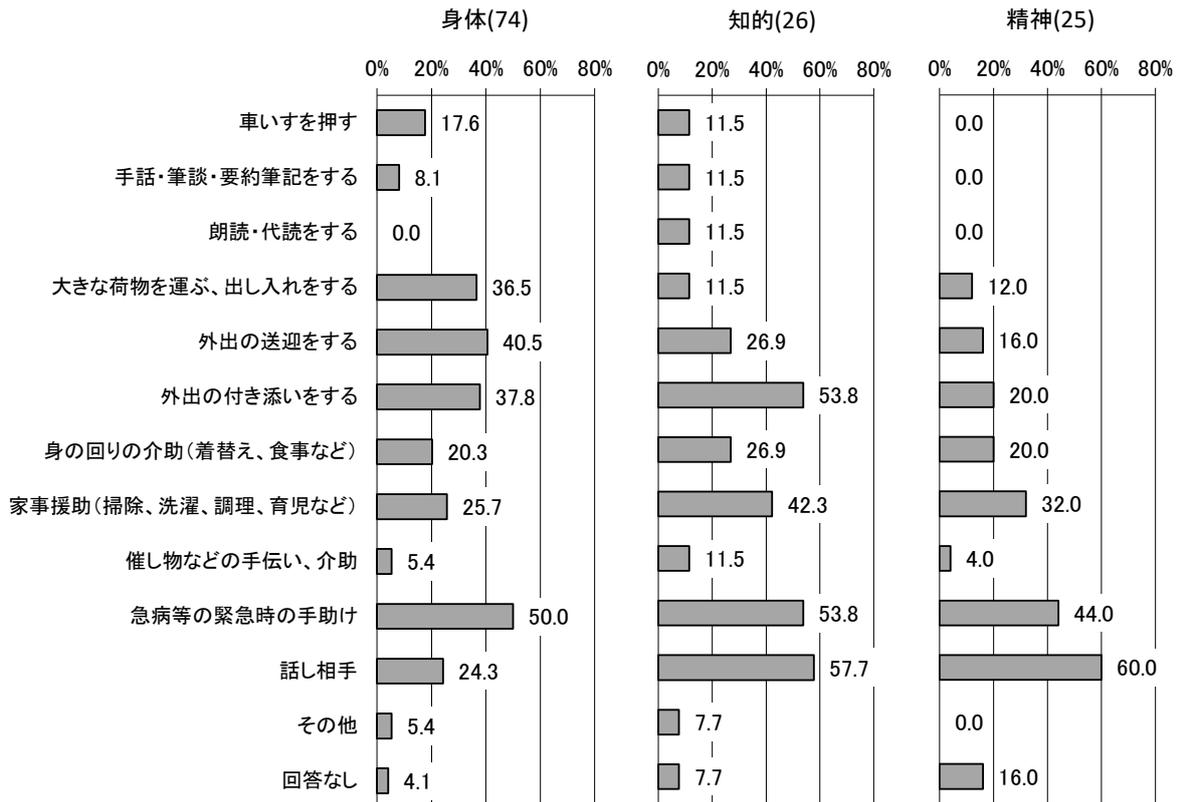


□ ボランティアなどに手助けしてほしい内容 □□□

Q .[手助けしてほしいと思う方] 地域の方やボランティアなどに手助けしてほしいと思うことは何ですか。(複数回答)

身体では「急病等の緊急時の手助け」、知的、精神では「話し相手」が最も多くなっています。

資料-図表 19 ボランティアなどに手助けしてほしい内容

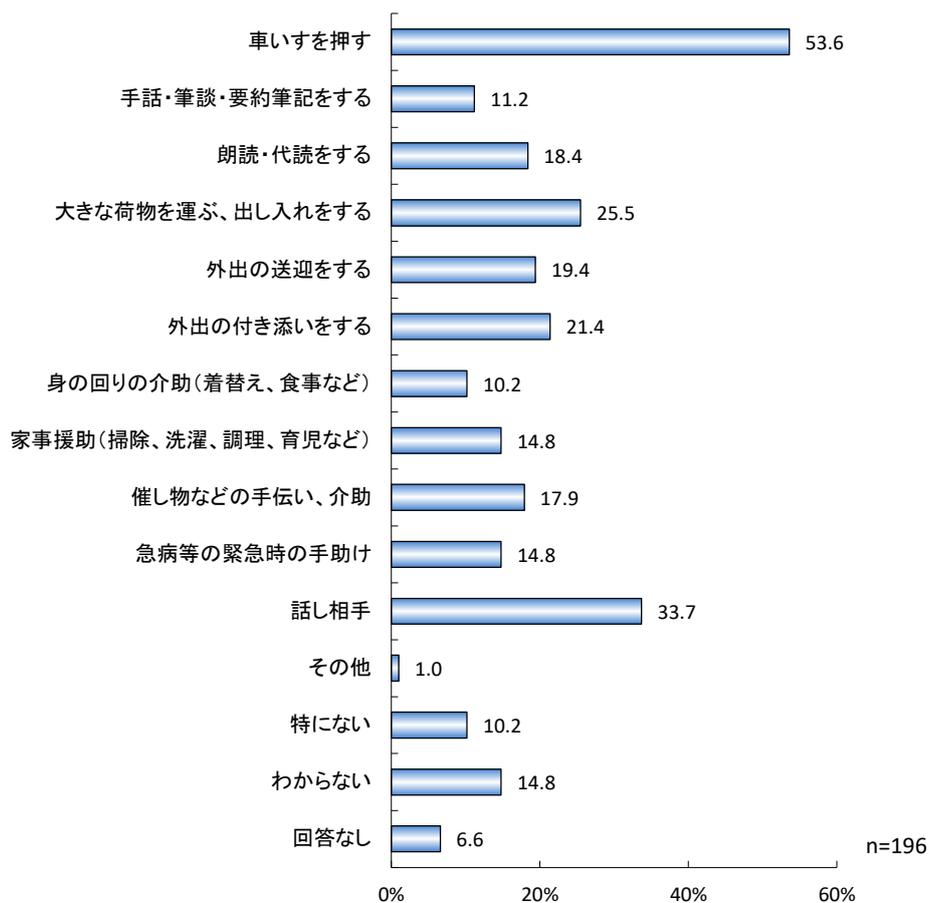


□ <町民が考える>障がいのある方に手助けできそうなこと □□□

Q. あなたが日常の生活の中で、障がいのある方の手助けとしてできることは何ですか。
(複数回答)

「車いすを押す」が最も多く、次いで「話し相手」となっています。

資料-図表 20 <町民が考える>障がいのある方に手助けできそうなこと

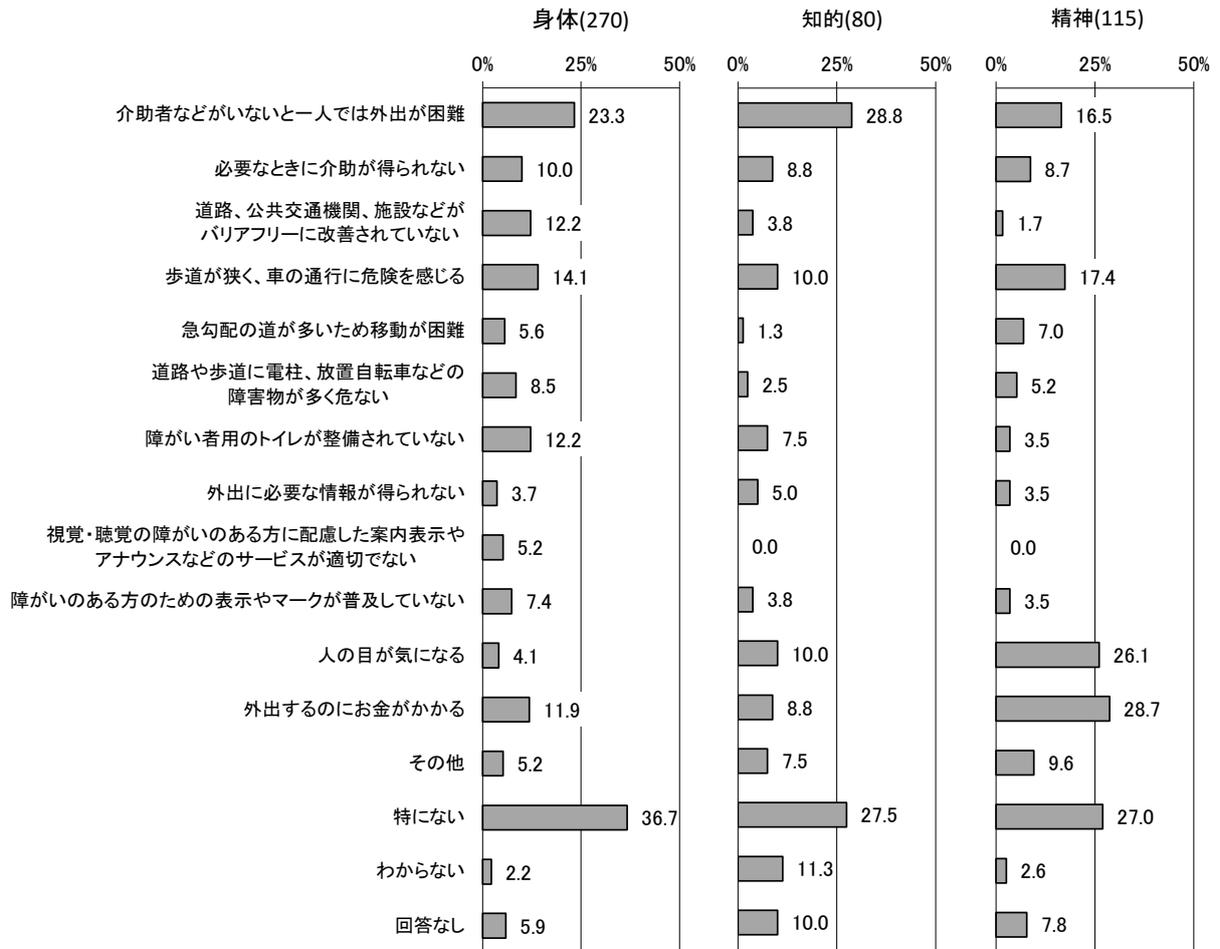


□ 外出時の困りごと □□□

Q .[月に1回以上外出する方] あなたが外出する上で、困ることは何ですか。(複数回答)

身体では「特にない」、知的では「介助者などがいないと一人では外出が困難」、精神では「外出するのにお金がかかる」が最も多くなっています。

資料-図表 21 外出時の困りごと

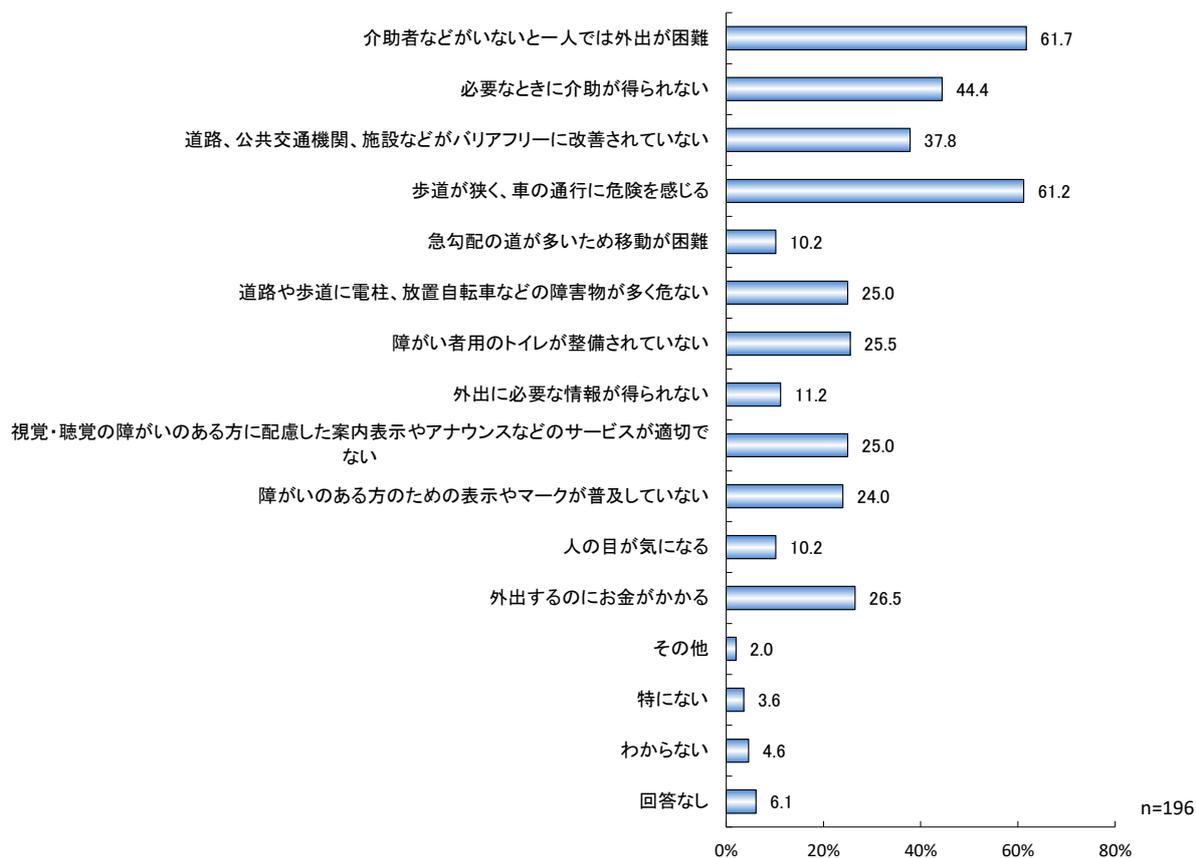


□ <町民が考える>障がいのある方の外出時の困りごと □□□

Q. 障がいのある方が外出する上で、困ると思われることは何ですか。(複数回答)

「介助者などがいないと一人では外出が困難」が最も多く、次いで「歩道が狭く、車の通行に危険を感じる」となっています。

資料-図表 22 <町民が考える>障がいのある方の外出時の困りごと

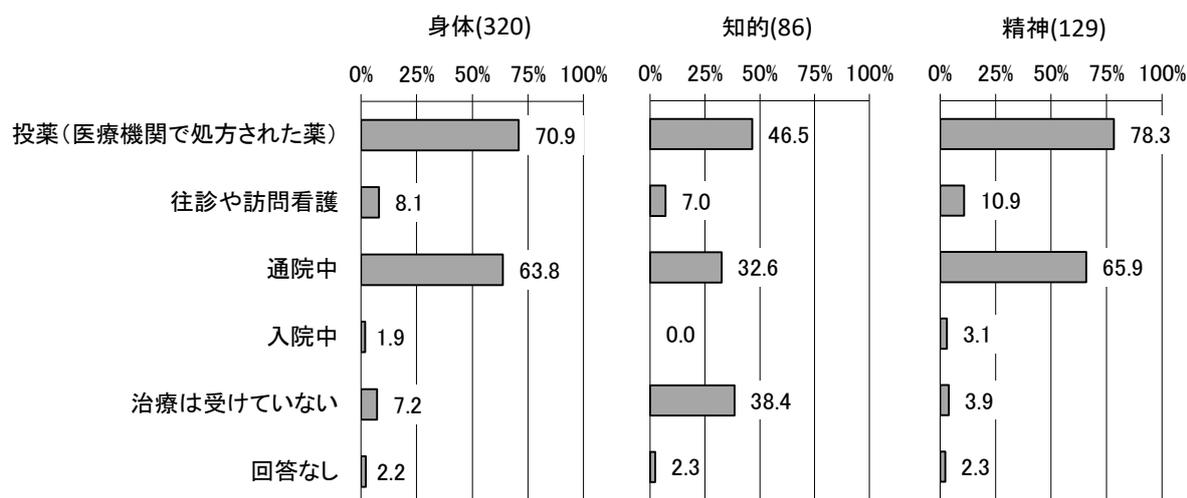


□ 1 か月間の医療機関への受診 □□□

Q . あなたはこの1か月に何らかの医療を受けていますか。(複数回答)

「治療は受けていない」「回答なし」の方を除いた、この1か月に何らかの医療を受けている方は、身体では90.6%、知的では59.3%、精神では93.8%となっています。

資料-図表 23 1 か月間の医療機関への受診

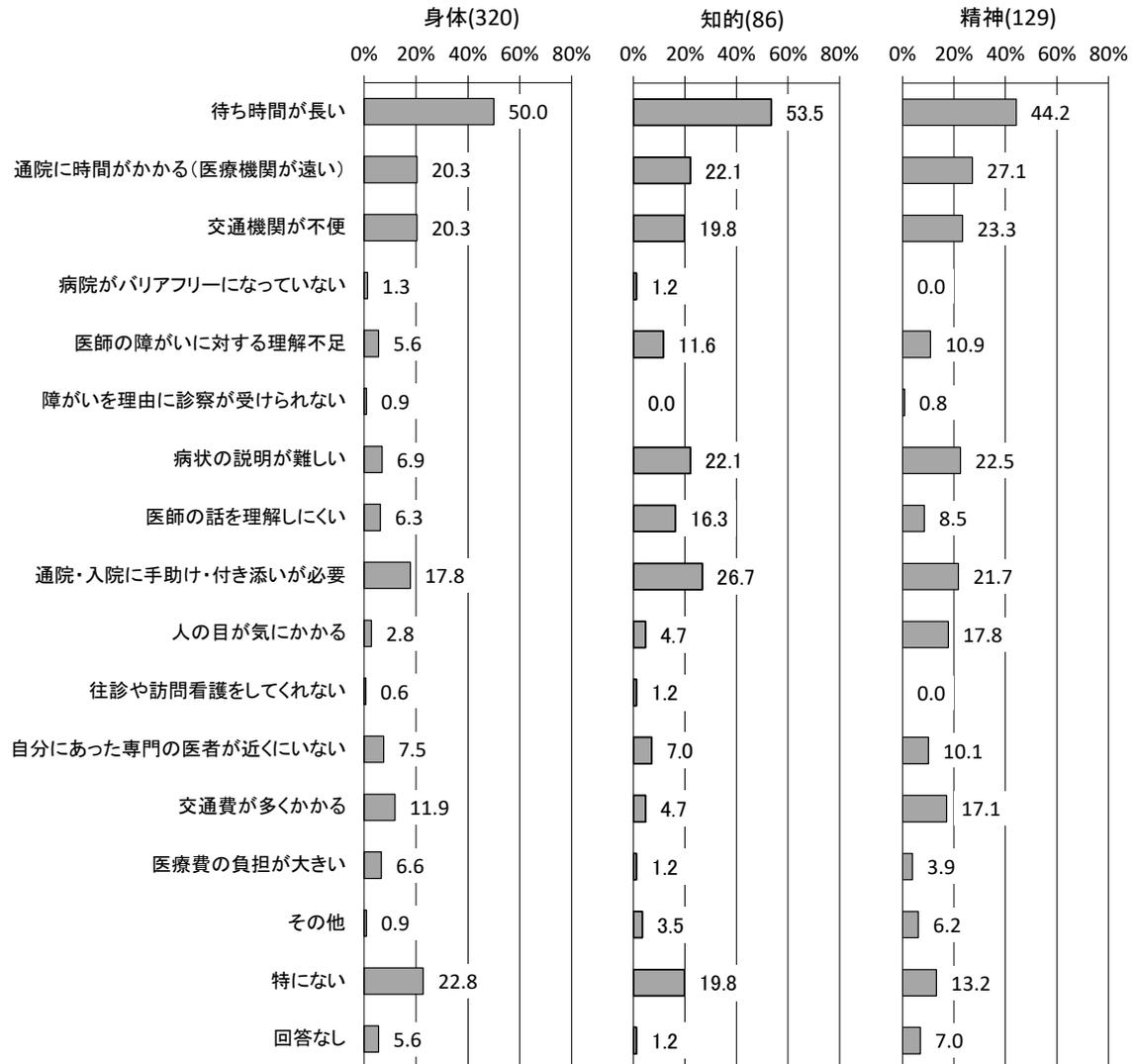


□ 医療機関での困りごと □□□

Q. 医者にかかるときの困りごとは何ですか。現在、医者にかかっていない方は、過去のことでお答えください。(複数回答)

どの障がい種別でも「待ち時間が長い」が最も多くなっています。

資料-図表 24 医療機関での困りごと

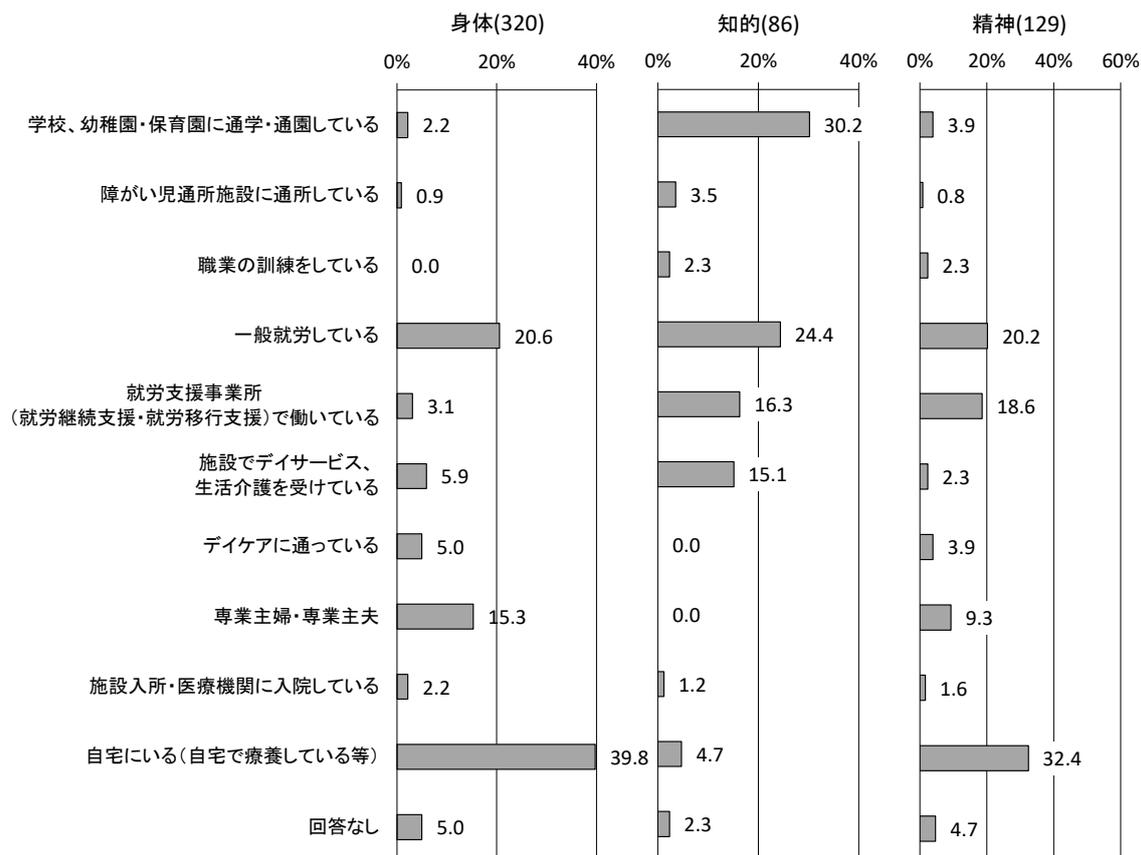


□ 日中の主な過ごし方 □□□

Q. 日中、主に何をしていますか。

身体、精神では「自宅にいる（自宅で療養している等）」、知的では「学校、幼稚園・保育園に通学・通園している」が最も多くなっています。

資料-図表 25 日中の主な過ごし方

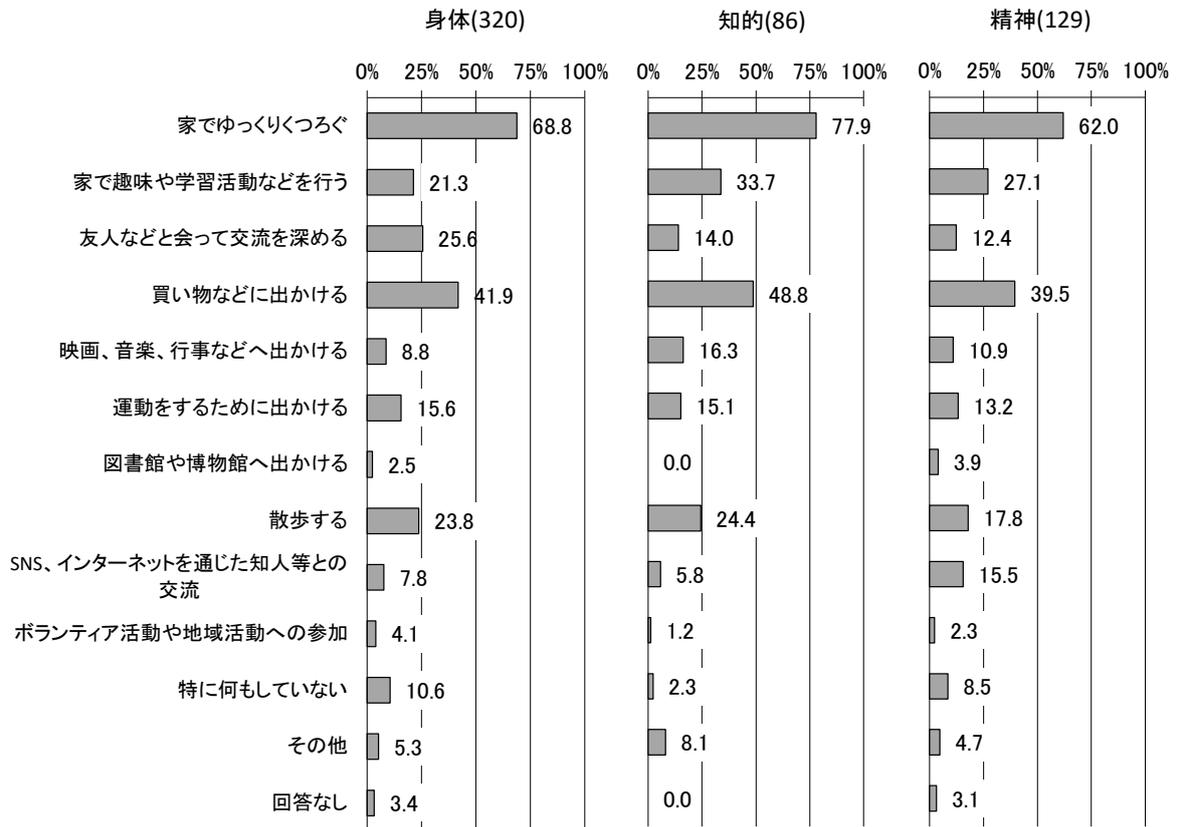


□ 余暇活動 □□□

Q. 余暇活動としてどのようなことをしていますか。(複数回答)

どの障がい種別でも「家でゆっくりくつろぐ」が最も多くなっています。

資料-図表 26 余暇活動

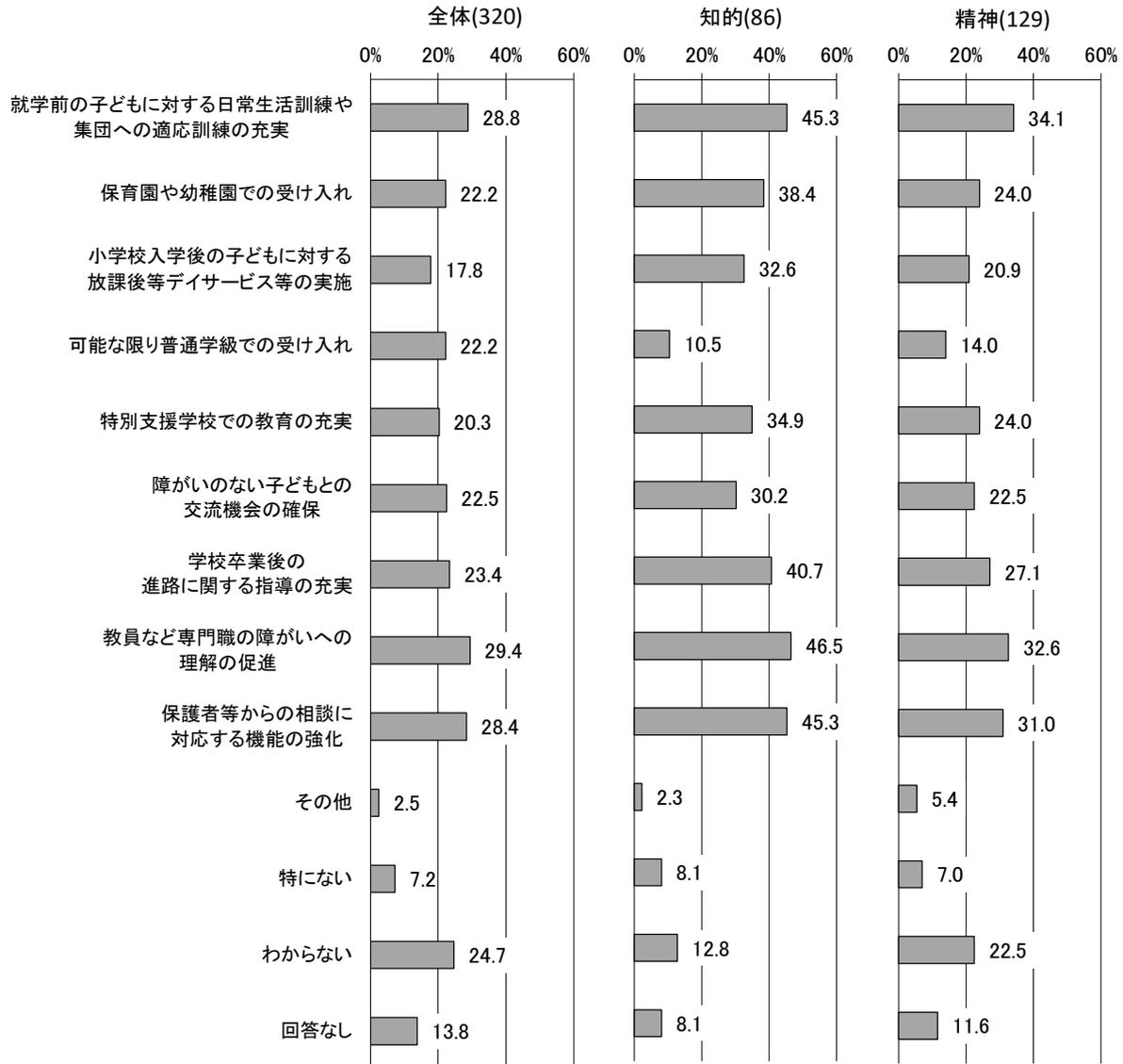


□ 障がい児教育充実のために必要なこと □□□

Q. あなたは、障がいのある子どもの保育や教育の充実を図るために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

身体、知的では「教員など専門職の障がいへの理解の促進」、精神では「就学前の子どもに対する日常生活訓練や集団への適応訓練の充実」が最も多くなっています。

資料-図表 27 障がい児教育充実のために必要なこと

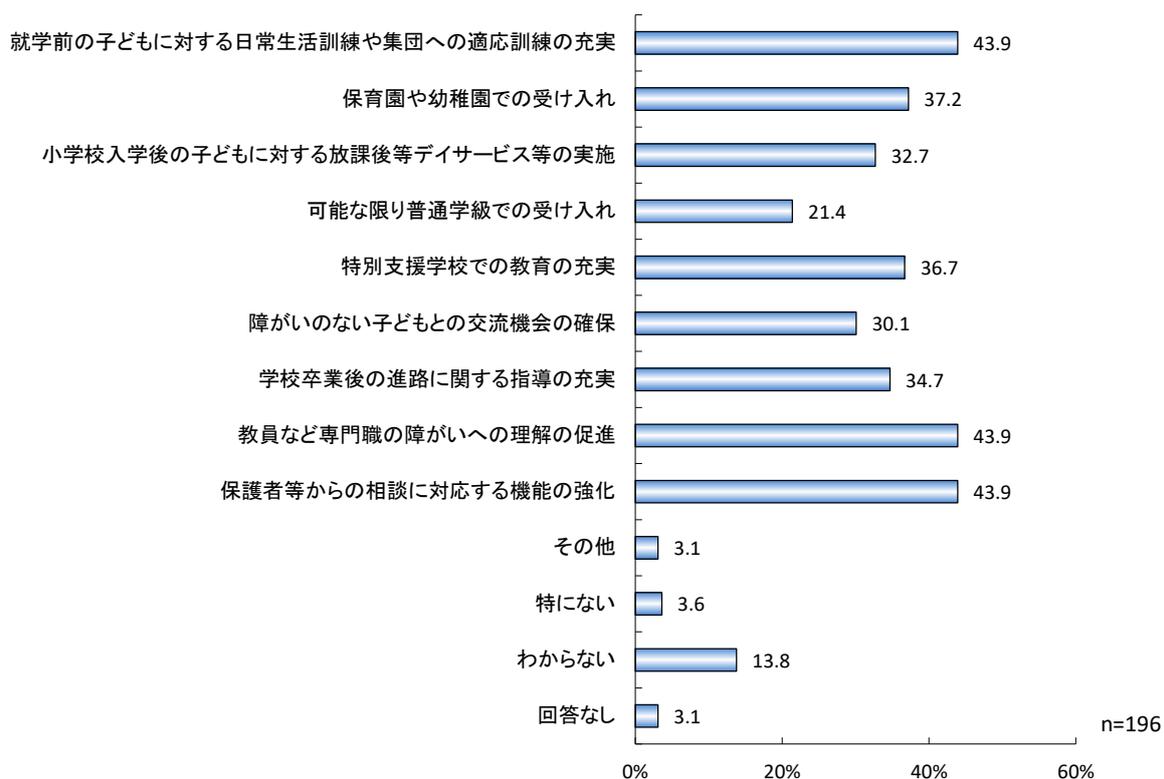


□ < 町民が考える > 障がい児教育充実のために必要なこと □□□

Q . あなたは、障がいのある子どもの保育や教育の充実を図るために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

「就学前の子どもに対する日常生活訓練や集団への適応訓練の充実」「教員など専門職の障がいへの理解の促進」「保護者等からの相談に対応する機能の強化」が最も多くなっています。

資料-図表 28 < 町民が考える > 障がい児教育充実のために必要なこと

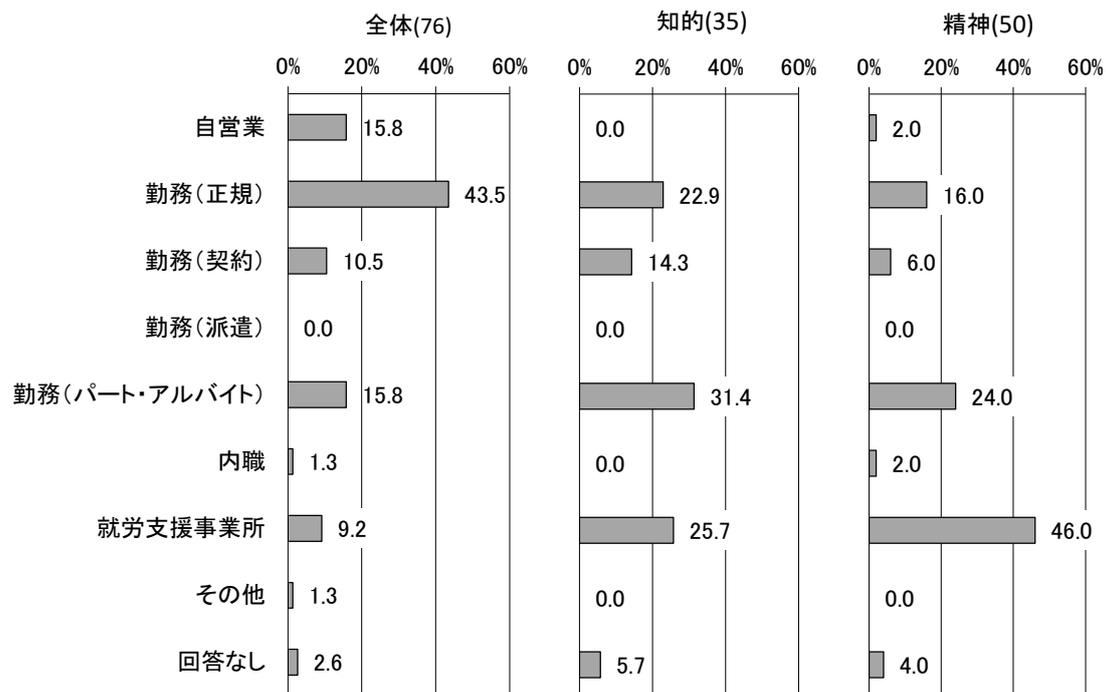


□ 勤務形態 □□□

Q .[就労中の方] 勤務形態はどれですか。

身体では「勤務（正規）」、知的では「勤務（パート・アルバイト）」、精神では「就労支援事業所」が最も多くなっています。

資料-図表 29 勤務形態

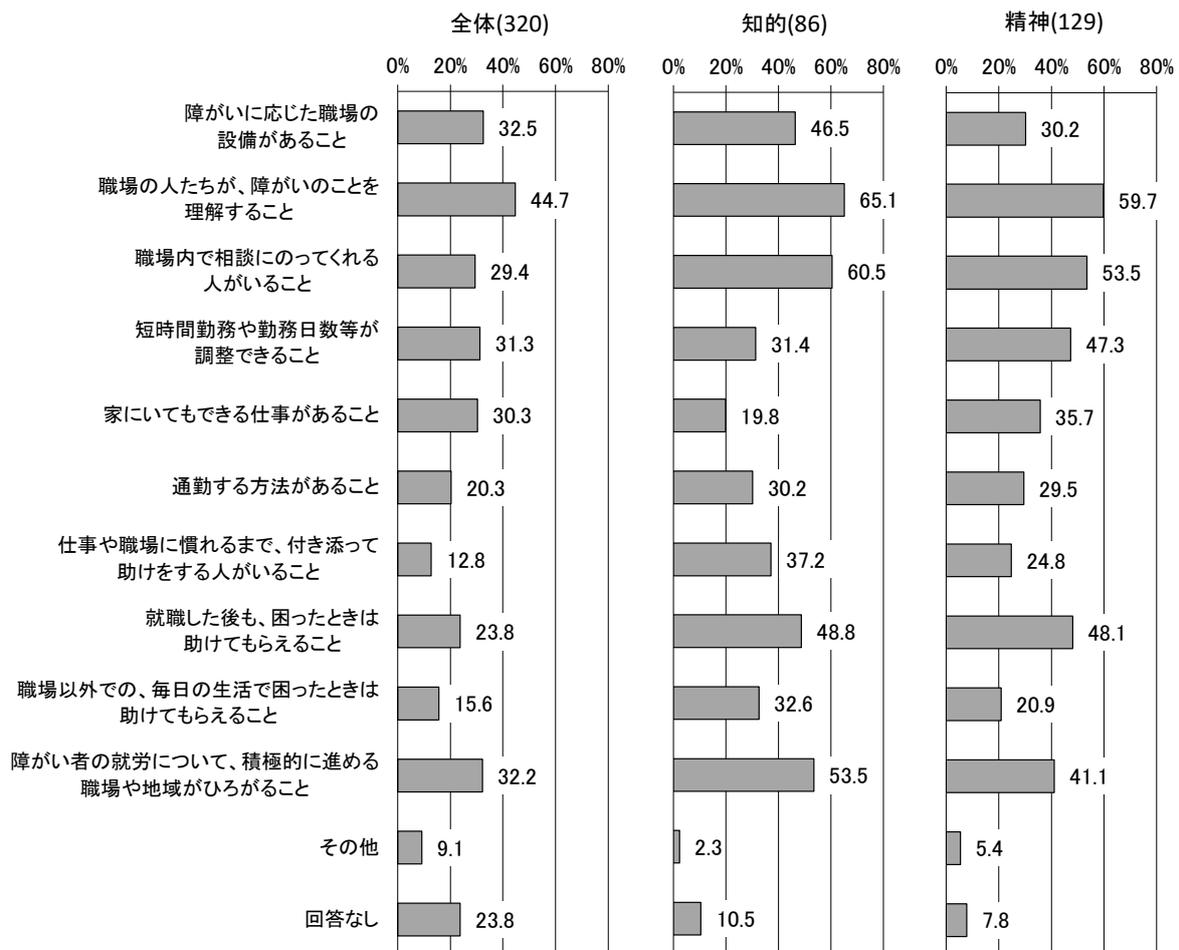


□ 仕事をするために必要なこと □□□

Q. 仕事するには何が必要ですか。(複数回答)

どの障がい種別でも「職場の人たちが、障がいのことを理解すること」が最も多くなっています。

資料-図表 30 仕事をするために必要なこと

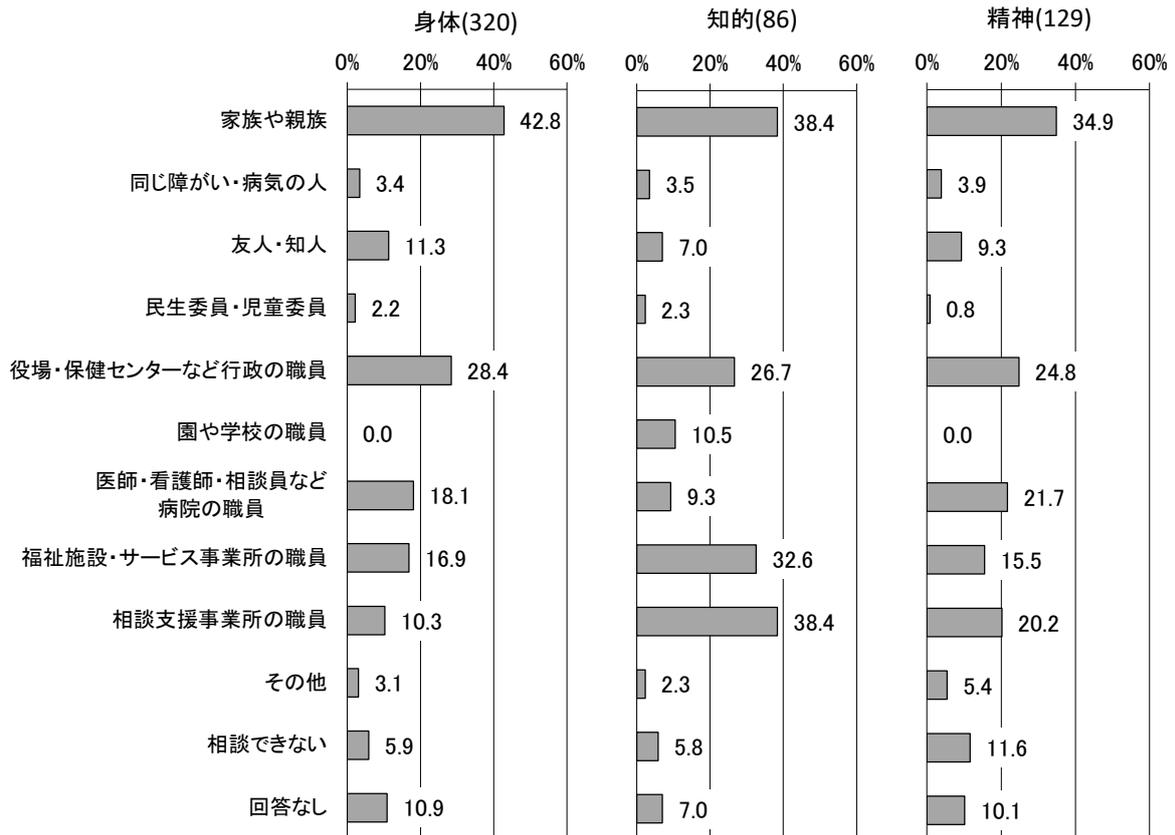


□ 福祉サービスの相談先 □□□

Q. 福祉サービスの相談先はどちらですか。(複数回答)

身体、精神では「家族や親族」、知的では「家族や親族」「相談支援事業所の職員」が最も多くなっています。

資料-図表 31 福祉サービスの相談先

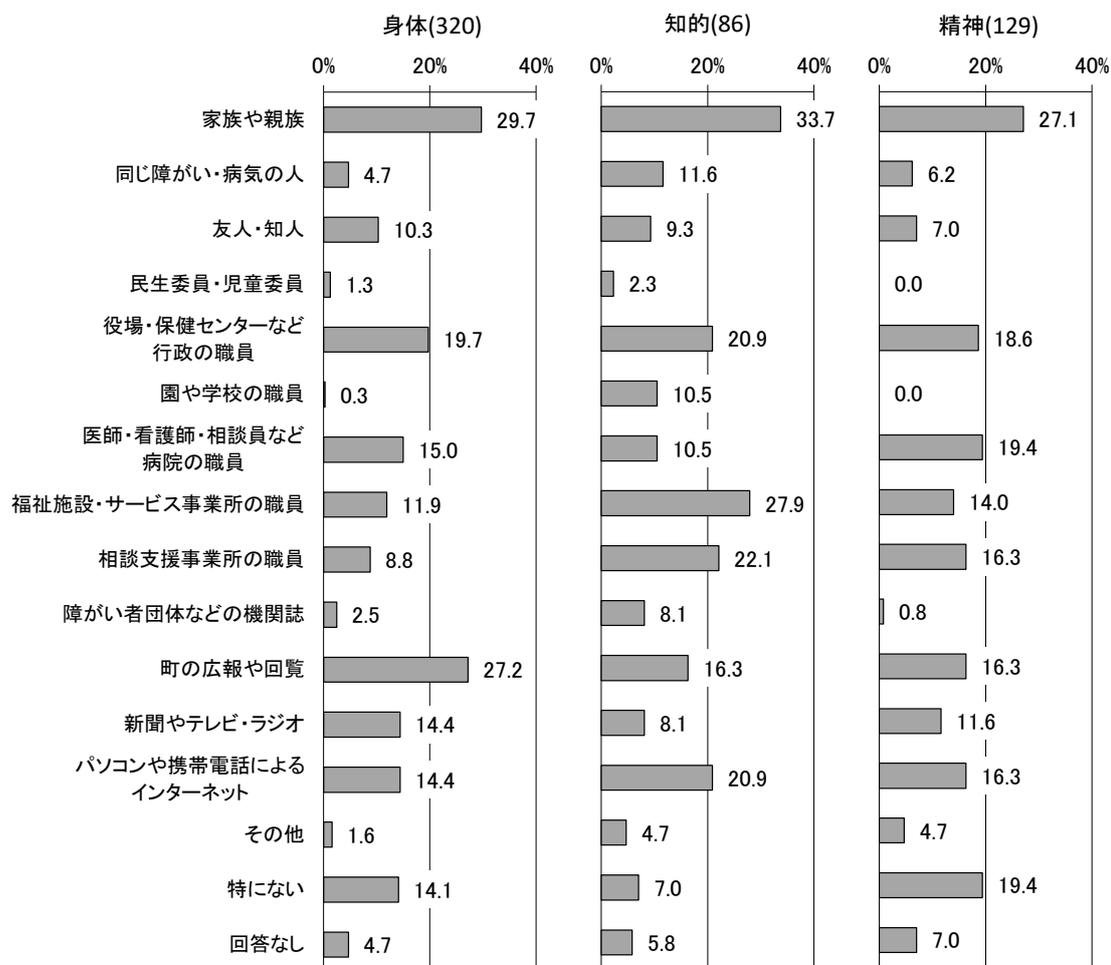


□ 福祉など情報の入手方法 □□□

Q. あなたは現在、どのような方法で福祉などの情報を得ていますか。(複数回答)

どの障がい種別でも「家族や親族」が最も多くなっています。

資料-図表 32 福祉など情報の入手方法

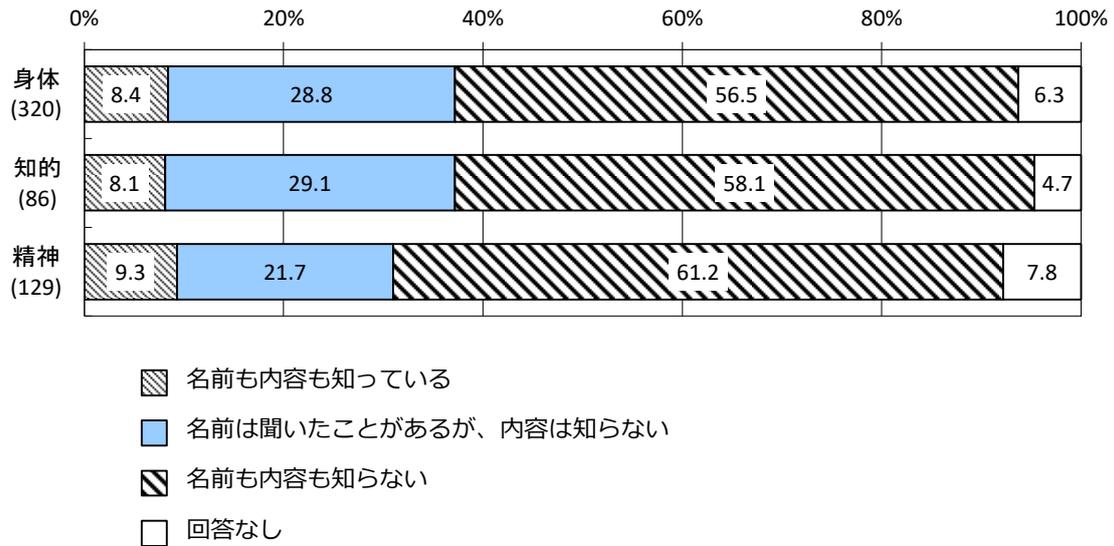


□ 障害者差別解消法の認知度 □□□

Q. あなたは障害者差別解消法をご存じですか。

障害者差別解消法について「名前も内容も知らない」が、身体では56.5%、知的では58.1%、精神では61.2%となっています。

資料-図表 33 障害者差別解消法の認知度

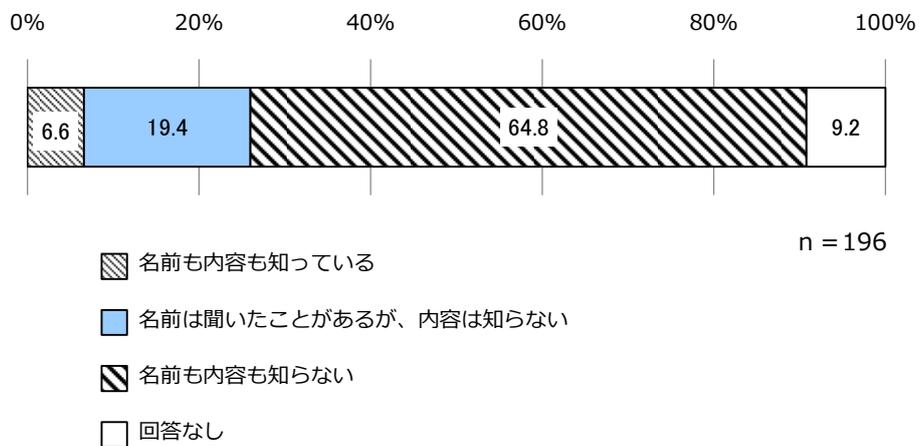


□ <町民の> 障害者差別解消法の認知度 □□□

Q. あなたは障害者差別解消法をご存じですか。

障害者差別解消法について「名前も内容も知らない」が64.8%となっています。

資料-図表 34 <町民の> 障害者差別解消法の認知度

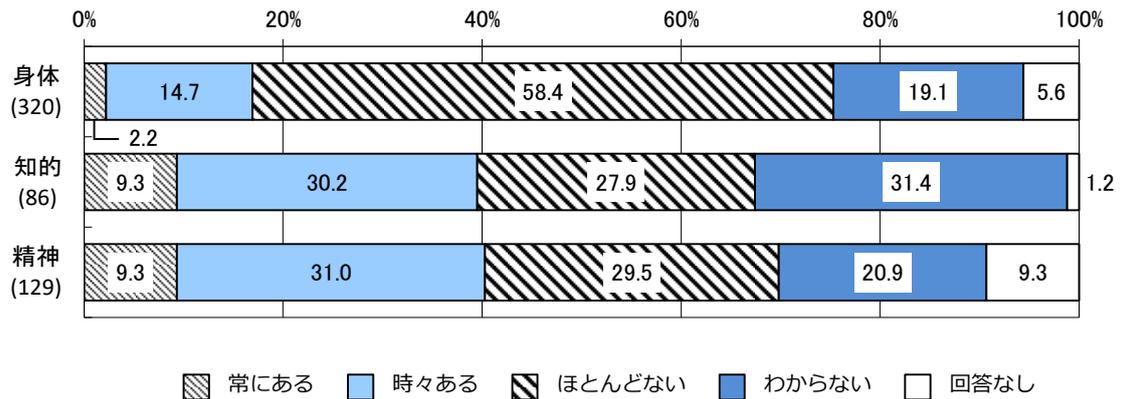


□ 偏見・差別の有無 □□□

Q. あなたは日常生活の中で、偏見の目で見られたり、差別を受けたと感じることはありますか。

日常生活の中で、偏見の目で見られたり、差別を受けたと感じることが、「常にある」「時々ある」を合わせた、経験のあると答えた方は、身体では 16.9%、知的では 39.5%、精神では 40.3%となっています。

資料-図表 35 偏見・差別の有無

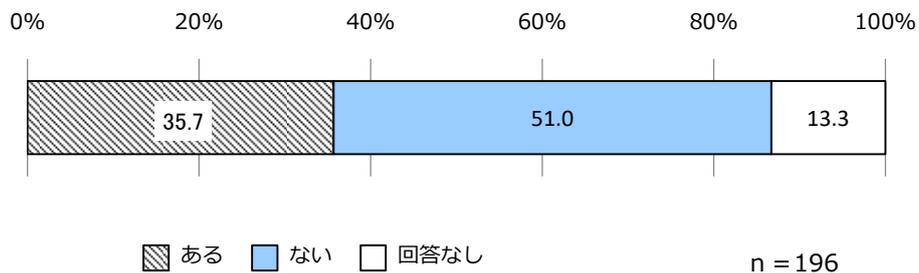


□ < 町民が考える > 地域社会の中で障がいに対する偏見や差別の有無 □□□

Q. あなたは、地域社会（町内会あるいは校区）の中で、障がいのある方への偏見・差別があると思いますか。

「ある」が 35.7%となっています。

資料-図表 36 < 町民が考える > 地域社会の中で障がいに対する偏見や差別の有無

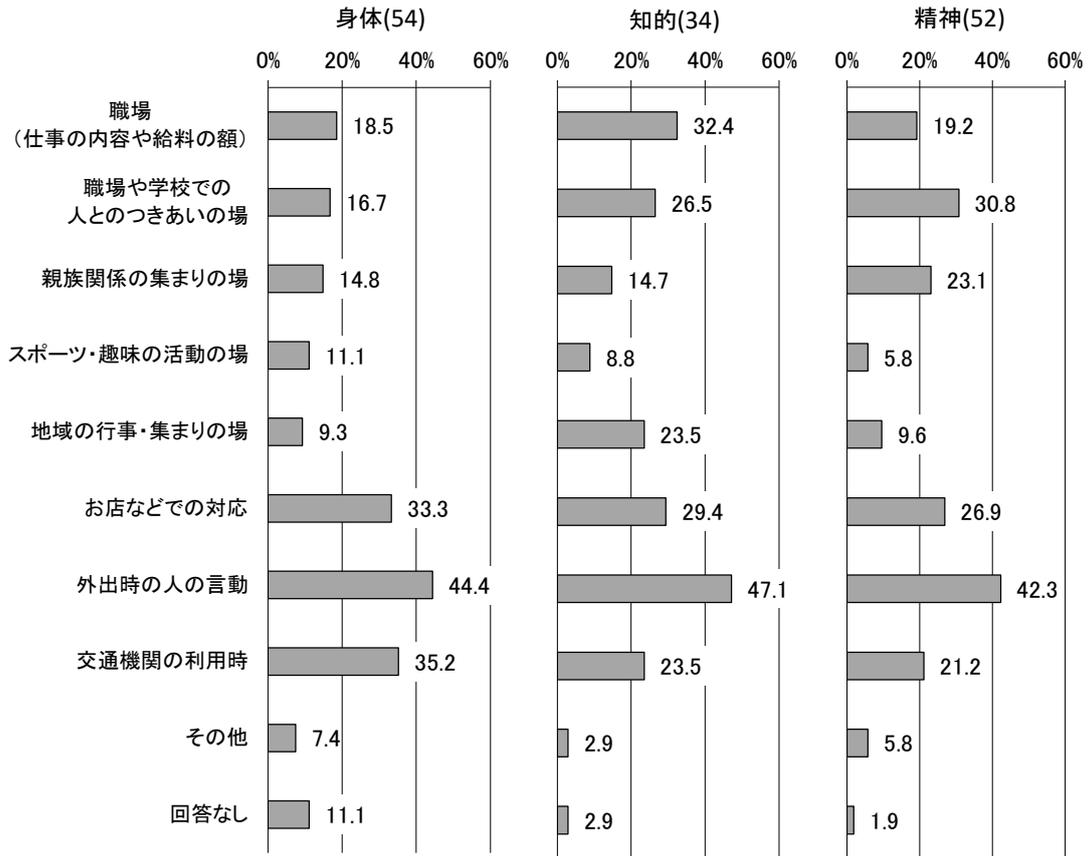


□ 偏見や差別を感じた場面 □□□

Q .[偏見や差別を受けた方] 偏見や差別は、どのような場面で受けていると感じますか。
(複数回答)

どの障がい種別でも「外出時の人の言動」が最も多くなっています。

資料-図表 37 偏見や差別を感じた場面

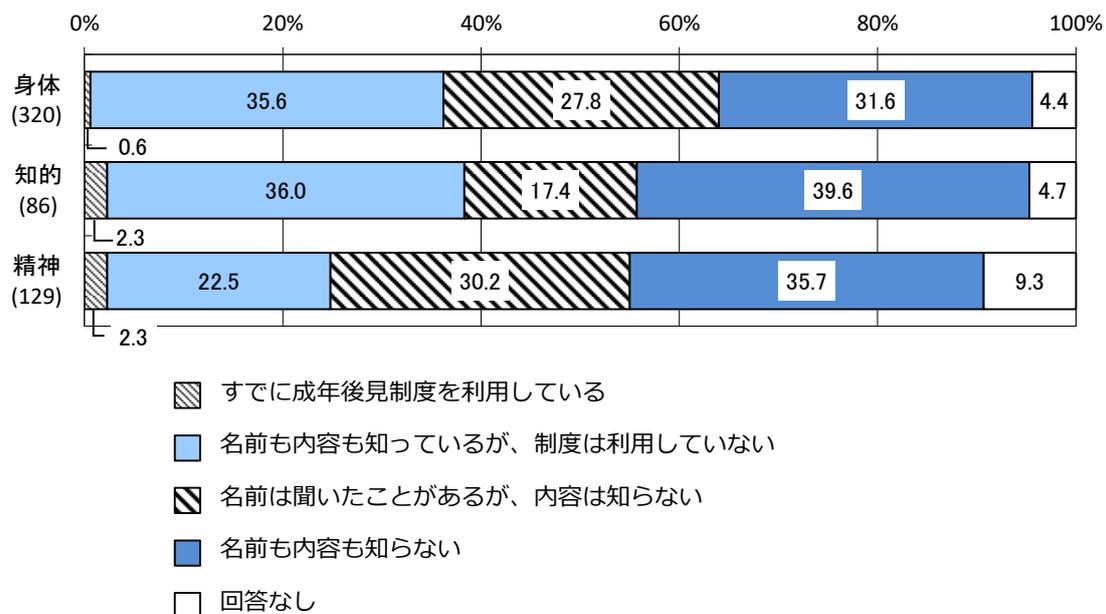


□ 成年後見制度の認知度 □□□

Q. あなたは、成年後見制度についてご存じですか。

身体では「名前も内容も知っているが、制度は利用していない」、知的、精神では「名前も内容も知らない」が最も多くなっています。

資料-図表 38 成年後見制度の認知度

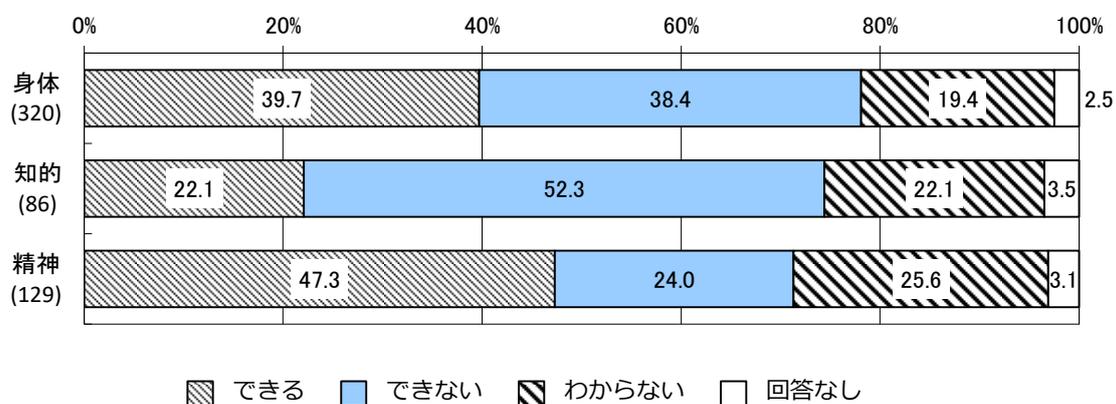


□ 単独避難の可否 □□□

Q. あなたは、火事や地震などの災害時にひとりで避難できますか。

身体、精神では「できる」、知的では「できない」が最も多くなっています。

資料-図表 39 単独避難の可否

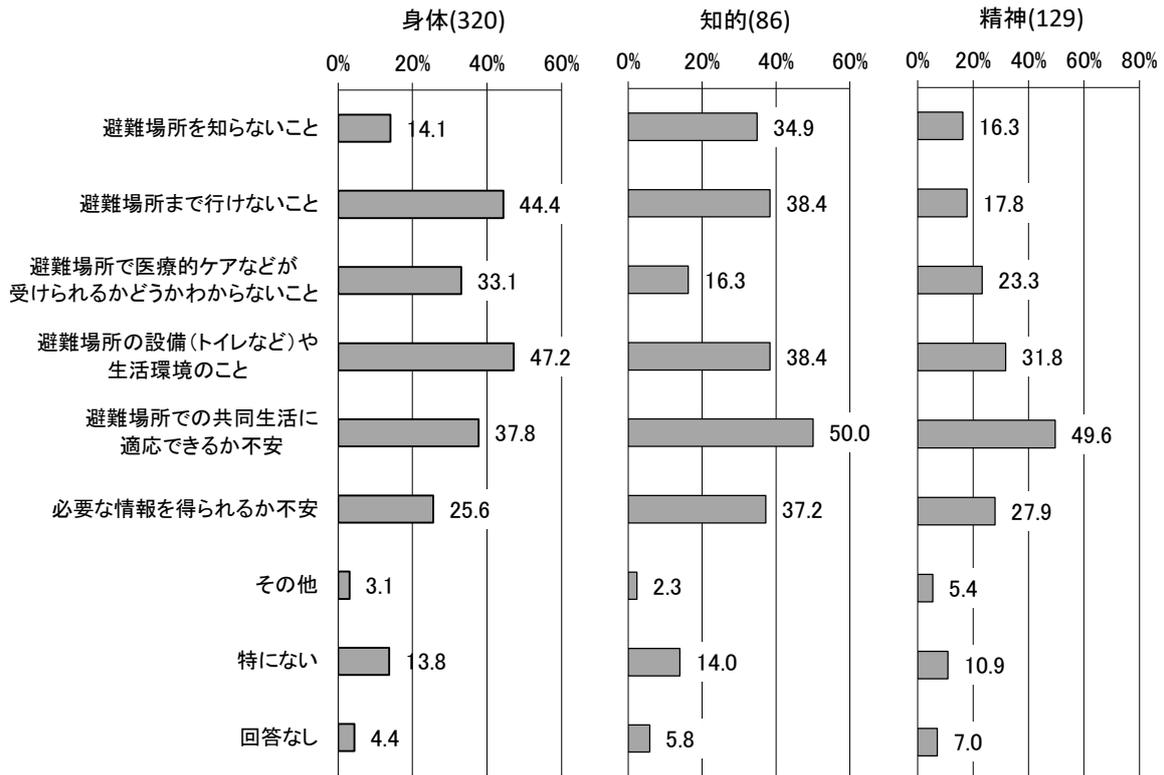


□ 災害時の困りごと □□□

Q. あなたは、地震などの災害時に、どのようなことに困ると思いますか。(複数回答)

身体では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境のこと」、知的、精神では「避難場所での共同生活に適應できるか不安」が最も多くなっています。

資料-図表 40 災害時の困りごと

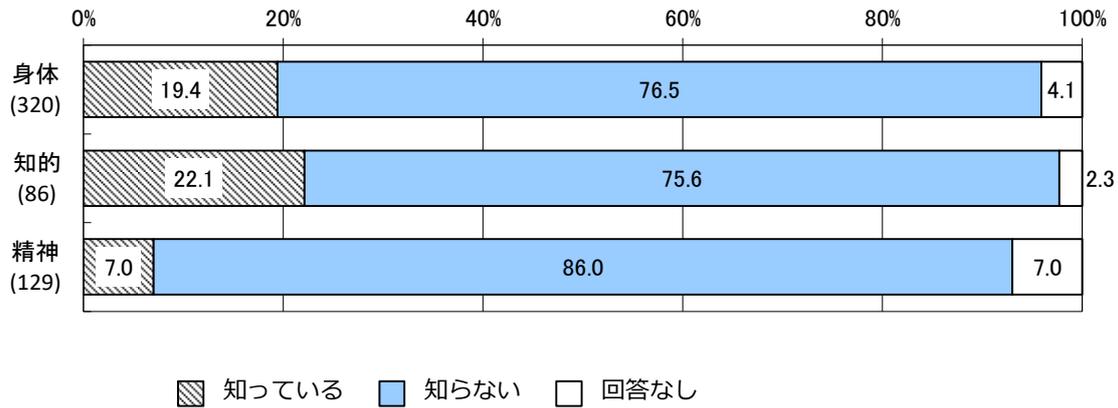


□ 避難行動要支援者支援制度の認知度 □□□

Q. あなたは、町が行っている避難行動要支援者支援制度を知っていますか。

「知らない」と答えた方は、身体では 76.5%、知的では 75.6%、精神では 86.0% となっています。

資料-図表 41 避難行動要支援者支援制度の認知度

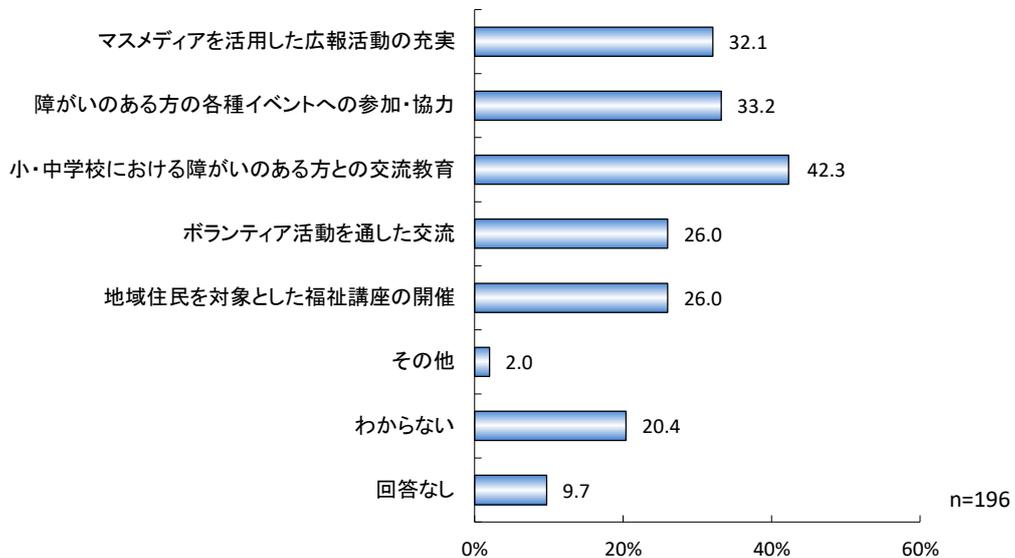


□ <町民が考える>障がいのある方への理解促進のために必要なこと □□□

Q. 障がいのある方に対する理解を深めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(複数回答)

「小・中学校における障がいのある方との交流教育」が最も多く、次いで「障がいのある方の各種イベントへの参加・協力」となっています。

資料-図表 42 <町民が考える>障がいのある方への理解促進のために必要なこと

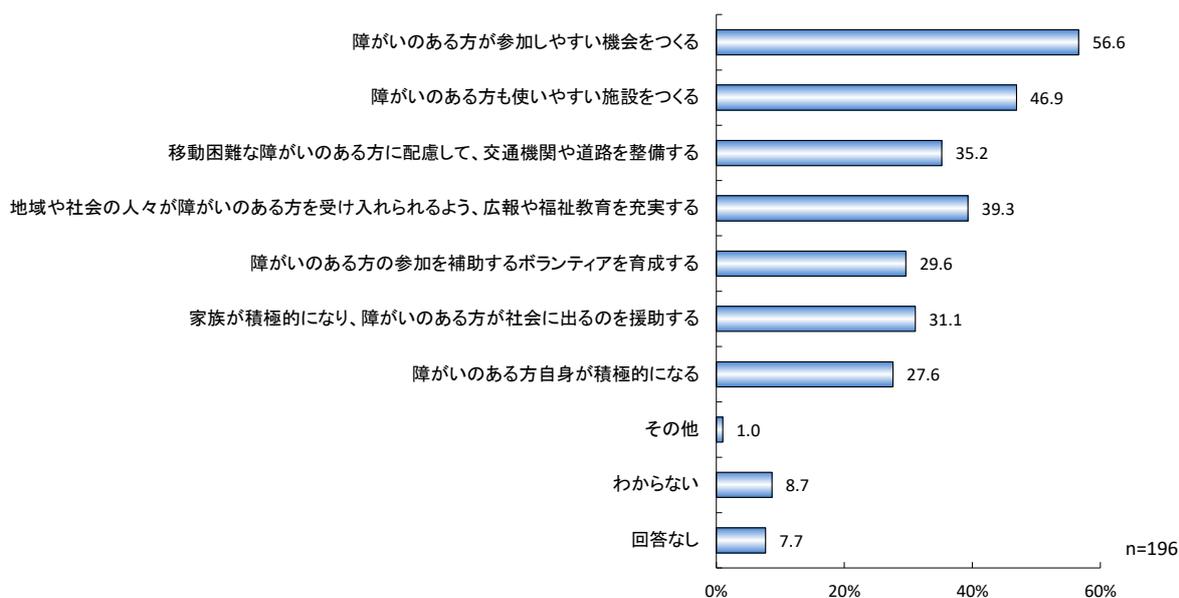


□ <町民が考える>障がいのある方が社会参加するために必要なこと □□□

Q . 障がいのある方が、地域や社会に積極的に参加できるようにするために、特に大切なことは何だと思いませんか。(複数回答)

「障がいのある方が参加しやすい機会をつくる」が最も多く、次いで「障がいのある方も使いやすい施設をつくる」となっています。

資料-図表 43 <町民が考える>障がいのある方が社会参加するために必要なこと

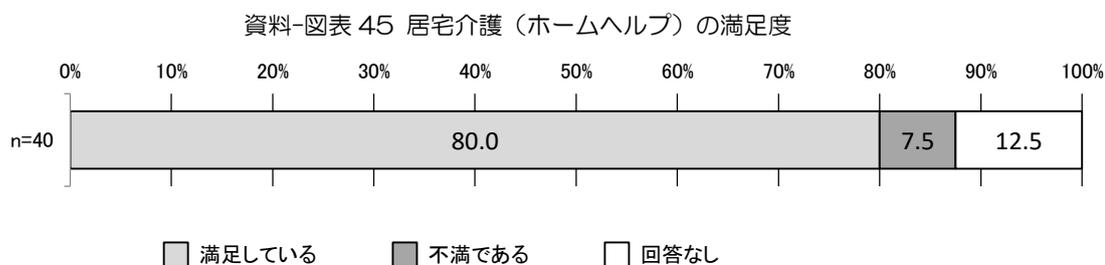
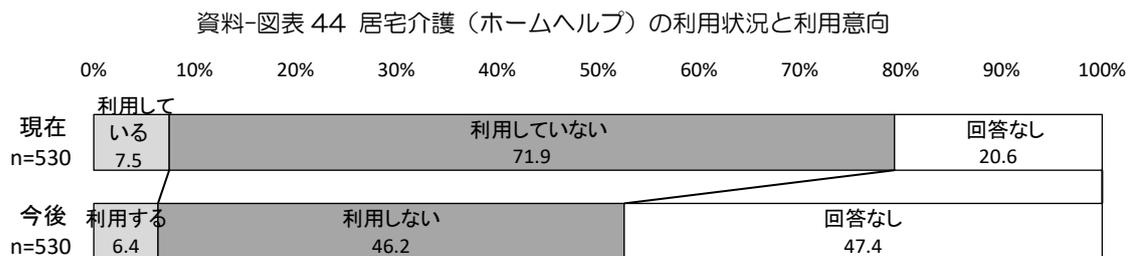


□ 障害福祉サービス等の利用について □□□

(1) ホームヘルパーによるサービス

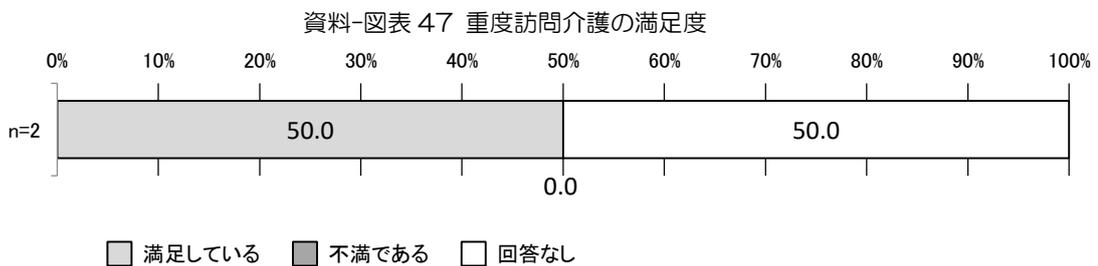
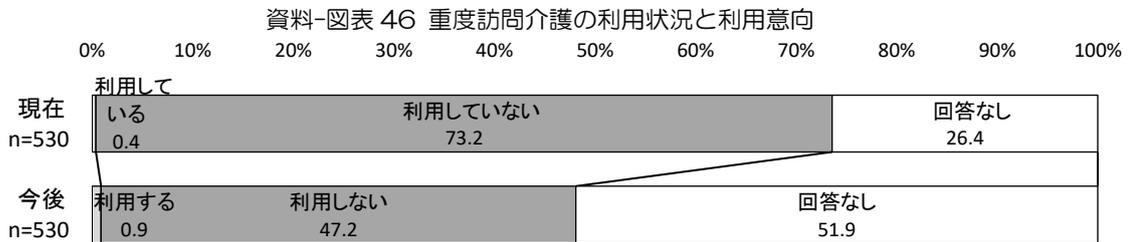
居宅介護（ホームヘルプ）

現在「利用している」が7.5%、今後「利用する」が6.4%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が80.0%となっています。



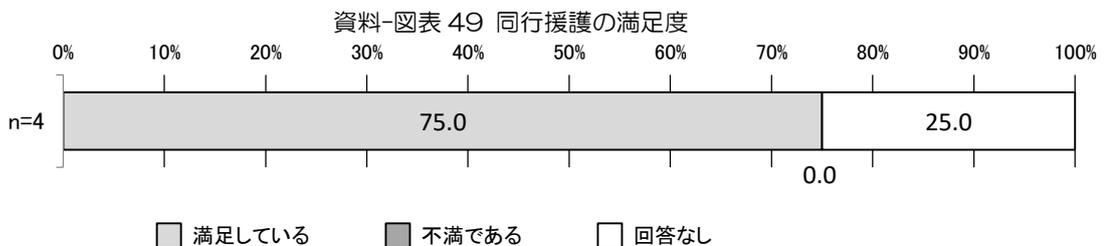
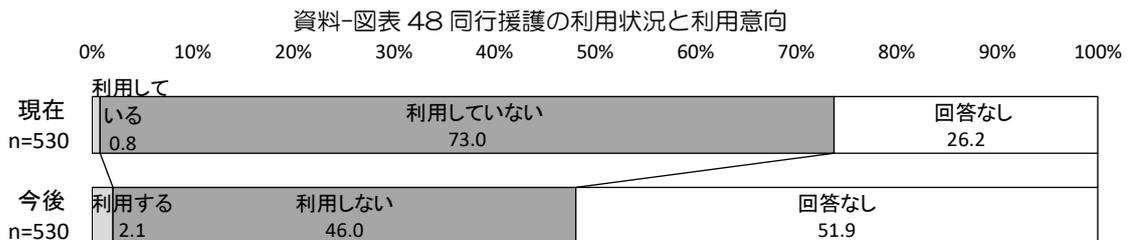
重度訪問介護

現在「利用している」が0.4%、今後「利用する」が0.9%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が50.0%となっています。



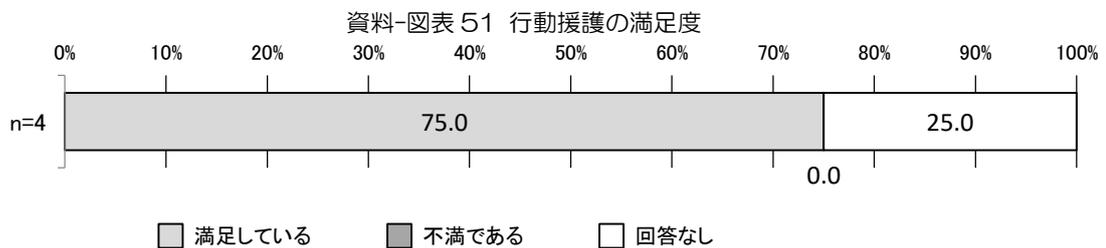
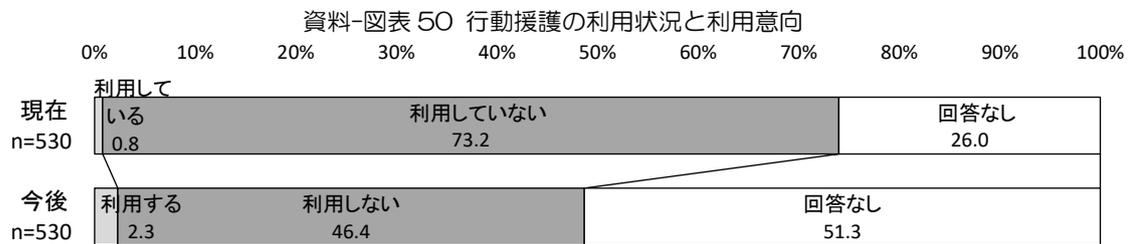
同行援護

現在「利用している」が0.8%、今後「利用する」が2.1%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が75.0%となっています。



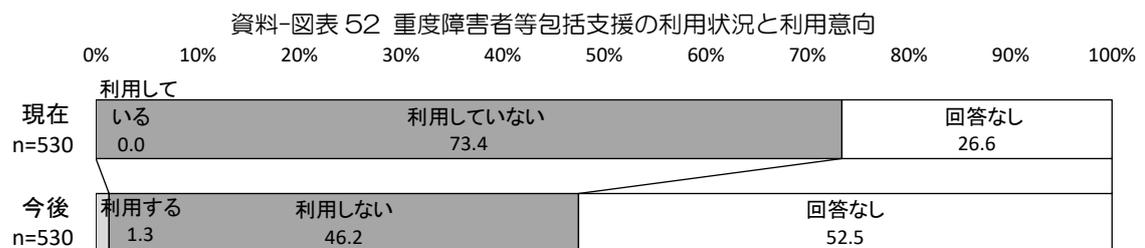
行動援護

現在「利用している」が0.8%、今後「利用する」が2.3%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が75.0%となっています。



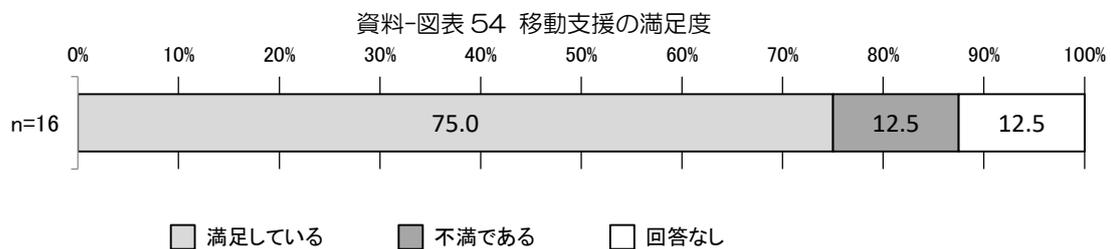
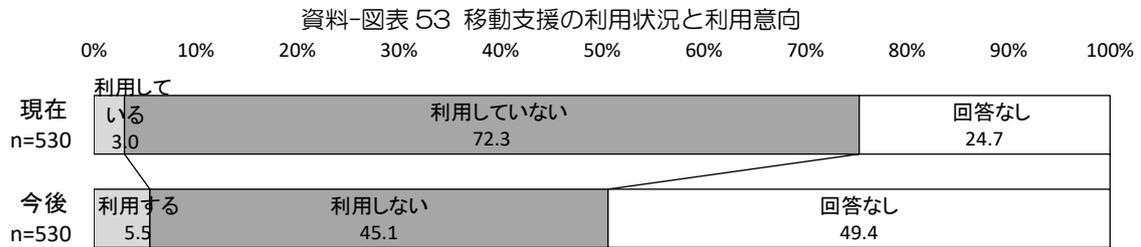
重度障害者等包括支援

現在「利用している」が0.0%、今後「利用する」が1.3%となっています。



移動支援

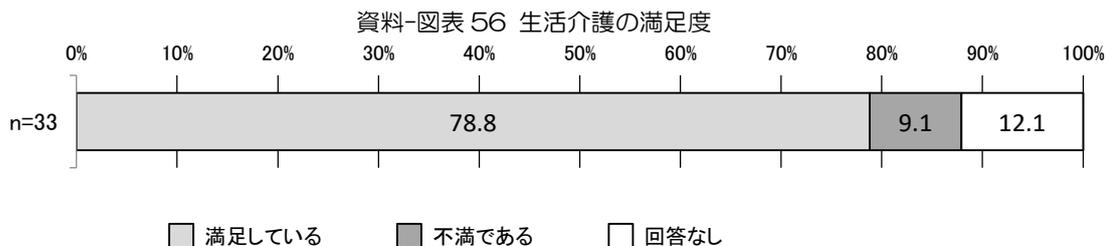
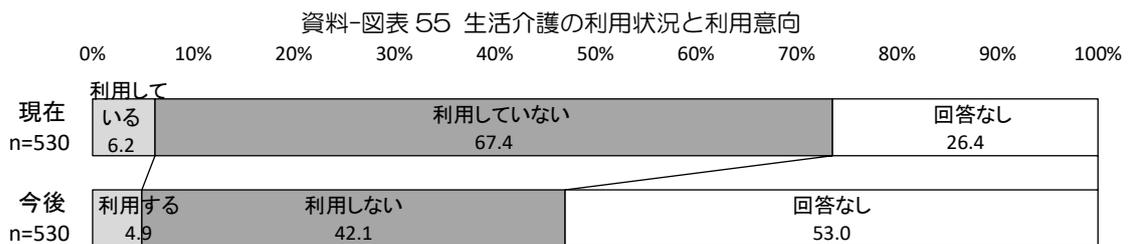
現在「利用している」が3.0%、今後「利用する」が5.5%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が75.0%となっています。



(2) 日中活動の場によるサービス

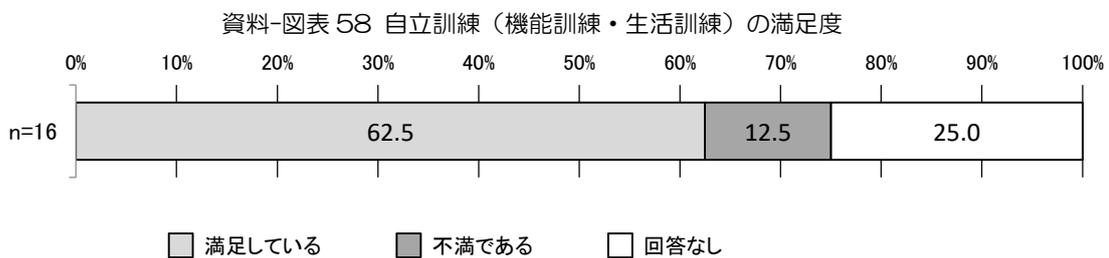
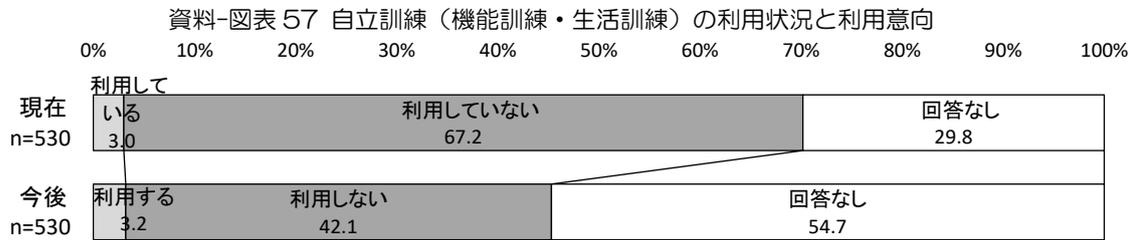
生活介護

現在「利用している」が6.2%、今後「利用する」が4.9%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が78.8%となっています。



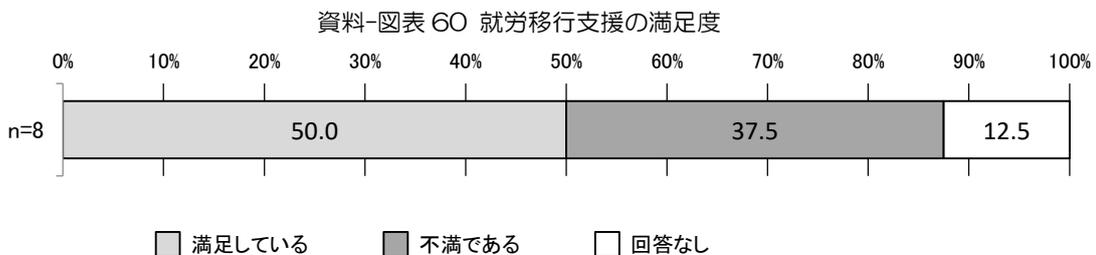
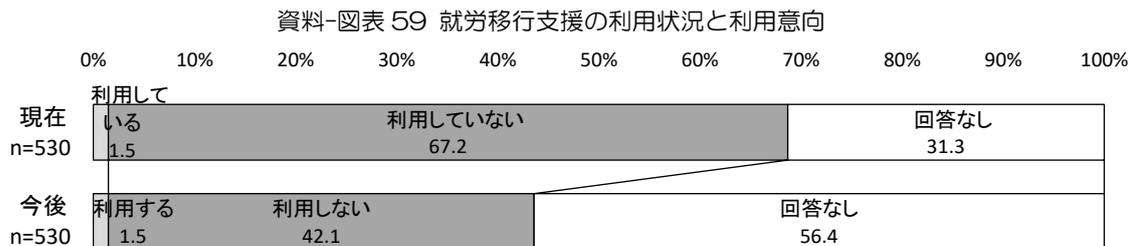
自立訓練（機能訓練・生活訓練）

現在「利用している」が3.0%、今後「利用する」が3.2%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が62.5%となっています。



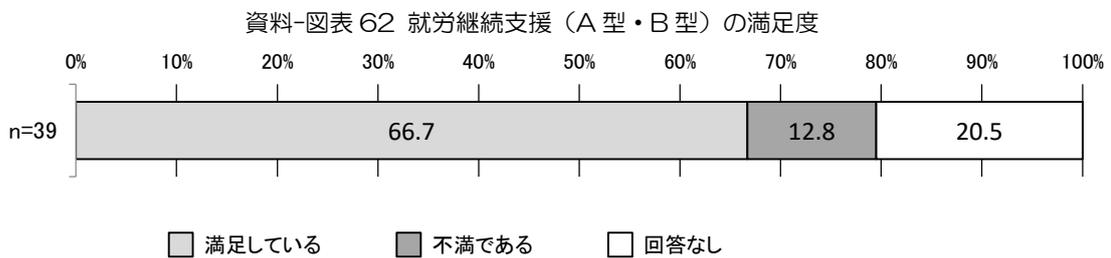
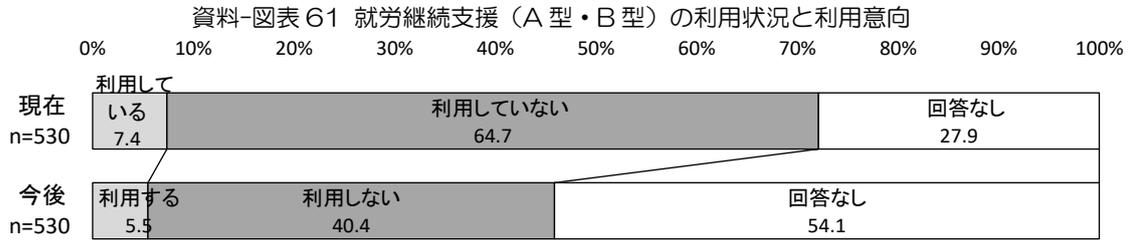
就労移行支援

現在「利用している」が1.5%、今後「利用する」が1.5%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が50.0%となっています。



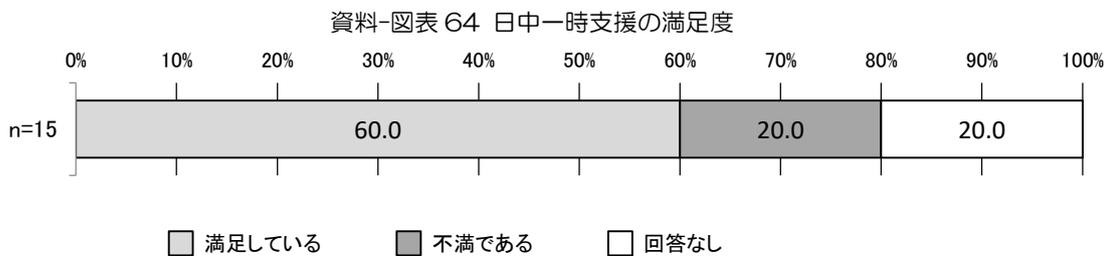
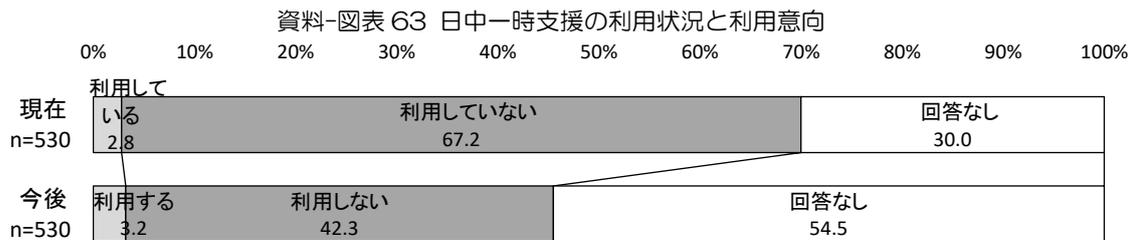
就労継続支援（A型・B型）

現在「利用している」が7.4%、今後「利用する」が5.5%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が66.7%となっています。



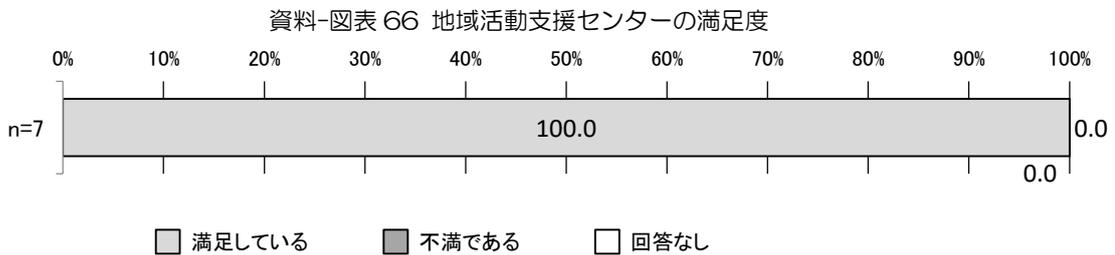
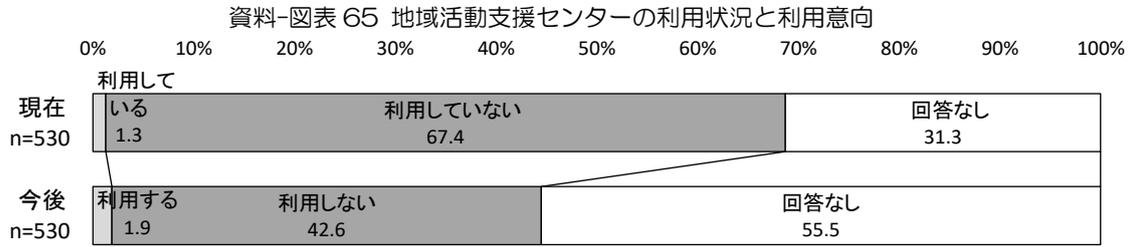
日中一時支援

現在「利用している」が2.8%、今後「利用する」が3.2%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が60.0%となっています。



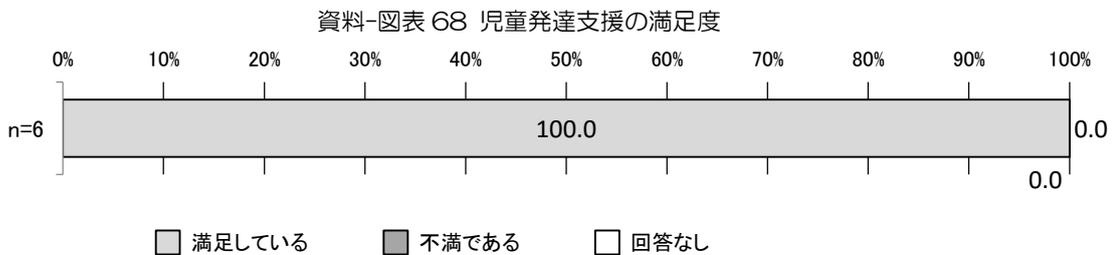
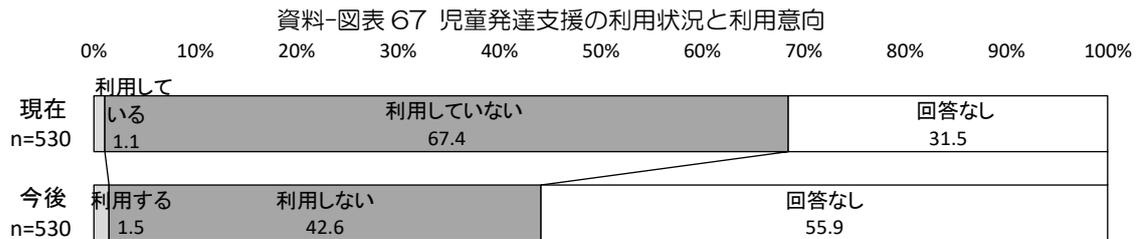
地域活動支援センター

現在「利用している」が1.3%、今後「利用する」が1.9%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が100.0%となっています。



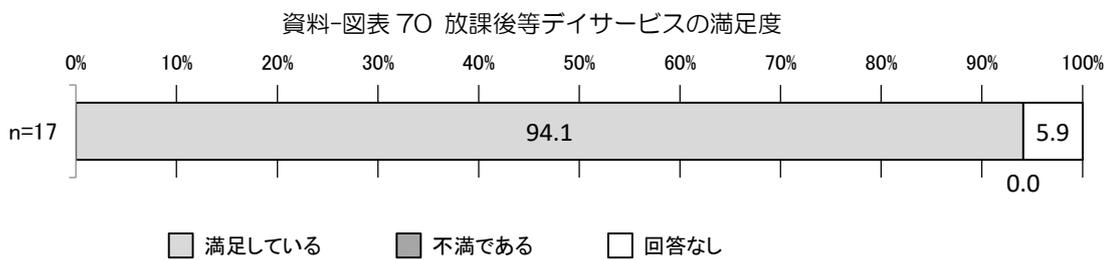
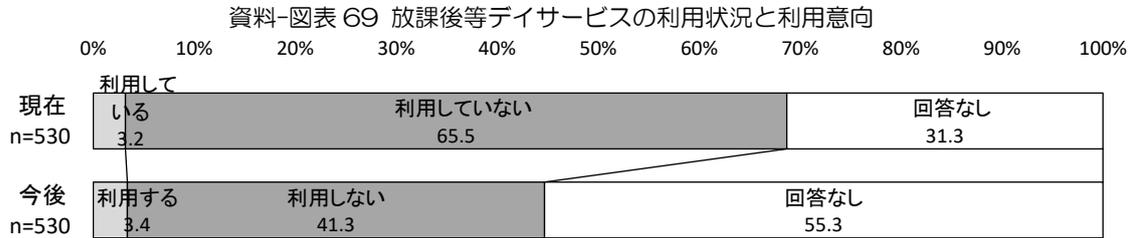
児童発達支援

現在「利用している」が1.1%、今後「利用する」が1.5%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が100.0%となっています。



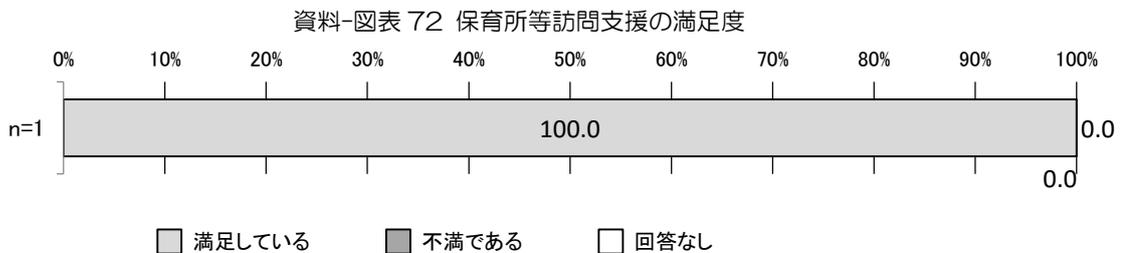
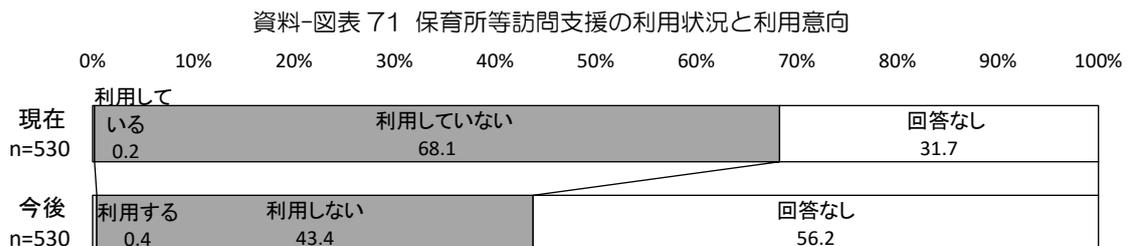
放課後等デイサービス

現在「利用している」が3.2%、今後「利用する」が3.4%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が94.1%となっています。



保育所等訪問支援

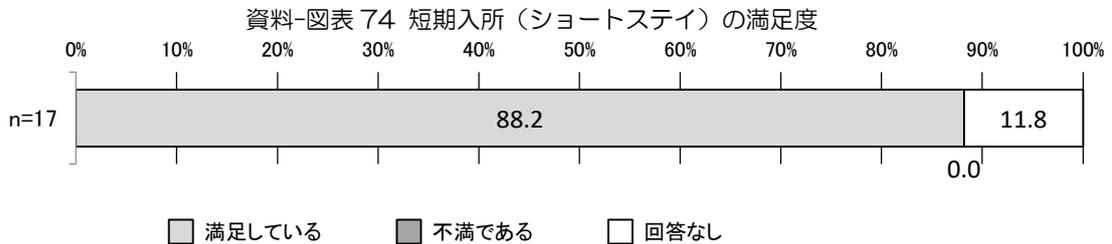
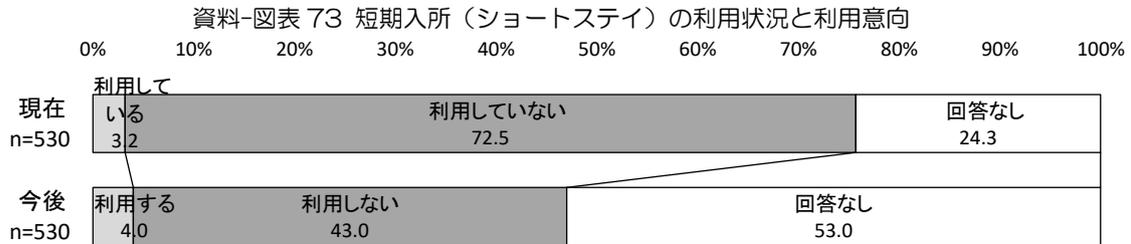
現在「利用している」が0.2%、今後「利用する」が0.4%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が100.0%となっています。



(3) その他の福祉サービス

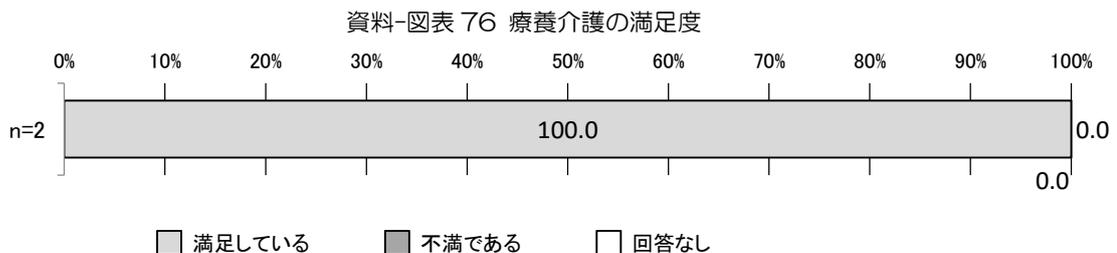
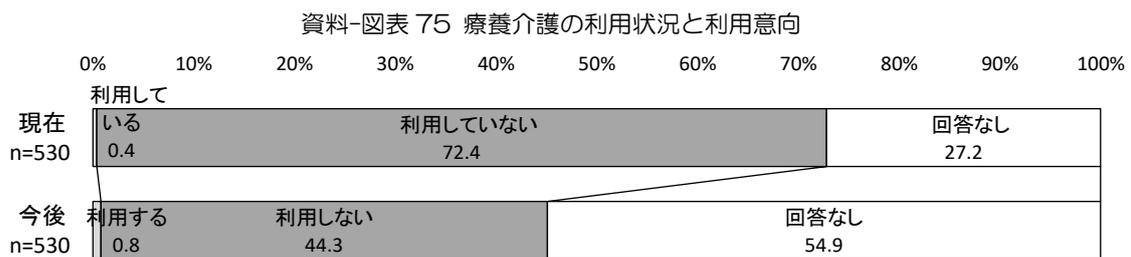
短期入所（ショートステイ）

現在「利用している」が3.2%、今後「利用する」が4.0%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が88.2%となっています。



療養介護

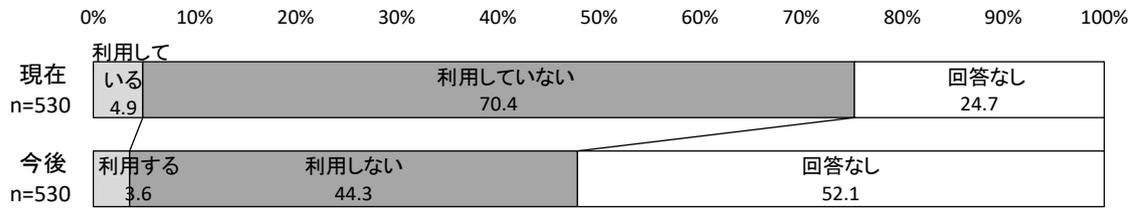
現在「利用している」が0.4%、今後「利用する」が0.8%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が100.0%となっています。



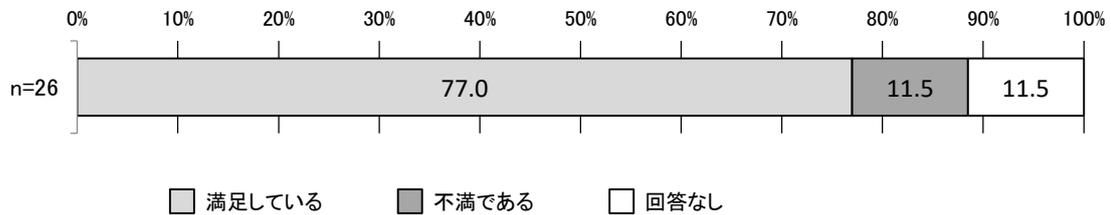
共同生活援助（グループホーム）

現在「利用している」が4.9%、今後「利用する」が3.6%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が77.0%となっています。

資料-図表 77 共同生活援助（グループホーム）の利用状況と利用意向



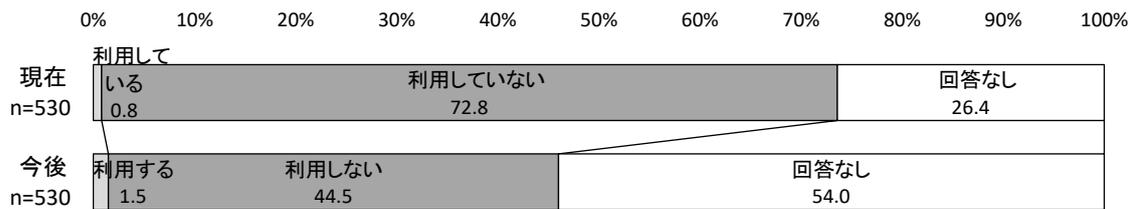
資料-図表 78 共同生活援助（グループホーム）の満足度



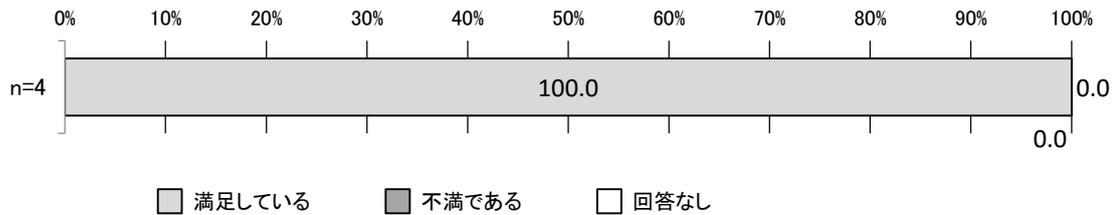
施設入所支援

現在「利用している」が0.8%、今後「利用する」が1.5%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が100.0%となっています。

資料-図表 79 施設入所支援の利用状況と利用意向



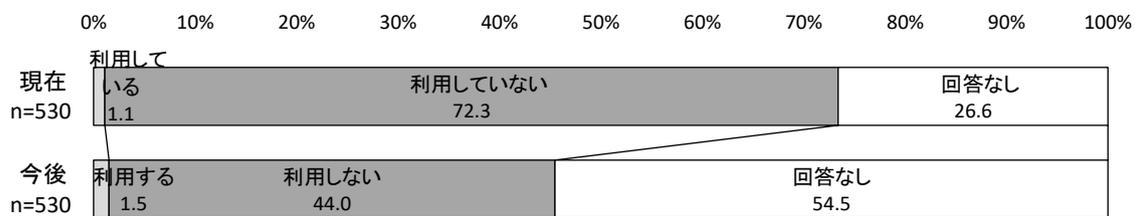
資料-図表 80 施設入所支援の満足度



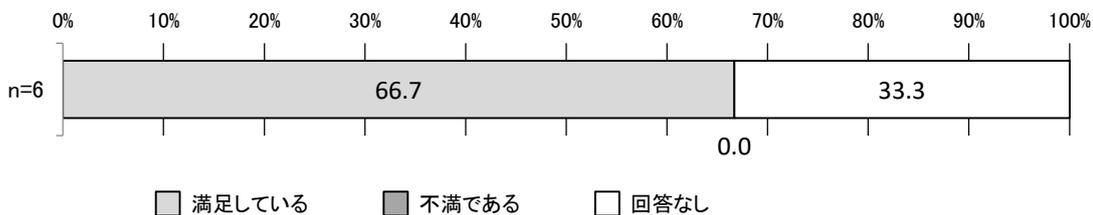
就労定着支援

現在「利用している」が1.1%、今後「利用する」が1.5%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が66.7%となっています。

資料-図表 81 就労定着支援の利用状況と利用意向



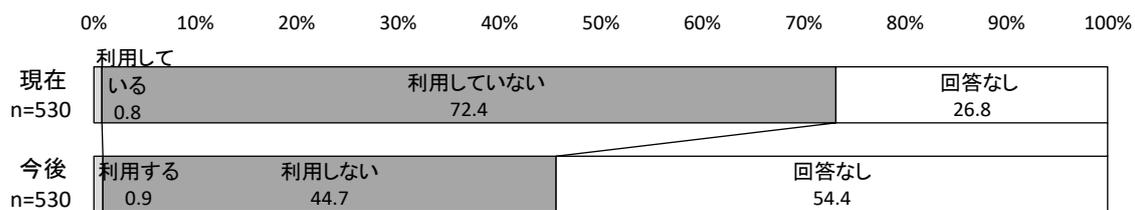
資料-図表 82 就労定着支援の満足度



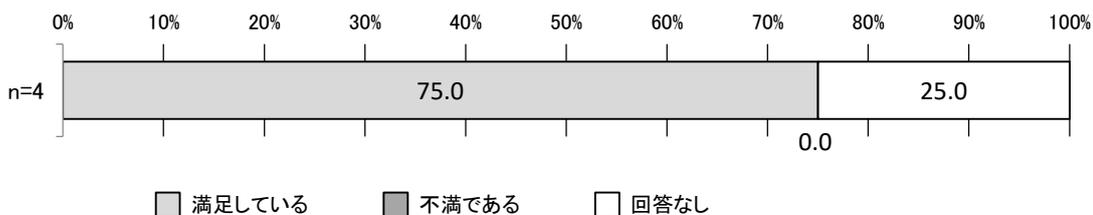
自立生活援助

現在「利用している」が0.8%、今後「利用する」が0.9%となっています。また、利用している方の満足度は、「満足している」が75.0%となっています。

資料-図表 83 自立生活援助の利用状況と利用意向



資料-図表 84 自立生活援助の満足度

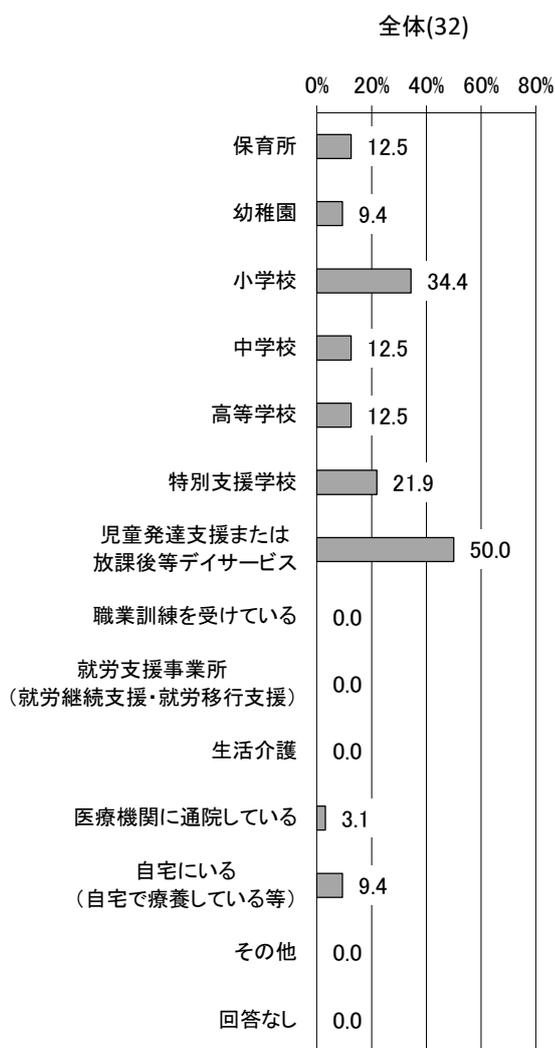


□ 障がい児の日中の居場所 □□□

Q .[18 歳未満の方]日中の過ごし方(場所)について、利用しているものは何ですか。(複数回答)

「児童発達支援または放課後等デイサービス」が最も多くなっています。

資料-図表 85 障がい児の日中の居場所

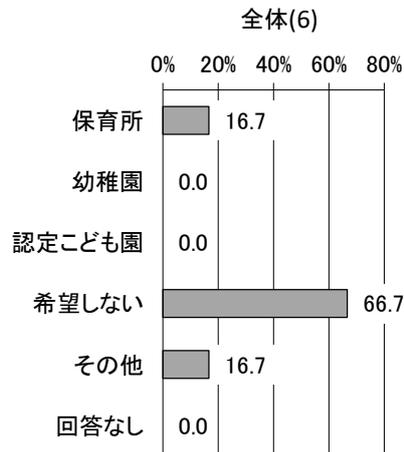


□ 入所（園）の希望 □□□

Q .[未就学の方] 今後、入所（園）の希望がありますか。（複数回答）

「保育所」が16.7%となっています。

資料-図表 86 入所（園）の希望

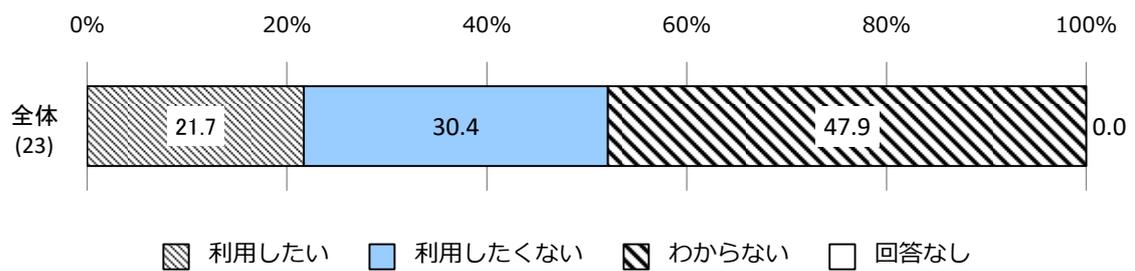


□ 学童保育所の利用希望 □□□

Q .[小学生以下の方] 今後、放課後の居場所として、学童保育所を利用したいですか。

「利用したい」が21.7%となっています。

資料-図表 87 学童保育所の利用希望

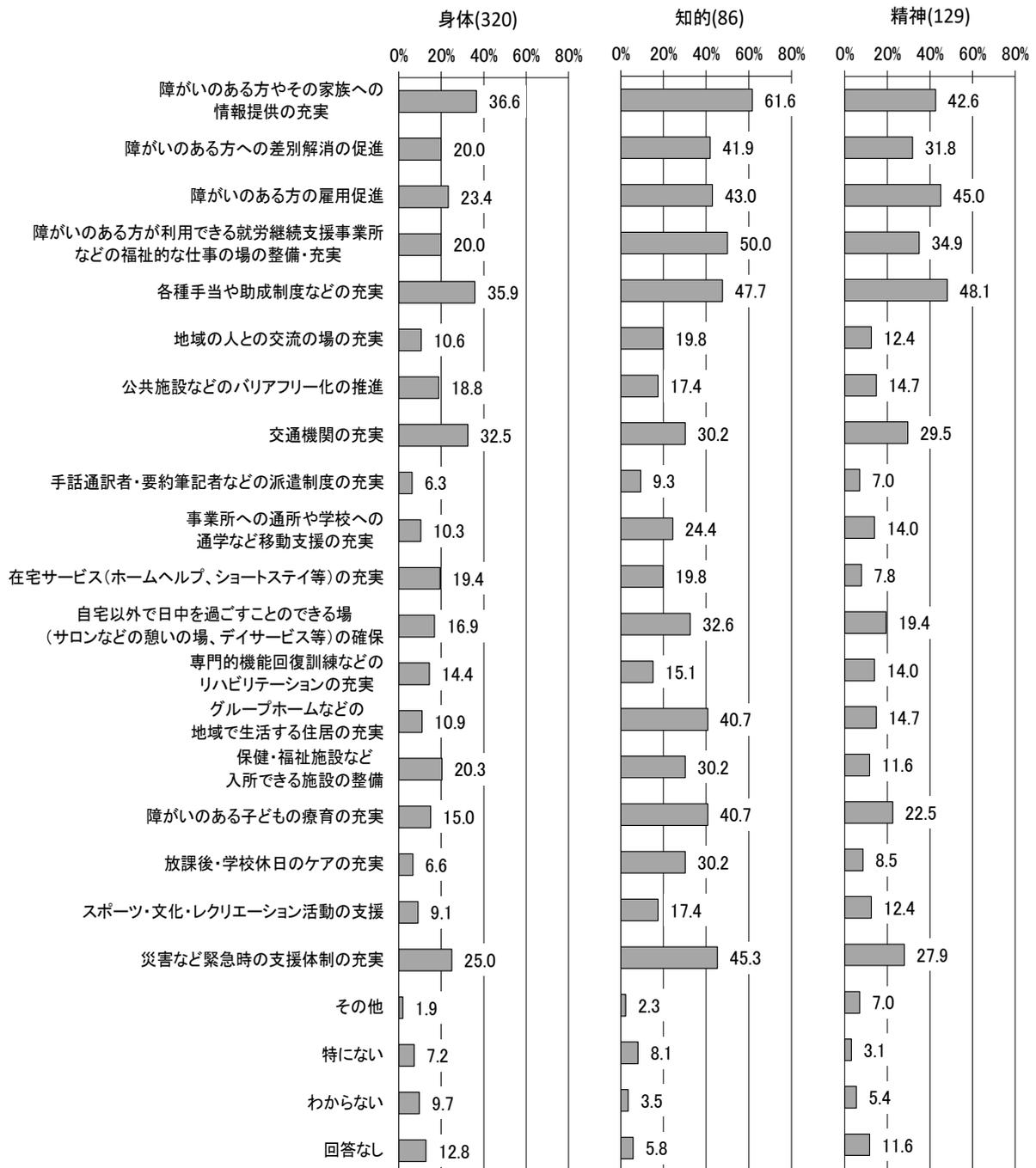


□ 充実すべきだと思う障がい者福祉施策 □□□

Q. あなたが今後、特に充実すべきだと思う障がい者福祉施策は何ですか。(複数回答)

身体、知的では「障がいのある方やその家族への情報提供の充実」、精神では「各種手当や助成制度などの充実」が最も多くなっています。

資料-図表 88 充実すべきだと思う障がい者福祉施策

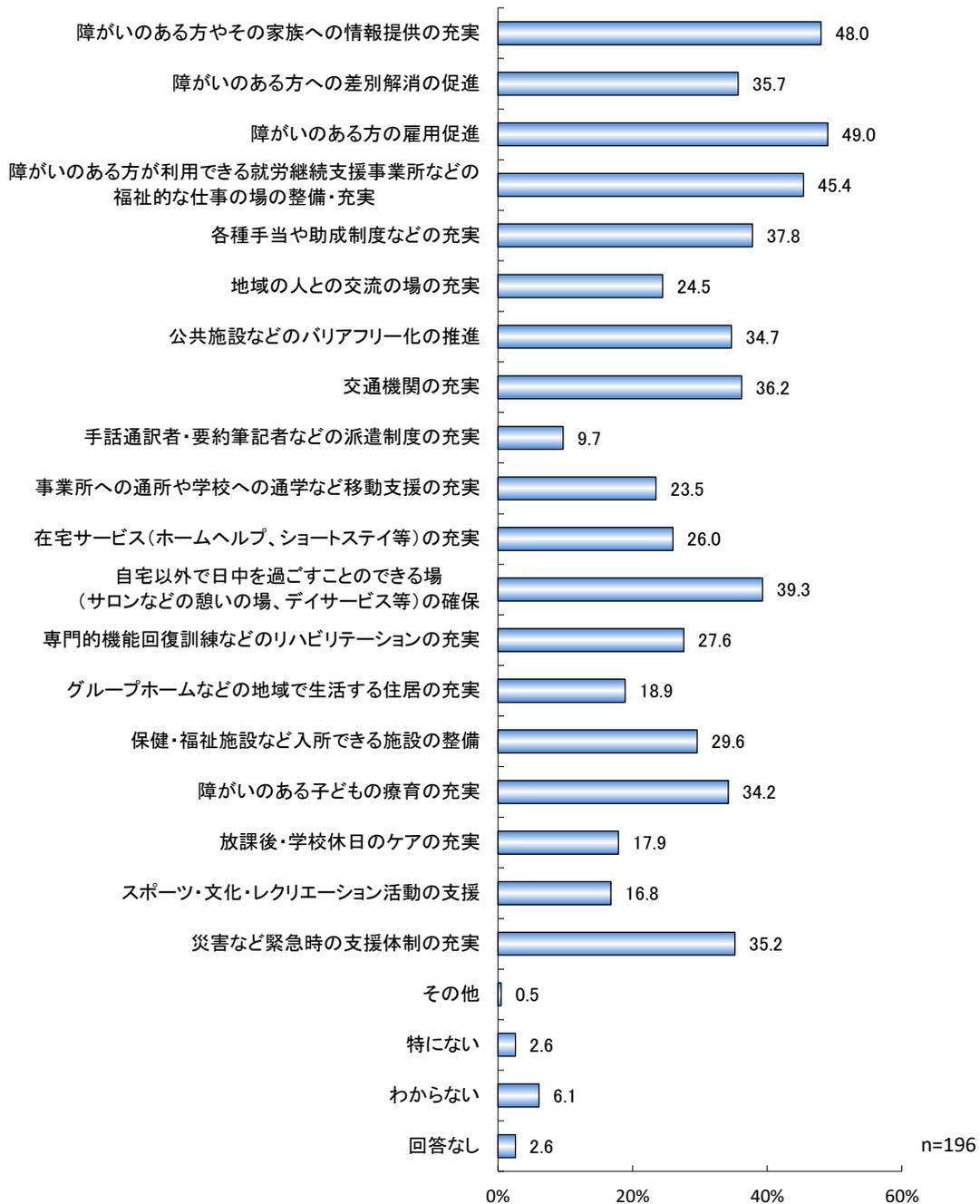


□ < 町民が考える > 充実すべきだと思う障がい者福祉施策 □□□

Q. あなたが今後、特に充実すべきだと思う障がい者福祉施策は何ですか。(複数回答)

「障がいのある方の雇用促進」が最も多く、次いで「障がいのある方やその家族への情報提供の充実」となっています。

資料-図表 89 < 町民が考える > 充実すべきだと思う障がい者福祉施策



5 調査結果(団体・事業所調査)

計画策定にあたり、アンケート調査を実施しました。対象の町内の障がい者団体2団体、サービス事業所42事業所のうち38事業所から回答がありました。

アンケート実施団体・事業所一覧 ◆

1 当事者団体

団体名
大治町障害者福祉協会
大治町障害児(者)を持つ親の会

2 事業所

事業所名	
い~ま Crea 大治	生活介護リル名古屋西
い~ま Crea 大治	2nd ミッケ
い~ま Fit 大治	相談支援事業所カルム
い~ま L&O.C.S 大治	相談支援センター人にやさしく
est あま	蒼和
えんでこころ	ハートケアホーム新居屋
「おおはる」指定障害相談支援事業所	ヒカリ
オリヴィエ	福祉作業所さつきの家
ガーネット	ふわふわ名古屋西
グループホーム IIOYU	ヘルパーステーションあっぷる
chord	fortune house
指定共同生活援助カペラ	ホームヘルパーステーション「おおはる」
指定就労継続支援スピカ	放課後等デイサービス トラストおおはる
児童デイサービス芳泉大治	訪問介護いっぼ
児童発達支援・放課後等デイサービス オレンジ	ほまれの家 NEXT
児童発達支援センター育つ力	ほまれの家中部
シフォン	ミッケ
すたーとミッケ	やまもも園
生活介護ほっとすまいる	ゆめネット

五十音順

◆ アンケート調査内容 ◆

1 当事者団体

団体名	大治町障害者福祉協会
会の目的	この会はそれぞれの方が持つ障害に対してお互い励ましあい相互の交流を通して会員の皆さんの健康と福祉の増進を図ることを目的としている。
会員数	44名
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数が減少している。 ・会員の高齢化が著しい。 ・会員募集が個人情報に関係もあり、難しい。
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者を対象としたレクリエーションをしていきたい。 ・コロナで開催できなかったが今年度行う親睦会を兼ねた日帰りのバス旅行を毎年続けていきたい。
行政（国・県・町）への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・会員募集について町に協力してもらいたい。 ・障害者基金の有効活用を検討して欲しい。 ・肢体不自由の方などの災害時の避難場所までの避難方法が心配。 ・町全体で障害者を対象としたレクリエーションができるといい。

団体名	大治町障害児（者）を持つ親の会
会の目的	心身に障害を持つ子の福祉増進を図ることを目的とする。
会員数	24名
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・親の高齢化により、この先、会を維持できるか存続が心配。 ・親亡き後の子どもの生活（子供の行く末） ・災害時の重度の障害者の対応
今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時について自分たちでできることを考える。（自助） ・親の会としては、避難時に何がいるかチェックリストを作成したり、防災ボランティアの方とかかわる機会を作り、つながりを強化していきたいと考えている。（共助）
行政（国・県・町）への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・民間運営のグループホーム等では受け入れ困難な重度障害者とのヒアリングとそれに基づいた具体的計画の立案。 ・避難行動要支援者の対象を拡大し、災害時に必要な支援が受けられるよう情報を公開し、他機関との連携がスムーズにできるシステムの確立。

2 事業所

人材の確保、育成についての課題
<ul style="list-style-type: none">・パートスタッフの高齢化が進んでいる。・支援をするヘルパー人員が不足している。・スタッフの応募や問い合わせが少なく、若手有資格者の確保が難しい。・専門的な知識を持って指導にあたる人材の育成が急務となっている。・夜間帯の職員の高齢化と新規職員の確保困難。・基礎知識のない職員の育成の難しさ。・危機管理能力の向上も課題として挙げられる。・サービス管理責任者が不足している。・送迎の人員確保又送迎スタッフへの安全指導の強化。
安定的な利用者の確保についての課題
<ul style="list-style-type: none">・新規利用者がここ数年ないため、新たな利用者の獲得。・大治町エリアの利用者確保。・大治町内の共同生活援助への利用者の紹介が少なく、ギリギリでやっているため、利用者の紹介の場を設けて欲しい。・定員に達し受け入れられない方がいる。・利用者の高齢化に伴い就労支援のニーズが多様化している。
関係機関との連携についての課題
<ul style="list-style-type: none">・相談員や保護者との連携は比較的とれているが、他事業所や学校との連携が弱い。・高齢に近づくにつれ、医療連携や既存の施設での支援継続の課題。・新規利用者獲得に向けた関係機関への関係性作りとアピール力の向上。・関係機関（学校、他事業所、相談員など）との連携をより強化し複数の視点で利用者支援を考える関係づくり。
売上高向上についての課題
<ul style="list-style-type: none">・売上高向上のための新規作業の開拓及び作業能力の向上。・工賃の高い仕事の契約が現状では困難。・現在の作業内容では、既に在籍している利用者の能力で最低賃金分を稼ぐことが困難。・工賃以前に仕事の受注量そのものも減少している。・取引先に頼りすぎない経営が可能となるよう、自社製品の開拓が必要。・コロナ禍以降軽作業などの利用者が取り組む仕事が減っている。・高単価の作業は難易度が高く利用者のニーズに合わない。・売上が上がらず、運営が厳しい。・利用者の平均工賃向上を目指す為にも、安定した仕事量の確保が必要。

経営についての課題

- ・物価や経費等が上昇し、当施設でも経費節減等の努力をしているがそれにも限界もあり、利用者の負担が大きくなりつつある。
- ・各ホームの老朽化が進み設備等の整備や改修に経費がかかり始めている。
- ・営業時間外の電話対応。
- ・休日対応。（サービス提供事業所から連絡が入ることもある）
- ・共同生活援助について、急な通院などの対応。
- ・外部へ向けての発信力。
- ・安定した利用を提供できるように環境づくり・改善・維持。
- ・工賃向上のための取引先への請負額の単価交渉。
- ・レクリエーションのバリエーション。

その他の課題

- ・送迎ができれば、利用できるという方に対しての手段がない。（新たな人員確保、新たな車両確保が難しい）
- ・活動への全員参加。
- ・一般就労移行希望者の受け入れ先の確保。
- ・利用年数が長くなっている利用者の一般就労の意欲向上が難しい現状にある。
- ・行動障害等による近隣への騒音の問題。
- ・社内の環境整備。
- ・地域の方と交流できる機会をつくる。
- ・一般的かつ早期発見の入り口として、母子保健法に基づいて実施されている乳幼児健診がほぼ全員の児童が受診するため活用されているが、大治町で実際に健診にて判断された要フォロー率と、その後の事後教室・親子通園事業の利用率が乖離していると思われる。早期支援体制として、どのようなシステムを構築していくかのビジョンが必要だと考える。

行政（国・県・町）への要望について

- ・キャリアアップのための研修の場をつくって欲しい。（強度行動障害他）
- ・職員の質の向上やスキルアップの為の講義や講習会等の開催。
- ・防災訓練などの講演会・研修について、福祉施設等職員対象と利用者及び家族対象のものを実施して欲しい。
- ・営利法人に対する補助金、助成金の拡充。
- ・計画相談の報酬単価を上げて欲しい。
- ・最低賃金がどんどん上がっているが、給付金は上がらないのか。
- ・施設外就労について、条件付きで良いので加算をつけて欲しい。
- ・児童発達支援の報酬単価改定について、現在、令和6年度報酬改定に向けてのヒアリングが厚生労働省にて行われているが、質の高い支援を実施している事業所に対しての評価及び報酬加算について、明確化及び差別化を図って欲しい。
- ・現状の法律に対応した形の運営をしていくつもりであるが、新たな受け入れや新事業所の立ち上げを考えた場合、児童発達支援管理責任者や資格者の要件を厳しくするだけでなく、違う視点から法人や事業所に対しての評価や判断をして頂けると有り難いと感じる。
- ・送迎加算について、昨今のガソリン高騰に応じて加算額を上げて欲しい。
- ・賃金が上がれば職員の質の向上や改善にもつながり、人材の確保も進むと思われる。
- ・通院介助等や移動支援の単価が見合わない。職員への時給は発生しているのに算定できない時間（病院内の待機時間や乗り物に乗っている時間）が大幅にある。その時間を利用者へ実費請求ができる利用者はほんの一部に過ぎない。請求額が職員の賃金を下回るのであれば、支援を受ける道理が無く、事業所の無償の奉仕や犠牲で成り立っていることを理解するべきである。
- ・物価や人件費等の上昇あっても国が現場の状況を把握していない為、国や地方自治体からの報酬や補助金等が今の社会情勢に全く合っていない。
- ・バスしかなくアクセスが悪い事が職員・利用者ともによく挙げられる。名古屋に住所のある方しか使えない福祉バスが大治在住の方でも使えたらとはよく思う。
- ・各種手続きを統一して欲しい。（自治体間で）
- ・指定申請の返答が遅いので市町村単位で申請ができると助かる。
- ・就労事業所の通所に移動支援サービスを使えるようにして欲しい。
- ・重症心身障害者の生活介護事業所が地域に不足している。
- ・障害者の権利擁護ばかり守られているが、支援者に対するハラスメントもしっかり守って欲しい。
- ・サービス提供の難しさに直面しており、また安定的な人員の確保など課題について継続性についても常に不安があるのが現状である。引き続きホームを希望しているニーズも控えている。特に最近では委員会の設置も増え、定期的な研修も必須となり、法人全体でも直接支援以外の業務過多を感じている。共同生活援助については、どこも課題は同じかと思われる為、このような部分の解決に繋がる施策を検討して欲しい。

6 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

掲載ページについては、本計画に最初に用語が掲載されているページ番号です。

■あ行

ICT (P27)

情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称である。IT(情報技術)のほぼ同義語。ICTとITとの目立った違いは表記の「C」の有無であるが、この「C」はコミュニケーション(communication)を意味する。ICTは通信・伝達・交流といった要素を明示した呼び名であるといえる。

アクセシビリティ (P3)

さまざまな閲覧・利用環境へのアクセスのしやすさ、利用しやすさを表す言葉。「使いやすさ」を表すユーザビリティに近い概念で、高齢者や障がいのある方などハンディを持つ方に関して多く用いられる。

アセスメント (P86)

対象を客観的に調査、評価すること。介護や福祉では利用者やその家族がどのような支援やサービスを必要としているのかを、ケアマネジャー等がアセスメントする。

あま市・大治町障がい者支援協議会 (P22)

地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における障がい福祉の課題を整理しながら、障がい福祉基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け、大治町及びあま市において定期的に協議する場。

一般就労 (P54)

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所などで就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

医療的ケア (P27)

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。

インクルーシブ (P52)

包含しているさま。含んでいるさま。包括的。

インクルージョン (P78)

包括。包含。一体性。

ALS (P83)

筋萎縮性側索硬化症のことであり、脳や末梢神経からの命令を筋肉に伝える運動ニューロン(運動神経細胞)が侵される病気で、難病の一つに指定されている。

NPO (P22)

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

■か行

基本指針 (P4)

障害者総合支援法第 87 条及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、国が作成するもの。障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

筋ジストロフィー (P87)

時間経過とともに筋肉が徐々に壊れていき、進行性に筋力が衰える病気。運動機能に問題が生じる他、心臓や呼吸等の内臓機能に症状をきたすこともある遺伝性の筋疾患。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律 (P54)

障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的、積極的な購入を推進することを定めた法律。「障害者優先調達推進法」とも呼ばれる。2013 (平成 25) 年 4 月施行。

権利擁護 (P40)

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

合理的配慮 (P30)

障がいのある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (P3)

高齢者や障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物(学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等)、建築物特定施設(出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等)などについて、高齢者や障がい者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。「バリアフリー法」とも呼ばれる。2006 (平成 18) 年 12 月施行。

コーディネーター (P27)

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる役割をもつ人。

子ども・子育て支援法（P51）

子どもを養育している方に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。2012（平成24）年に成立。

■さ行

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（P3）

視覚障がい者等（＝視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。「読書バリアフリー法」とも呼ばれる。2019（令和元）年6月公布・施行。

児童発達支援センター（P68）

通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

児童福祉法（P3）

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。1947（昭和22）年成立。

社会的障壁（P3）

障がいがある方にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

就労定着率（P67）

過去6年間において就労定着支援の利用を終了した方のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している方または就労していた方の占める割合。

障害支援区分（P86）

障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、6段階の区分（区分1から6：区分6のほうが必要度が高い）をいう。心身の状況などについて、80項目の認定調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定する。

障害者基本計画（P4）

障害者基本法第11条第1項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、国が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。現在の障害者基本計画（第5次）は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間を対象とする。

障害者基本法（P3）

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

障害者虐待防止法（P40）

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。2012（平成24）年10月施行。

障害者就業・生活支援センター（P54）

障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（P3）

情報の取得・利用、意思疎通の手段について、可能な限り、障がいの種類・程度に応じた手段を選択することができるようにする等、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策を総合的に推進し、それにより障害者基本法が目指す共生社会の実現に資することを目的とする法律。2022（令和4）年5月に公布・施行。

障害者の権利に関する条約（P3）

障がい者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定している。「障害者権利条約」とも呼ばれる。2006（平成18）年12月に国連総会で条約が採択され、我が国は2007（平成19）年9月に署名、2014（平成26）年1月に批准。

障害者の雇用の促進等に関する法律（P19）

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（P3）

障害者自立支援法に代わって、2012（平成24）年6月に公布、2013（平成25）年4月から新たに施行された法律。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずるものとする。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（P3）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律。「障害者差別解消法」とも呼ばれる。2013（平成25）年6月公布。2016（平成28）年4月施行。

身体障害者手帳（P9）

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。都道府県知事、指定都市市長、中核市市長から交付される。障がいの種類は、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・じん臓又は呼吸器の機能の障がい、ぼうこう又は直腸の機能の障がい、小腸の機能の障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい、肝臓の機能の障がいで、いずれも、一定以上で持続することが要件とされている。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。

精神障害者保健福祉手帳（P12）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認定された方に都道府県知事から交付される手帳。一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。なんらかの精神疾患のために、長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある方を対象とする。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

成年後見制度（P40）

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。法定後見人制度と任意後見人制度がある。

■た行

地域生活支援拠点（P33）

障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、相談、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受け入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり等の機能を備えた拠点となる施設。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（P3）

聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずる法律。「電話リレー法」とも呼ばれる。2020（令和2）年12月施行。

統合失調症（P83）

幻覚や妄想といった精神病症状や意欲・自発性の低下などの機能低下、認知機能低下などを主症状とする精神疾患。

■な行

難病（P3）

原因不明の難治性疾患を総称する一般用語で、「難病対策要綱」によれば原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病となっている。パーキンソン病、多発性硬化症等が指定されている。

難病の患者に対する医療等に関する法律（P13）

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。2015（平成27）年1月施行。

日常生活自立支援事業（P41）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。実施主体は都道府県・指定都市社会福祉協議会で、窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施される。

ノーマライゼーション（P27）

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（普通）な社会であるとの考え方。

■は行

発達障がい（P6）

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれる。

パブリックコメント（P7）

行政が法令や政策を決めていく過程で民意を反映させる仕組み。「パブコメ」と略す。ホームページなどで計画案を公開して、郵送やファクス、メールで意見を募る。1999（平成11）年に導入が閣議決定され、国から地方自治体に広まった。

バリアフリー（P3）

障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

P D C A サイクル（P23）

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。

避難行動要支援者（P44）

大治町避難行動要支援者避難支援計画によって定められている、要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にある者で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。身体障害者手帳1級又は2級に該当するものなど。施設等入院・入所者については、施設等で対応するため対象外とする。

福祉避難所（P44）

災害発生時に一般の避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等を受け入れるため、特別な配慮がなされた避難所。

法定雇用率（P19）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合。2024（令和6）年4月1日からは民間企業では2.5%、国・地方公共団体・特殊法人では2.8%、都道府県等の教育委員会では2.7%と定められている。法定雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

補装具（P37）

障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるものなど。義肢、装具、車いすなど。

■ま行

モニタリング（P101）

計画に照らして、現在提供されているサービスが適切かどうか、サービスが計画に基づいて提供されているかどうかなどを、観察、把握、評価すること。

■や行

ユニバーサルデザイン（P42）

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記 (P46)

聴覚に障がいがある方のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、パソコンなどを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。

■ら行

ライフステージ (P28)

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・老後・死に至るまでのそれぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがある。

リハビリテーション (P27)

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において人間らしく生きる権利の回復に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

療育 (P14)

障がいをもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

療育手帳 (P11)

知的障がい児及び知的障がい者を対象に都道府県知事が交付する障害者手帳。児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された場合に受けることができる。一貫した指導相談を実施し、各種援護措置を受けやすくすることを目的とする。

大治町障害者計画

2024（令和6）年度～2029（令和11）年度

第7期大治町障害福祉計画 第3期大治町障害児福祉計画

2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

2024（令和6）年3月

発行：大治町 福祉部 民生課

〒490-1192

愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

TEL：052-444-2711（代表）

FAX：052-443-4468



マスコットキャラクター
はるちゃん